

東アジア研究

East Asian Studies

22:23

合併号

2018年3月

- 新たな国際情勢下の東北アジア地域経済協力 小川 雄平
- 大阪市営渡船の観光資源化に関する考察 福田 晴仁
- 2012年重慶事件をめぐる日本の新聞の報道状況に関する分析 渡辺 直土
- ASEAN における投資自由化の進展と課題 猿渡 剛
- 中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討 高橋 孝治
- 2017年度 学会活動

東アジア学会

東アジア研究 第22号・第23号合併号

目 次 CONTENTS

〈論 文〉

- 新たな国際情勢下の東北アジア地域経済協力 小川 雄平 1
Regional Economic Cooperation in Northeastern Asia OGAWA Yuhei
under New International Affairs

- 大阪市営渡船の観光資源化に関する考察 福田 晴仁 21
Consideration of the Osaka Municipal Ferryboat as a Tourist Attraction FUKUDA Seiji

- 2012年重慶事件をめぐる日本の新聞の報道状況に関する分析 渡辺 直土 39
Analysis of Japanese Newspapers Reports on Bo Xilai Scandal in 2012 WATANABE Naoto

〈2016年度徳島賞受賞論文〉

- ASEAN における投資自由化の進展と課題 猿渡 剛 63
Investment Liberalization in ASEAN: Progress and Challenges SARUWATARI Tsuyoshi

- 中国で公訴時効(訴追時効)により有罪とならなかった場合の分析検討 … 高橋 孝治 79
Study in case of not convicting by the prescribed statute TAKAHASHI Koji
of limitations in China

〈活動報告〉

- 2017年度 学会活動 99
Year 2017 Activity Report

新たな国際情勢下の東北アジア地域経済協力

Regional Economic Cooperation in Northeastern Asia under New International Affairs

小 川 雄 平

OGAWA Yuhei

Abstract

Repeated testing of nuclear capabilities and missile launch by North Korea has forced increased tensions within the international community. And the provocations by North Korea does not appear likely to stop unless the United States recognizes them as one of the central interests and changes its stance of appealing only to military pressure besides Chinese led sanctions. This is because I believe that neither military pressure nor increased economic sanctions will halt the nuclear development of North Korea. Here, I will argue that more economic sanctions will not function effectively towards denuclearization from the perspectives of ①Sino-North Korean relations, ②border trade between China and North Korea, and ③North Korea's unique economy. Furthermore, I will propose alternatively, 'a regional economic cooperative' consisting of logistical, energy and trans-border tourism alliances. My view is that such a regional economic cooperative that includes North Korea will foster trust relationships among the concerning countries and bring about stability in the region while ensuring security for North Korea at the same time by impeding any military attack from the United States.

要 旨

度重なる朝鮮の核実験やミサイル発射実験が国際社会に緊張を強いている。米国が当事者として朝鮮に向き合わず、軍事圧力と中国頼みの制裁強化に訴えるだけでは、朝鮮の挑発は止みそうにない。軍事圧力はもちろん、経済制裁を強化しても朝鮮の核開発は阻止出来ないと思われるからである。筆者は、経済制裁が核開発を断念させる上で有効に機能しないことを、①中朝関係、②中朝国境貿易、③特異な朝鮮経済から明らかにする。その上で、オールタナティブとして、物流協力・エネルギー協力・越境観光協力によって形成される「地域経済協力体」を提起する。朝鮮をも内に取込んだ地域経済協力体は関係国相互間に信頼関係を醸成して地域の安定化をもたらすと同時に、米国からの攻撃を回避し得るという意味で、朝鮮にとっても確かな安全保障となるのである。

はじめに

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国、以下「朝鮮」と略記）が、2017年7月4日と28日に大陸間弾道ミサイル（ICBM：Intercontinental Ballistic Missile）の発射実験を、9月3日に6回目の核実験を強行して以来、東北アジアは極度に緊迫した情勢下に置かれることになった。11月29日未明、朝鮮は遂に米全土を射程に入れた新型のICBM「火星15号」の発射実験を行うに至った。米本土を射程に収めるICBMの発射実験と核実験は米国が軍事行動を起こす「レッドライン（朝鮮が超えてはならない一線）」とされ、中国の警告¹もあって、朝鮮も強行しないだろうとの期待は裏切られた。朝鮮は国際社会の非難はもちろん「レッドライン」も意に介さず、核・ミサイル開発を継続する構えである²。抑止力となる核兵器を持たなかったが故に、イラクもリビアも米国の攻撃を許したのだとの判断があるとすれば³、核弾頭装備のICBMを実践配備する段階まで、朝鮮はミサイル発射と核実験を止めないものと思われる。米国は「レッドライン」を曖昧にすることで報復を控えているが、トランプ大統領やマティス国防長官は「軍事的解決」にも再三言及しており、武力攻撃の可能性が消えたわけではない。

日本政府は米領グアム沖にミサイル4発を発射するとの朝鮮の計画発表を受けて、ミサイルが通過する中国・四国4県に、落下に備えて地对空誘導弾パトリオットミサイル（PAC3）の配備を決め、ミサイル発射基地を攻撃する「敵基地攻撃能力」の保有を検討し始めた⁴。話合い路線を掲げて登場した韓国の文在寅政権も、中国が反発する地上配備型ミサイル迎撃システム（THAAD: Terminal High Altitude Area Defense missile）6基の配備を追認し、米軍との合同軍事演習で朝鮮を威嚇するに至ったのである。

問題は、米国が中・露に朝鮮への影響力行使を要請するのみで、当事者として事態の收拾を図ろうとしないことにある。朝鮮を交渉相手と認めずに軍事圧力や威嚇を繰り返しても、朝鮮の挑発が止まないことは明らかになったにもかかわらず、である。米国が当事者として朝鮮に向き直るまで緊迫した情勢は止みそうにないが、米国は朝鮮を「テロ支援国家」に再指定すると共に、丹東東源実業等複数の貿易会社を新たに制裁対象に加えて中国への圧力を強め、国連安全保障理事会の場を利用して経済制裁の強化に動くばかりである。

これに対して、全く異なった新たな動きもある。それは、安全保障は核兵器の抑止力に頼らず、話合いや交渉といった平和的な外交手段によって達成すべきだとする国際世論が

¹ 中国は、核実験を強行すれば、国連安保理に石油の輸出制限等の厳格な措置を求めると警告していた（『環球時報』2017年4月12日）。なお、「石油」は、原油ではなく石油製品を指すと思われる。

² 朝鮮の政府高官も、7月4日のICBM発射は主権国家としての判断で、他国の都合は関係ないと述べている（『日本経済新聞』2017年7月5日）。

³ リビアのカダフィ政権は03年に核放棄したにもかかわらず、11年に米英仏の攻撃を受け崩壊したが、この事態に朝鮮が衝撃を受けたとすれば、朝鮮は簡単に核放棄には応じないと思われる。

⁴ 『日本経済新聞』2017年8月8日、12日。日本のこのような動きが周辺諸国に軍拡競争を誘発する虞も無視できない。

国連の場で明確にされたことである。核保有国の反対表明や核の傘にある日本・韓国等の決議不参加にもかかわらず、核兵器の開発・実験・製造・保有・使用及び威嚇としての使用をも禁止する「核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)」が17年7月7日、122ヶ国の賛成を得て、国連本部で採択された。安全保障の現実を無視しているというのが核保有国の反対理由であるが、核兵器に頼らざるを得ないような安全保障の現実を作り出したのは他ならぬ核保有国であり、安全保障は平和的な外交手段に頼るべきだとする国々が圧倒的に多いことが明らかになった⁵。

このような新たな国際情勢の下で、東北アジアの地域経済協力は如何に進めればよいのであろうか。地域経済協力の推進のためにも、朝鮮の核放棄が喫緊の課題であることはいうまでもないが、筆者は、軍事的圧力や経済制裁に頼って朝鮮に核放棄を迫るのではなく、国際世論も期待する、信頼の醸成と話し合いによる交渉という平和的手段で実現すべきであると考えている。そのために地域経済協力の枠組みを活用するというのが筆者の主張である。本論では、以上のような問題意識の下に、経済制裁もまた有効な解決手段ではないことを明確にし、オールタナティブとして、地域経済協力の結果形成される「地域経済協力体」を提示し、東北アジア地域の安定化と安全保障体制構築の途を模索することにしたい。

1. 国連安全保障理事会の経済制裁と中朝貿易

軍事的威嚇や圧力では朝鮮の軍事的挑発を止めさせ得ないことは明らかになった。それでは、経済制裁はどうであろうか。朝鮮に対する経済制裁は、米国・日本・韓国等が独自に科しているもの⁶と、国連安全保障理事会の決議を受けて加盟国が履行しているものがある。ここでは、国連安保理の決議による制裁措置の履行状況を、中国の対朝鮮貿易を取り上げて見ておきたい。というのは、中国は朝鮮の核実験にもミサイル発射実験にも反対しているが、話し合いによる解決を主張して独自制裁は行わず、国連安保理の制裁決議を履行しているので、朝鮮の対外貿易の80%を占め⁷、その死命を制するともいわれる中国の貿易を通じて履行する制裁の如何が、朝鮮経済に大きな影響を及ぼすと思われるからである。

朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射実験を非難する国連安保理の制裁決議は、2006年10月9日の第1回目の核実験を受けて10月14日に採択された決議1718号が最初である⁸。その後、09年5月25日の2回目の核実験を受けて決議1874号（6月12日採択）が、13年2月12

⁵ 「核兵器廃絶国際キャンペーン ICAN」のノーベル平和賞受賞もあって反核の機運が広がっている。

⁶ 例えば米国は大統領令に基づき、核・ミサイルへの関連が疑われる朝鮮の組織・個人の在外資産の凍結や金融取引の停止等の措置を、日本は朝鮮との貿易取引や送金の禁止、朝鮮籍者の入国禁止等の措置を、韓国は開城公団の協力事業を2016年2月のミサイル打上げを機に停止して南北協力事業を全て遮断する措置を採っており、3国共に朝鮮との貿易取引は行っていない。

⁷ 国際通貨基金 (IMF) は世界97ヶ国の貿易統計から朝鮮の貿易を推計しているが、それによれば、朝鮮の貿易（南北交易は除く）に占める中国の割合は2014年の輸出78%、輸入79%、15年の輸出76%、輸入76%である (IMF, “Direction of Trade Statistics Yearbook 2016”, 2016)。なお、KOTRA の発表によると、16年の朝鮮の対中貿易依存度は92.5%と圧倒的に大きい (『日本経済新聞』2017年7月22日)。

日の3回目の核実験を受けて決議2094号（3月7日採択）が、16年1月6日の4回目の核実験を受けて決議2270号（3月2日採択）が、更には同年9月9日の5回目の核実験を受けて決議2321号が11月30日に採択された。17年8月5日には、7月4日・28日のICBM発射実験を受けた制裁強化の決議2371号が、同9月11日には、9月3日の6回目の核実験を受けた決議2375号が、更に12月22日には11月29日のICBM「火星15号」の発射実験を受けた追加決議2397号が、何れも全会一致で採択された⁹。

このように、朝鮮の核実験の度に制裁決議が採択され、加盟国が制裁を実施しても、朝鮮の核実験もミサイル発射実験も中止されなかった。制裁の対象も、金融・貿易取引や人的交流まで網羅した広範なものとなっているにもかかわらず、である。そうして、その原因は、中・露の反対で朝鮮経済を即刻崩壊に導く程の厳しい制裁内容ではないことに加えて、朝鮮経済の命運を握る中国が経済制裁を厳格に履行していないことにあり、考えられているのである。実際、17年8月5日の決議2371号では、朝鮮の輸出の「抜け穴」を塞ぐべく、石炭、銑鉄・鉄鉱石、鉛・鉛鉱といった鉱産物と水産物の全面禁輸が謳われることになった¹⁰。次に、この決議と16年11月30日採択の安保理決議2321号¹¹を取り上げて、国際社会から疑惑の目を向けられている中国の履行状況を見ておくことにする。決議2375号と追加決議2397号が制裁対象に加えた精製石油製品と原油については節を改めて詳述する。

決議2321号は、朝鮮が強行した5回目の核実験に抗議して採択されたものである。9月9日の核実験から決議案採択に至るまで実に3ヶ月近くを要したが、朝鮮の最大の輸出品目である石炭について、例外の「民生用」名目による対中国輸出が増大して制裁が有効に機能しなかったことから、米国が民生用も含めた輸出制限を提案、米・中間で上限枠をめぐって協議が長引いたからだという¹²。しかし、最終的にロシアと中国も賛同した同決議は、朝鮮の主要輸出品の夫々について原則禁止か、厳しい数量制限措置を設けた点で画期的なものとなった。すなわち、加盟国内の朝鮮の銀行・金融機関の閉鎖に加えて、輸出信用や保険等の貿易取引支援の禁止を謳った上で、朝鮮の外貨稼得源となっている非鉄金属（銅・銀・ニッケル・亜鉛）とその鉱石の輸入や彫像の輸入を禁止、鉄鉱石については、核・ミサイルと無関係で生活上必要な民生用は例外とするも、それ以外は原則として輸入禁止とし、朝鮮最大の外貨稼得源である石炭については、民生用も含めて輸入国全体の輸入枠を設定して輸入を制限¹³、加えて各輸入国は毎月の輸入量を30日以内に制裁委員会に

⁸ 決議1718号以前にも、決議825号（93年）・決議1540号（04年）・決議1695号（06年）があるが、何れも加盟国に法的拘束力を持たない決議である。

⁹ 決議2371号は外務省告示288号（2017年8月16日）、決議2375号は同333号（9月22日）、決議2397号は同7号（2018年1月18日）を参照されたい。

¹⁰ 同品目の輸出額10億ドルは輸出総額の3分の1に相当するという（『日本経済新聞』2017年8月5日）。

¹¹ 決議2321号は外務省告示463号（2016年12月9日）を参照。

¹² 『日本経済新聞』2016年11月1日。

¹³ 具体的には、16年の輸入枠を100万866t又は5,349万5,894ドルの何れか少ない方とし、翌17年からの輸入枠は年間750万t又は4億87万18ドルの何れか少ない方とする。この措置により朝鮮の石炭輸出を年間7億ドルか、輸出量を15年比62%削減できるというのが米国の見方である。

報告する等の措置が採られたからである。この決議に加えて、新たに決議2371号が採択され、17年9月からは、民生用の例外が認められていた鉄鉱石と輸入上限枠が設定されていた石炭は、共に全面輸入禁止となった。また、新たに水産物の輸入も禁止されることとなった。

これらの制裁決議を受容れて、中国は決議内容を厳格に履行したのであろうか。現時点で利用できる貿易統計から確認してみよう。中国の17年1～12月の対朝鮮輸入総額は17億2,338万ドル、前年の25億3,928万ドルに比べて32.1%の減であった¹⁴。朝鮮からすれば、外貨稼得額が3分の2にまで減少したことになり、制裁措置は履行されているように見えるが、主要な輸入品目はどうかであろうか。決議2321号で輸入枠が設定され、同2371号で全面輸入禁止となった石炭に関しては、朝鮮産石炭（ほとんどが無煙炭）の最大の輸入国である中国はどのように対応したのか、利用可能な1～10月及び通年の貿易統計を基に、検証してみよう。

付表1 中国の対朝鮮無煙炭（HS270111）の輸入（2017年1～12月）

単位：万トン、万ドル

	1月	2月	3～7月	8月	9月	1～9月	10～12月	通年値
数 量	144.2	122.9	0	163.4	50.9	481.4	0	481.4
金 額	12,157.2	9,740.0	0	13,792.5	4,395.4	40,085.1	0	40,281.8

出所：東アジア貿易研究会の調べ（原資料：Global Trade Atlas）による。

新聞報道によれば、中国は17年2月19日、朝鮮からの石炭（HS2701）の輸入を全面的に禁止する措置を採ったという¹⁵。その後に公表された貿易統計を見ると、同年3～7月の対朝鮮無煙炭（HS270111）輸入は計上されなかったが、8月に急遽163.4万トン（1億3,792.5万ドル）、9月にも50.9万トン（4,395.4万ドル）の輸入が計上された結果、1～9月の輸入量は481.5万トンで、750万トンの制限内、輸入金額も4億85.1万ドルで、設定された上限枠4億87万18ドル内に収まった。9月からは制裁決議2371号が発効、その下で石炭の輸入は全面的に禁止されることから¹⁶、輸入可能な8月～9月4日に駆け込み輸入があったものの、10月以降は輸入が停止されている。ただ、通年値を見ると、輸入量は481.4万トンで変わらないが、駆け込み輸入の計上漏れがあったためか、輸入金額は4億281.8万ドルとなっており、上限値を200万ドル近く超えている（付表1参照）。決議2371号は、厳格にはないが、履行されたと見てよいであろう。

次に、朝鮮からの輸入が比較的多い非鉄金属亜鉛鉱（HS2608）について見ておくと、輸入は3月で終了、4月からは輸入統計に計上されなくなった。他の輸入禁止品目である金鉱（HS26169000）・チタン鉱（HS26140000）は17年から、バナジウム鉱（HS261590909）・レアメタル鉱（HS25309020）は16年から輸入を控えており、中国は、国際社会に制裁履行

¹⁴ 中国海関総署「月報」（www.customs.gov.cn/customs/302249/302274/302276/1421252/index.html）。

¹⁵ 『日本経済新聞』2017年2月19日。

¹⁶ 中国商務部・海関総署は8月14日、輸入手続きを9月5日から停止する旨を公告した（中国商務部 HP：www.mofcom.gov.cn/article/b/c/）及び日本国際貿易促進協会『国際貿易』2017年8月29日）。

を強くアピール出来たのである。

しかし、鉄鉱石の輸入に関して中国は、国際社会から疑惑の目を向けられた。というのは、民生用を除き原則輸入禁止とされた朝鮮産鉄鉱石の輸入急増が判明したからである。ちなみに中国の貿易統計によれば、17年1～8月の対朝鮮鉄鉱石輸入は、数量が前年同期比30.9%増の165.6万トン、単価上昇もあって輸入金額は1億334.4万ドルに達し、前年同期の2倍近くを記録した(付表2参照)。国際社会は、中国が民生用の例外を盾に、鉄鉱石の輸入増で朝鮮の外貨稼得を助けているのではないかと疑った。その結果、新たな決議2371号は、鉄鉱石に加えて銑鉄をも全面輸入禁止としたのである。これを受けて中国は、商務部・海関総署が9月5日からの輸入手続き停止を公告、鉄鉱石(HS2601)と銑鉄(HS7201)の輸入を禁止した。付表2を見ると、鉄鉱石・銑鉄共に9月の輸入が激減、10月以降12月まで輸入実績は無く、決議2371号の履行が確認できる。

付表2 中国の対朝鮮鉄鉱石(HS2601)・銑鉄(HS7201)の輸入(2017年1～12月)

単位: トン、万ドル

鉄鉱石	1～6月	7月	8月	1～8月	前年比増減	9月	10～12月
数量	1,336,544	175,980	143,343	1,655,867	30.9%増	3,035	0
金額	8,595.4	919.5	819.5	10,334.4	90.7%増	5.5	0
銑鉄	1～6月	7月	8月	1～8月	前年比増減	9月	10～12月
数量	97,326	18,232	17,876	133,434	90.7%増	37	0
金額	2,425.7	431.6	448.8	3,306.1	155.3%増	1.1	0

出所: 付表1に同じ。

次に、決議2371号により、新たに制裁の対象とされて9月から輸入禁止となった鉛(HS78)・鉛鉱(HS2607)と水産物(HS03)の輸入状況を見ておくと、鉛鉱は10月、鉛は9月から、また6月から輸入が急増した水産物も9月から、何れも輸入は停止されており、12月まで計上値ゼロが続いている(付表3・4参照)。

付表3 中国の対朝鮮鉛鉱(HS2607)・鉛(HS78)の輸入(2017年1～12月)

単位: トン、万ドル

鉛鉱	1～8月	9月	10～12月	鉛	1～8月	9月	10～12月
数量	91,895	1,321	0	数量	1,522	0	0
金額	7,360.1	118.2	0	金額	309.3	0	0

出所: 付表1に同じ。

付表4 中国の対朝鮮水産物(HS03)の輸入(2017年1～12月)

単位: トン、万ドル

	1～5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
数量	18,396	30,043	28,789	18,688	0	0	0	0
金額	4,293.1	4,668.3	4,508.7	2,814.1	0	0	0	0

出所: 付表1に同じ。

以上のように、貿易統計を見る限り、中国は決議2321号も2371号も共に履行を果たしている。しかし、国際社会は完全に納得しているわけではない。経済制裁によって朝鮮の経済が混乱するような事態にならないよう、中国が制裁に手心を加えているのではないかと疑っているからである。したがって、中国に対しては、制裁を更に厳格に実行するように圧力を掛けるべきだということになる。果たして、中国は制裁に「手心」を加えているのであろうか。節を改めて、いま少し敷衍してみよう。

2. 中・朝間の長い国境線と国境貿易

中国と朝鮮は共に朝鮮戦争を戦ったことから、「唇齒の関係」や「血盟の関係」と称される特別な友好関係にあると信じられてきた。しかし、現在も果たしてそうであろうか。中・朝共に指導者が交代して既に数年が経過したというのに、伝統とされてきた首脳の往来は見られない¹⁷。そればかりではない。象徴的なのは、2015年9月3日に北京で開催された「抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」である。「唇齒の関係」にあるはずの朝鮮は、金正恩委員長でも、対外的に国家を代表するとされる金永南最高人民会議常任委員長でもなく、崔竜海党書記（当時）を派遣した。中国側も、韓国の朴槿恵大統領には習主席に直ぐ近い席を準備したが、朝鮮の崔竜海党書記には端近の席をあてがったという¹⁸。また、17年10月開催の中共党大会の報告という友党間の儀礼も、従来に比べ格下である宋濤対外連絡部長（中央委員）の派遣で済ませたに止まらず、中国国際航空の北京－平壤便も、宋濤対外連絡部長の帰国に合わせて中国側が一方的に閉鎖してしまった。更に、新聞報道によれば、中朝関係は「かつては血で固められた関係だったが、核問題で今は対立関係になった」と、汪洋副首相が訪中した公明党山口代表に述べたという¹⁹。中国にとって、核実験やミサイル発射実験を繰り返す朝鮮は、米軍との緩衝地帯ではあるが、特別に親密な友好関係にある国ではなくなり、「普通の隣国」になったということであろう²⁰。

とはいえ、1,400kmに及ぶ長い国境線で直接に接する隣国であるから、関係が大きく悪化することだけは避けているものと思われる。というのは、長い国境線を防衛し、安全保障を確保する最善の策は、互いに無用な緊張関係を作り出さないことだからである。もしも緊張が高まって有事となれば、長い国境線を完全に防衛することは敵わない。とすれば、互いに隣国との関係改善に努め、構築された良好な関係を維持することが不可欠となる。

¹⁷ 日本経済新聞中沢克二編集委員は、金正恩の叔父の張成沢の12年8月訪中の際、胡錦濤主席に正恩を排して正男を中国の後ろ盾で擁立したい旨相談したところ、正恩と気脈を通じていた周永康が正恩に通報、張は処刑、正男も殺害されたが、この結果、中朝関係は拗れたという（『日本経済新聞』2017年8月17日）。

¹⁸ 『日本経済新聞』2015年9月4日。

¹⁹ 『日本経済新聞』2017年12月2日。

²⁰ 中国内でも「普通の隣国関係に」という主張が増えている。退役軍人のものとしては、[綾野・富坂聡]を参照されたい。最近の『環球時報』（2017年8月11日）も、朝鮮が米領を威嚇するミサイル発射で報復を招いても中国は中立を保つように論評している。北京大学朝鮮半島研究中心金東吉所長は、中国の対朝鮮政策は固定的ではなく、柔軟かつ現実的だと見ている（[Kim, Donggil] and Lee, Seong-hyon）。

中国は、ロシアとの領土問題をめぐる軍事衝突とその後の交渉過程から、隣国との間で関係改善に努めて友好関係を維持することが安全保障の観点から極めて重要であることを、身を以て体験しているのである²¹。中・露の国境線（4,300km）に比べれば短いとはいえ、1,400kmに及ぶ中・朝の国境線も十分に長く、有事の際に防衛が容易な距離ではない。したがって、中国にとっては朝鮮との関係も良好で安定していることが肝要である。関係が大きく悪化、あるいは不安定化して有事に至ることは避けなければならない。中国が朝鮮に独自の経済制裁を加えず、安保理の経済制裁にも慎重なのは、長い国境線で対峙する隣国との関係が悪化・不安定化して安全が脅かされるのを心配してのことである。

中国が隣国との関係維持の重要な手段としているのは、国境地域の頻繁な経済交流である。具体的には、「辺境（国境）貿易」と称される、国境地域住民や認可地場企業による越境民間取引であるが、多民族国家中国にあっては、民族政策と不可分に結びついている。というのは、中国の人口のおよそ10%を占める少数民族（55民族）は国境地域に偏在していることが多く、少数民族の福利厚生増進や生活の向上を図るためには、隣国との貿易を梃子に国境地域の経済を発展させることが必須となるからである。ここから政府は、国境地域の住民や認可企業が隣国の住民や企業との間で営む地方レベルの取引に税制上の優遇措置を付与し、その発展に努めている。これが「国境貿易」であり、それはまた国境地域の頻繁な経済交流として隣国との関係の改善・維持に大きく貢献しているのである。

東北地域では、露・朝との国境地域で国境貿易が営まれているが、ここでの問題は、東北地域の代表的な少数民族である「朝鮮族（朝鮮系中国人）」が、国境を隔てた朝鮮の国境地域住民との間で営んでいる地方間貿易取引である。180万人を数える朝鮮族の多くは吉林省の国境地域に居住しているが、彼等の中には朝鮮に親族を持つ者も多い。彼等は朝鮮の親族訪問の際に一定金額の中国産品を携行するが、朝鮮からは交換に入手した木耳・干鰯等の食品や木材等が持ち帰られる。この越境取引は「探親」と称される親族訪問取引で、国境民に指定交易地点で自由な取引を許す「辺民互市」同様に、政府が奨励する国境貿易の一形態として関税・輸入環節税（増値税＝付加価値税）の全額免除措置が採られている²²。

これらは何れも隣国朝鮮との地方レベルの民間交易であるが、国境地域の経済発展と少数民族の福利厚生のための政府の重要な政策の一環であるから、交易相手国が国連安保理から経済制裁を受けている朝鮮だからといって止めることは出来ない。交易の中止や制限は、国内の朝鮮族や彼等の居住地域に犠牲を強いるのみならず、多民族国家中国の民族政策にも抵触するからである。中国としては、国連安保理の経済制裁に安易に同意できないのはもちろん、国境貿易の停止も容認できないことになる。

そこで問題となるのは、8月5日採択の制裁決議2371号と9月11日採択の制裁決議2375号、更には12月22日採択の追加制裁決議2397号である。貿易取引に関する制限事項だけを

²¹ 中国は、ウスリー川の島の領有をめぐるロシアと戦火を交えたが、関係改善に努めた結果、ロシアとの国境画定交渉が進展して、島の領有問題も解決を見た。詳しくは、[小川雄平2014年]を参照されたい。

²² 国境貿易には政府認可企業による「小額取引」もあるが、関税半額免除のため貿易統計に計上される。

列挙しておく、何れも「民生用」の例外条項を無くし、決議2371号が石炭、銑鉄・鉄鉱石、鉛・鉛鉱及び海産物といった朝鮮の主要輸出品を全面禁輸、決議2375号が、朝鮮向け原油輸出量を現状維持に制限、精製石油製品輸出量を17年は50万バレルに、翌18年以降は年間200万バレルに制限し、朝鮮からの繊維品の輸入を全面禁止する内容である。追加決議2397号は禁輸品に初めて HS コードを付し、朝鮮からの輸入禁制品を食品・農産物（HS コード07・08・12）、土石類（同25）、木材・木製品（同44）、機械機器（同84）、電気機器（同85）、船舶（同89）にまで拡大（過去の制裁と併せ、ほぼ全ての輸入品が禁輸）、輸出禁制品に鉄鋼・金属（同72～83）、機械類（同84・85）、輸送機器（同86～89）を追加（但し、朝鮮の民間航空機用の補充部品は除かれる）、朝鮮向け精製石油製品の輸出上限を18年1月1日より12ヶ月間50万バレルに削減、原油の17年12月22日から12ヶ月間の供給上限を400万バレル又は52.5万トンに明確化している²³。

国境貿易への影響がとりわけ大きいと思われるのは、海産物、繊維品、食品・農産物、木材・木製品や民生用の機械・電機・輸送機器類であろう。かつて中国が養鶏の盛行による飼料穀物不足からトウモロコシの輸出を禁止した際（94年11月～96年5月）、朝鮮の海産物は、海上や鴨緑江下流の朝鮮領の島嶼部（薪島・綢緞島）を交易の場に、中国の禁輸中のトウモロコシと交換されて朝鮮の食糧危機を救ったことがあった²⁴。この取引は、国境地域の漁民相互の民間交易であるから「辺民互市」と称される国境貿易の範疇に入り、輸入関税を免除されたが故に、貿易統計には計上されなかった。

朝鮮族が交易品を携えて朝鮮の親族を訪問し取引する「探親」の役割も無視できない。当時、地元の税関が朝鮮の窮状に同情して1人1,000元の免税枠を1,500元（トウモロコシ1トンの価格に相当）まで黙認したので、朝鮮族は食糧であるトウモロコシ1トンを携行して国境を越えたという²⁵。朝鮮では餓死者も少なくなかったというが、中国との国境に近い地域は、「探親」や「辺民互市」のお陰で食糧を確保し得た。禁輸中のトウモロコシも、免税範囲内であれば貿易統計に計上されることはなく、したがって禁を破ったことにはならないので、問題なく、食糧危機に喘ぐ朝鮮に届けられたのである。中国でよく耳にする、「上（中央政府）に政策あれば、下（地方政府・現場）に対策あり」の典型である。

現状では、「辺民互市」は、国境線から20km以内に居住する国境住民が指定交易地点で行う取引とされ、1人1日8,000元（1,200ドル）以内の取引であれば輸入関税が免除される。「探親」も免税枠は同じく1人1回8,000元である。共に、免税枠内であれば貿易統計には計上されない、安保理決議で禁輸とされた海産物、繊維品、食品・農産物、木材

²³ UN., Meeting Coverage and Press Releases SC/13141 22 December 2017 ‘Security Council Tightens Sanctions on Democratic People’s Republic of Korea, Unanimously Adopting Resolution 2397 (2017)’ (<https://www.un.org/press/en/2017/sc/3141.doc.htm>). 外務省告示第7号（2018年1月18日）に全文の和訳が掲載されている。なお、中国は2017年12月22日までの契約品で18年1月22日中に通関手続きされた輸入品は輸入を認めるとしている（商務部・海関総署公告2018年第4号（2018年1月5日））。

²⁴ 当時の取引高を丹東市政府は往復6,300万ドル規模と推計している。

²⁵ 筆者の調査では「探親」で少なくとも年間5万t規模のトウモロコシが運ばれた（小川雄平2015年）。

や民生用機器類も、免税範囲内であれば取引が可能となるのである。実際、国境都市の遼寧省丹東市新区国門湾には15年10月に「辺民互市貿易区」が設置され、朝鮮住民専用の販売ブースも準備されている²⁶。吉林省の国境の図們通商口にも10年10月に「辺民互市貿易区」が設けられたが、こちらは朝鮮からの国境住民の来訪は期待できないからか、吉林省側の国境住民が「互市貿易証」を携えて朝鮮側南陽の「貿易区」に赴き、購入した朝鮮産品に免税措置を講じるもので、「辺民互市」と「探親」の中間形態といっていよい²⁷。

このように、安保理決議2371号と同2375号、更には追加決議2397号では、従来の「民生用」の例外措置は認められなくなり、ほぼ全ての取引品目が禁輸となって国境住民への影響が懸念されるが、国境住民の越境取引である「探親」や「辺民互市」を活用することで、免税の範囲内ではあるが、貿易取引は維持されることになる。それは経済制裁に「抜け穴」があることを意味する。更にいえば、制裁の一部緩和を意味し、中朝関係が最悪の事態に陥るのを防ぐ手段ともなり得よう。国境貿易の免税範囲は1日に1人8,000元であっても、例えば10人の名義にすれば8万元の取引も可能になる。正しく「下に対策あり」である。中国に経済制裁の厳密化を強いても、それは出来ない相談なのである。

3. 原油の供給停止問題とアウタルキー経済

前節で検討したように、中国は①長い国境線で対峙する隣国朝鮮と決定的に対立する事態は避けざるを得ず、②国内の少数民族である朝鮮族に犠牲を強い、民族政策にも抵触する国境貿易の停止は出来ない。このことから、中国は安保理の経済制裁を全面的に履行しているが、国際社会には「手抜き」に見えるのであった。そこに、朝鮮による6回目の核実験と米国全土を射程に収めたICBMの発射実験である。対応は制裁の強化、予想通り石油を制裁対象に加えた制裁決議2375号とその強化を盛り込んだ追加制裁決議2397号の採択である。その制裁内容を見ておくと、コンデンセート（Condensate 超軽質油）と天然ガス液（NGL: Natural Gas Liquids）の全面禁輸、精製石油製品については17年内の限度枠50万バレル、18年以降の年間限度枠50万バレルを超える朝鮮向け輸出は禁止し、各加盟国に輸出量の報告を義務付けるというものである。原油については後述することにして、次に、精製石油製品の輸出制限の影響を考察してみよう。

制裁決議2375号を受けて中国商務部と海関総署は9月22日、精製石油製品（関税番号HS2710、同HS2712及び同HS2713）の朝鮮向け輸出を17年10月1日～12月末は50万バレル（6万トン）に、18年以降は年間200万バレル（24万トン）に制限する旨を公示したが、追加決議2397号を受け、18年1月5日には、18年1月からの精製石油製品の輸出量を年間50万バレル（6万トン）に制限する告示を出した²⁸。精製石油製品の内、航空燃料は、16年

²⁶ 詳細は、『遼寧日報』2015年7月11日、国際貿易促進協会『国際貿易』2117号（2015年7月21日）、[東アジア貿易研究会2016年12月]等を参照されたい。

²⁷ 『延辺日報』2010年10月14日にルポ記事がある（朝鮮族ネット <http://www.searchnavi.com/~hp>）。

3月の制裁決議2270号の規定により、民間航空機への燃料補給を除く航空ガソリン・ジェット燃料・ロケット燃料の輸出は禁止で²⁹、中国も輸出を控えている。

商務部・海関総署の公示に記載されている精製石油製品3品目の朝鮮向け輸出状況を見ておくと、付表5の通り、その95%以上が「ガソリン・軽油等」である。50万バレル（6万トン）に制限された17年10～12月の3品目の輸出数量は、最大品目の「ガソリン・軽油等」の激減の結果、僅々3,017トンとなり、十分に制限内に収まった。この結果、精製石油製品の年間輸出货量も9.7万トンに抑えられた。このまま推移すれば、18年以降の年間上限50万バレル（6万トン）も遵守されそうである。それでは、朝鮮は輸入に頼れない大量の不足分をどのように補うのであろうか。朝鮮の誇る「C1化学」³⁰の成果、すなわち国内炭のガス化による合成燃料で賄われるのであるが、この点については後述する。

付表5 中国の対朝鮮精製石油製品輸出数量

単位：トン

関税番号 輸出品目	2015年	2016年	2017年1～9月	同10～12月	2017年
HS2710 ガソリン・軽油等	218,087	274,402	89,807	1,063	90,870
HS2712 ワセリン・パラフィン等	51	79	73	6	79
HS2713 石油コークス等	11,541	6,010	4,534	1,947	6,481
合 計	229,679	280,491	94,414	3,017	97,431

出所：付表1に同じ。

次に、国際社会が強く求める原油の供給制限について見ておこう。制裁決議2375号は朝鮮への原油の提供について、「この決議の採択の日から、いかなる12カ月間においても、この決議の採択前12カ月間に当該加盟国が供給、販売又は移転した量を超えて」³¹はならないと規定、追加決議2397号はその具体的な上限値を200万バレル又は52.5万トンに明確化し、輸出国に90日ごとの制裁委員会への報告を義務付けている。ところで中国は、朝鮮に原油の提供を続けているのでは、という国際社会の疑惑については、肯定も否定もしていないが、90日ごとの報告の有無で、その真偽のほども判明することになる。

既に見たように、中朝関係は普通の隣国関係である。換言すれば、朝鮮に対する中国の特別な影響力も無くなっているということである。後述のように朝鮮の経済は貿易依存度の極端に低いアウタルキー経済であり、依存度80%を占めた中国との貿易取引も経済制裁の強化で極めて小さくなっている。経済的にも中国の影響力は無くなろうとしているのである。唯一あるとすれば、国際社会が信じて頼りにしている原油供給を通じた影響力のみ

²⁸ 「商務部海関総署公告2017年第52号 国連安保理2375号決議の履行に関する公告」及び「同2018年第4号 国連安保理2397号決議の履行に関する公告」（中華人民共和国商務部 HP: www.mofcom.gov.cn/article/b/c/）による。

²⁹ 安保理決議2270号の全文は外務省告示第67号（2016年3月11日）を参照。

³⁰ 一酸化炭素・メタン等炭素数1の化合物、又はこれらを原料に有機化合物を合成する有機化学をC1化学と称するが、朝鮮では、石炭を粉碎して高温で熱することで水素と一酸化炭素の混合気体とし、これを原料にメタノールを合成し、合成燃料や化学製品を生産しているという。注36も参照されたい。

³¹ 注9に同じ。

である。中国は、経済活動の生命線である原油供給を何時でも断てると思わせることで、朝鮮への影響力を保持していると信じ込ませているのであるが、実際はそうではない。中国からの原油供給が途絶えても朝鮮経済は大きな影響を受けないと思われるからである。

周知のように、中国は長年朝鮮に原油を提供してきた。付表6からも窺われるように、1990年までは市場価格を大きく下回る友好価格で、91年以降は市場価格での提供となった。市場価格決済は朝鮮には負担が大きく、食糧危機が深刻化した97年には輸入量を50万トンに半減させた。99年には、原油価格は低下したが、朝鮮の輸入は32万トンにまで落ち込んだ。その結果、輸入に占める原油の割合は10%を切った。2000年代に入り原油価格は増勢を強めたが輸入量は50万トン規模を維持、輸入に占める割合も20%以下と、安定した状態で推移した。ところが13年の57.8万トンを最後に、翌14年からは朝鮮向け輸出は中国の貿易統計に計上されなくなるのである。

付表6 中国の対北朝鮮原油輸出

単位：数量万トン、金額100万ドル、単価ドル/トン

年	輸出数量	輸出金額	輸出単価	世界向け単価	対朝輸出金額	原油の比重
1989	109.2	61	56	115	255	23.9
1990	106.3	68	64	153	305	22.2
1991	110.2	148	135	130	525	28.2
1992	101.7	123	121	128	541	22.7
1993	104.0	134	129	122	602	22.3
1994	104.6	122	116	111	424	28.8
1995	102.2	131	128	119	486	26.9
1996	93.6	119	127	137	497	23.9
1997	50.6	65	128	138	535	12.1
1998	50.4	48	96	98	356	13.6
1999	31.7	31	98	107	329	9.4
2000	38.9	76	194	207	451	16.8
2001	57.9	109	188	183	573	19.0
2002	47.2	77	162	169	468	16.3
2003	57.4	121	211	204	628	19.3
2004	53.2	139	262	241	800	17.4
2005	52.3	198	378	334	1,081	18.3
2006	52.4	247	471	432	1,232	20.0
2007	52.3	282	539	435	1,393	20.3
2008	52.9	414	784	709	2,032	20.4
2009	52.0	239	460	425	1,888	12.6
2010	52.8	326	617	543	2,278	14.7
2011	52.6	518	986	758	3,165	14.4
2012	52.3	578	1,105	915	3,446	16.8
2013	57.8	598	1,035	900	3,630	16.5

出所：『中国対外経済貿易年鑑』及び『中国海関統計年鑑』各年版より作成。

貿易統計を見る限りでは、朝鮮を上回る最大の輸出先である日本向けも同じく13年で終了、以降は輸出が停止されている。14年の中国の原油輸出総量は前年の161万7,328トンから100万トン以上少ない僅か60万193トンに過ぎなくなった³²。15年からは、保税原油すなわち第三国原産（ロシア原産だと思われる）の輸入原油が、再輸出されるに至った³³。既に原油の純輸入国である中国の輸出余力が無くなったのである。しかし、中国が「唇齒の関係」にある朝鮮に戦略物資である原油の供給を停止することは考えられず、貿易統計には計上せずに原油提供を継続しているという見方も根強い。では、50万トン規模の原油が朝鮮経済に如何なる意味を持つのであろうか。原油供給継続の有無よりも、その検討の方が重要であろう。

北京大学朝鮮半島研究中心の金東吉所長が研究報告で紹介した中国の見解によれば、朝鮮の石油消費量は、石油化学製品生産分も含めて原油換算で年間4,000万～5,000万バレルと推計され、その内の2,000万バレルは国内生産で賄っているという³⁴。国内生産というのは、朝鮮が国内で原油を採掘・生産しているのではなく、豊富な石炭を原料にC1化学技術を駆使して化学製品を生産するとともに、年間2,000万バレルの合成燃料（ガソリン・軽油等）も生産しているという意味である。

戦前の1938～43年、朝鮮半島北端の阿吾地に朝鮮人造石油会社の石炭液化工場があり、現地の低品質の褐炭を原料に石炭液化が行われていたこと³⁵を想起すれば、朝鮮にその技術が伝承されていることは容易に想像されよう。事実、朝鮮は「C1化学工業と人民生活」という映画を作成して³⁶、興南肥料連合企業所で石炭ガス化によるメタノールの合成を行い、メタノールからガソリン・軽油等合成燃料や化学製品を生産していると公表している。金正恩委員長も18年の「新年の辞」で、重点項目にC1化学工業の推進を挙げている³⁷。実際、石炭ガス化で生産されたと思われる化学工業原料の「液化エチレン・プロピレン・ブタン及びブタジエン」（関税番号HS27111400）の対中国輸出も確認できるのである³⁸。

人種差別政策「アパルトヘイト」の時代に、経済制裁を加えられて石油の輸入制限を受けた南アフリカが、豊富な石炭を利用して合成燃料を生産することで輸送燃料不足を凌いだという事例もあり、石炭を原料に合成燃料を生産すること（CTL: Coal to Liquid）は、技術的にはそれほど困難ではない。CTLを始めた南アフリカのサソール（Sasol）社の生産コストは、原油換算で1バレル＝45ドルといわれるが³⁹、最近の中国の、石炭由来のプラスチック原料オレフィンの生産（CTO: Coal to Olefine）は、原油価格が1バレル40ドルになっ

³² 2014年の輸出60万tの内訳はイラク32万t、ヨルダン18.6万t、韓国9.4万tである。他方で同年の原油輸入量は3億837万tに達した（中国海関総署『中国海関統計年鑑』2013年版及び14年版）。

³³ 中国海関総署『月刊海関統計』2015年12月、2016年12月及び2017年6月を参照。

³⁴ 金東吉「中国から見た北朝鮮情勢」東アジア学会第73回定例研究会（2017年7月15日）での研究報告による。

³⁵ 詳しくは〔安部桂司〕を参照。なお、同工場は石炭をガス化せず直接液化する日産100t規模のプラントである（斎藤郁夫「石炭の液化」http://www.jcoal.or.jp/coaldb/shiryo/material/2012_11_saito.pdf）。

³⁶ <https://youtu.be/qSySgSjQQPE> を参照されたい。

³⁷ 全文は朝鮮中央通信日本語版（<https://ameblo.jp/c1251/>）を参照。

³⁸ 輸出量は13年2,962t、14年3,405t、15年4,352t、16年224t（『中国海関統計年鑑』各年版）。

でも競争力を持つという⁴⁰。このように近年の石炭化学工業の技術革新は著しく、中国では石炭ガス化によるメタノール生産から、品質的にもガソリンに劣らない人造ガソリンを効率よく合成する技術（MTG: Methanol to Gasoline）を開発し、いくつものプラントを建設して商業生産を行っているという報告もある⁴¹。

このように見ると、朝鮮も同様に石炭ガス化からメタノールを合成し、ガソリンや軽油等の合成燃料や化学製品を生産していると思われるが、生産コストは割高であろうから、原油価格が安い段階では輸入に依存するが、価格が高騰すれば石炭ガス化による合成燃料生産に頼るといことであろう。2000年代後半以降の急激な原油高騰局面は、朝鮮のC1化学の発展に好環境を提供したものと思われる。

次に、朝鮮に対する経済制裁の最後の手段と考えられている原油供給停止の影響を評価してみよう。追加制裁決議2397号は、朝鮮向け原油輸出量を現状維持に制限するととの制裁決議2375号の規定を、17年12月23日以降12ヶ月間の上限を400万バレル又は52.5万トンと明確化した。朝鮮の更なる挑発行為に備えて輸出量を削減する等制裁措置を強化できるように数量化したのである。朝鮮が唯一自給できない原油の供給を削減・遮断することは、国際社会の期待も大きいからである。

それでは、合成燃料が生産可能な朝鮮にとって、年間400万バレル（52.5万トン）の原油の供給停止が及ぼす影響は如何ほどであろうか。原油400万バレルは、朝鮮の年間原油消費量4,000万～5,000万バレルの高々10%に過ぎない。制裁が更に強化されて、仮に中国からの400万バレル（52.5万トン）の供給が途絶しても影響は微々たるものであろう。400万バレルの原油はまた石炭ガス化による合成燃料の生産量2,000万バレルの20%に過ぎない。合成燃料を2割増産すれば充分賄える計算になる。原油価格が1バレル＝60ドルを超える現状では、石炭ガス化による代替生産も採算が取れるのではなかろうか。

ところで、韓国銀行の発表によれば、朝鮮の16年の国内総生産（GDP）の推計値は32兆韓国ウォン（285億ドル）で、対前年比成長率は3.9%の増であった⁴²。その意味することは、事実上経済関係を遮断する米・日・韓の厳しい独自制裁と国連安保理決議に基づく加盟国の経済制裁の履行にもかかわらず、朝鮮経済は何ら影響を受けることなく、比較的高い経済成長率で成長しているということである。事実、朝鮮ウォッチャーの最近の「平壤紀行」を見ても、街中建設ラッシュだとか、商店には外国品と並んで国産品が増えたとか、住民がビール祭りを楽しんでいる…等々と紹介されていて、経済が停滞している様子は窺えない⁴³。何故であろうか。

³⁹ 同社は南アフリカの輸送燃料の30%を供給し、中国にも石炭液化工場を建設している（エミリー・フリンベンカット「未来の車は『汚い燃料』で走る」『Newsweek』（日本版）22巻1号（2007年1月3日）。

⁴⁰ （独法）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の報告（<http://coal.jogmec.go.jp/content>）による。

⁴¹ 「中国で再燃するメタノール・ガソリン（MTG）生産」TPECレポート2015年度第1回（平成27年4月16日）（https://www.pecj.or.jp/japanese/minireport/pdf/H27_2015/2015-001.pdf）を参照。

⁴² The Bank of Korea, Press Release, July 22, 2017。

⁴³ 例えば、[東アジア貿易研究会 2016年10月] 及び [三村光弘 2017年6月] を参照。

大韓貿易投資振興公社（KOTRA）の推計によれば、朝鮮の16年の貿易総額は65.5億ドルであったという⁴⁴。同年の朝鮮のGDPは32兆韓国ウォン（285億ドル）であるから、貿易依存度を算出すると23.0%となる。一般に経済規模の小さな国の貿易依存度は大きい。たとえ資源に恵まれても、狭隘な国内市場では重化学工業から軽工業までフルセットで装備することは難しく、貿易を通して国際分業関係に身を投じなければ、経済発展は望めないからである。然るに、朝鮮のような規模の小さな経済の貿易依存度が23%に過ぎないというのは、食糧はほぼ自給を達成⁴⁵、産出しない石油は国内炭のガス化で代替生産、コークス炭に換えて豊富な無煙炭で銑鉄を生産するという「自立経済」の構築を基礎に、国内では生産が困難な製品は対中国貿易で調達する事実上の「アウトルキー経済」が既に成立しているということである。経済制裁で貿易を締上げて効果がないのはそのためである。

4. 三つの地域経済協力体

以上に見たように、経済制裁の強化もまた、朝鮮の軍事的挑発を阻止する有効な手段とはならなかった。国際社会は朝鮮の経済的依存先である中国に制裁強化を要請するも、中国は隣国朝鮮との関係悪化は避けねばならず、国境地域で展開されている国境貿易の停止も出来ない相談である。また、中国が継続しているといわれる原油供給を止めても朝鮮経済への影響は軽微だとすれば、制裁強化の術はない。

皮肉なことだが、朝鮮が近隣諸国との経済交流を深め、近隣諸国への経済的依存関係が大きくならなければ、経済制裁は有効に機能しないのである。とすれば、有効に機能せず、中国にのみ負担が大きい経済制裁は止めることである。経済制裁を止めて近隣諸国との間で経済交流を拡大できれば、朝鮮経済は容易に発展可能であり、経済制裁に強い抵抗力を持つアウトルキー経済も解体されよう。朝鮮を排斥して孤立に追いやるのではなく、東北アジア地域の経済的相互依存関係の中に積極的に取込むことによって信頼の醸成を図り、核放棄のための話合いのテーブルに着かせるのである。

筆者は、東北アジア地域内に信頼関係構築と地域安全保障をもたらす二つの「地域経済協力体」を構想している。共に、その内に朝鮮を取込んで、緊密な経済的相互依存関係を形成・発展させ得る協力体である。これらの地域経済協力体で信頼の醸成を図り、その協力の枠組みを地域安全保障の枠組みや、朝鮮の核放棄を推進するための話合いの場に転用することは可能であろう。

筆者の構想する「地域経済協力体」の一つは、埋蔵量世界最大規模を誇るロシア極東産の天然ガスを東北アジア地域内で共同利用するために、ロシア極東→中国東北→朝鮮半島

⁴⁴ 注42に同じ。

⁴⁵ 2010年以降は穀物生産も460万～500万t規模で推移しており（FAO/WFP, Crop and Food Security Assessment Mission to the DPRK, Nov. 2013及び[Silberstein]を参照）、量的には自給可能な状態にある（[中川雅彦]及び[三村光弘 2017年9月]も参照されたい）。

→日本九州にパイプラインを敷設して「エネルギー協力体」を構築することである。関係国は天然ガス・パイプラインで繋がり、相互依存関係は著しく緊密となる。朝鮮も通過料収入が得られるので、共同利用に参加すると思われる。実際、朝鮮の金正日委員長（当時）はロシア大統領との首脳会談の場で、ウラジオストクから韓国ソウルまでのパイプラインの朝鮮領内縦断通過（距離700km）に同意している⁴⁶。しかし、朴槿恵政権が朝鮮領内通過を危惧し、海底パイプライン輸送に拘ったために計画は頓挫してしまった。

日本の福島原子力発電所の被災事故によって、原子力発電が安全で低コストだという「神話」は壊れてしまい、自然エネルギーとクリーンな天然ガス利用の火力発電に期待が集まっている。これに応えるかのように、ロシア極東地域では、従来から盛んな水力発電に加えて、サハリンの天然ガスで発電する余剰電力を日本等に輸出する動きもあるという⁴⁷。とするなら、天然ガスを燃料に、発電効率のよい複合型ガスタービン機⁴⁸を使ってロシア極東で発電し、電力に変換して超伝導ケーブルで送電し得るようになれば⁴⁹、天然ガス・パイプラインに代わって、送電線で繋がった「電力協力体」が構築されよう⁵⁰。

いま一つの「地域経済協力体」は、朝鮮半島の南北間の鉄道連結によって、韓国釜山から朝鮮を経て中国東北の鉄道へと繋がり、更にシベリア鉄道と連結することで形成される「物流協力体」である。輸送サービスの向上もあって近年、シベリア鉄道の利用は増加しているといわれている⁵¹。しかし、南北間の鉄道は連結されて試運転も済んだが、実際には運行されておらず、その見込みも立っていない。そこで、シベリア鉄道の活性化を急ぐロシアが不凍の羅津港をシベリア鉄道の起点であるボストーチヌイ港の代替補完港として活用する計画を立て、実行に移すことになった。ロシアは、釜山港からボストーチヌイ港に運ばれてシベリア鉄道に積換えられる欧州向け貨物の相当量を羅津港に運び、露朝鉄道⁵²に積換えてシベリア鉄道に繋ぐ計画である。そのためにロシアは朝鮮の協力を得て、老朽

⁴⁶ 『日本経済新聞』2011年7月7日及び同8月25日。

⁴⁷ 『日本経済新聞』2012年11月19日及びERINA mail magazine（原資料：『コメルサント・ディリー』ウラジオストク版2015年1月15日）を参照。

⁴⁸ 三菱重工が開発したJ型ガスタービン機は発電効率60%、二酸化炭素排出量も石炭火力の半分という高性能を誇るという（『日本経済新聞』2009年3月13日）。なお、三菱重工はその後発電効率を61%に上げたが、次の目標を発電効率70%に設定して米国GE社との間で熾烈な競争を展開している。

⁴⁹ 既存の送電線による交流送電では5%の送電ロスが避けられないが、超伝導ケーブルによる直流送電だと、1,000kmの送電でも送電ロスは0.5%に過ぎない。2015年4月、鉄道技術総合研究所は超伝導ケーブルを使って鉄道路線に送電する実験に世界で初めて成功したという（『日本経済新聞』15年4月30日）。

⁵⁰ かつて韓国は、朝鮮に対して、核放棄の見返りに200万kwの電力供給を提案したことがあるが、この計画を韓国単独ではなく、朝鮮も電力協力体に組み込み、露・中・韓・日が共同で提供する形であれば、信頼関係の構築に大きな役割を果たせたように思われる。

⁵¹ 16年11月に実施された輸送実験によると、横浜港からボストーチヌイ港でシベリア鉄道に積換えられた貨物のモスクワまでの所要日数は20日（海上輸送の3分の1）、運賃も海上輸送とほぼ同じという結果であった（TSIOAJ『荷主と輸送』No.508）。

⁵² ロシアと朝鮮を結ぶ鉄道。朝鮮の羅津港・清津港の利用を考えたロシアが1989年に国境のハサンから羅津を経て清津までの区間に広軌道を敷設したので、同区間は朝鮮の標準軌道とロシアの広軌道とが並走する混合線区間となっている。

化した露朝鉄道を11年10月に改修、14年7月には租借した羅津港第3埠頭の整備も終えてコンテナ貨物の取り扱いを可能にした。しかし、ロシアからの貨車の港内乗入が可能になったこともあり、差し当たりは、石炭の輸出ルートとして活用することになった。この露・朝の協力に韓国が関心を示し、13年11月の首脳会談の場で、韓国鉄道公社・浦項製鉄・現代商船の参加でロシアと合意、ロシア産石炭を露朝鉄道と羅津港経由で釜山港に輸送する実験も始めて、露朝鉄道と羅津港を共同利用する新たな「物流協力体」は動き始めた。しかし、16年3月、朝鮮の4回目の核実験とミサイル打上げに反発した朴槿恵政権の独自制裁の強化によって、この露・朝・韓の協力事業は中断を余儀なくされた⁵³。行き先を失ったロシア産の石炭は中国が輸入することになり、露・朝・中の協力事業となった⁵⁴。だが、投資回収には年間500万トン規模の石炭輸送が必要といわれ、韓国の石炭輸入が再開されなければ事業の存続はもちろん、当初の計画であるコンテナ貨物輸送実現の見込みも立たない。この事業は朝鮮領内の露朝鉄道や羅津港を利用するが、ロシアの要請を受容れた安保理が制裁の対象からも除外している。対朝鮮融和路線を標榜する文在寅政権による独自制裁緩和と協力体への復帰が俟たれるところである。

何れの地域経済協力体も現在は中断のまま置かれ、その運行再開には未だ時間が掛かりそうである。そこで注目されるのは、中・露・朝の国境地域で展開されている中国人・ロシア人観光客による越境観光である。安保理制裁決議2371号・同2375号及び追加決議2397号でも、朝鮮の一大外貨稼得源である観光は禁止の対象とならなかった。朝鮮を取込んだ越境観光は今後の発展が期待されるのである。

吉林省琿春市国境の中国側圈河と朝鮮側元汀を繋ぐ橋梁は、中国の手で16年10月に架け替えられ、元汀から羅先市を経て羅津港に至る道路も中国が借り上げて管理しているので、「羅先経済貿易区」⁵⁵を訪れる中国人観光客は多い。琿春からロシア観光に出掛ける中国人観光客も増えているという⁵⁶。バスでロシアの沿海州に向かうのであるが、羅先に行けば、先に朝鮮の風景を楽しんだ後、羅先から露朝鉄道でロシアの沿海州に足を延ばす2ヶ国観光も可能になる。

実際そうした観光客も増えているようで、これに目を付けたロシア企業インベスト・ストロイ・トレスト社が、かつて日・朝間に就航していた貨客船の初代万景峰号を改修し、

⁵³ コンテナ貨物の取扱いが始まるまでロシア産原料炭を羅津港経由で釜山まで輸送していたが、「北朝鮮寄港船の180日間の韓国内入港禁止」の措置により不可能になった（『日本経済新聞』2016年3月9日）。

⁵⁴ （独法）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査によると、石炭輸送量は15年120万t、16年170万t、17年1－5月110万tである（http://coal.jogmec.go.jp/info/docs/170713_41.html）。

⁵⁵ 羅津と先鋒は91年12月に合併して経済特区「羅先自由経済貿易地帯」となった。99年に「羅先経済貿易地帯」となって権限が縮小されたが、10年1月4日からは政府直轄の羅先特別市となり権限も拡大された。11年後半には中国の「共同開発・共同管理」原則を受容れ、市内に総面積470km²の「朝中共同開発・共同管理羅先経済貿易地帯」（「羅先経済貿易区」）が設置された（筆者の12年9月の現地調査）。

⁵⁶ 17年秋の連休中の10月3日に、ロシア国境がある琿春通商口を出入国した観光客は3,356人、内ロシアに向かった観光客は2,399人で16年同期比9.8%の増を記録したという（朝鮮族ネット「朝鮮族ニュース」2017年10月15日、原資料『吉林新聞』2017年10月5日）。

17年5月から、羅津港とウラジオストク港を結ぶ定期航路に週1便の頻度で就航させた⁵⁷。しかし、万景峰号で沿海州を訪れる中国人観光客と羅先地域を訪れるロシア人観光客が十分に増えなかったようで、ウラジオストク港当局の港湾使用料の引上げ通告を発端に支払いを巡る交渉が長引いたことから、港湾使用料の未払いを理由に、8月末、万景峰号はロシアの港湾当局から入港拒否を通告され、運航停止に陥っているという⁵⁸。

とはいえ、観光客が増えないのは朝鮮旅行商品が無いからだと認識し、最近、モスクワに朝鮮旅行専門の旅行社 NKorean が設立されたというニュースもある⁵⁹。中国人観光客の朝鮮旅行は旅行証1枚という簡便さであるが、ロシア人観光客の朝鮮旅行はビザの取得や医療保険加入等煩雑だといわれる。面倒な旅行手続きを代行する旅行社の業務開始で、ロシア人観光客の朝鮮羅先旅行も増加が期待されよう。これに日本人・韓国人観光客が加わり、さらに経済発展で豊かになった朝鮮からの観光客も加わるようになれば、越境観光で往来する人々は急増しよう。こうした人々の存在そのものが地域の安全保障の役割を果たすことになると同時に、低調な政府間交流を補完して関係の悪化を防ぎ、相互交流を深めて信頼醸成のプラットフォームを構築することにもなろう。3番目の地域経済協力体である「越境観光協力体」の誕生である。

結 語

経済制裁が無意味であることは詳述した。威嚇や軍事圧力はもちろん、経済制裁の強化によっても朝鮮の核開発を阻止することは出来ない。「核兵器禁止」の力強い国際世論を後押しに、動き始めた越境観光協力を梃子にしつつ信頼醸成の枠組みを作って外交努力を重ねることで朝鮮の核放棄を実現することになる。そのための具体的な取組みは、当事者である米国と朝鮮を話し合いのテーブルに着かせることである。平昌冬季五輪に朝鮮の参加が決まり、南北関係は好転の兆しが見えるようになった。米国は五輪期間中の軍事行動は控えるという。五輪後も軍事衝突を回避しなければならないことはいうまでもない。南北間の対話の進展を期待したい。そのためにも、圧力強化一辺倒の硬直した日本外交の早急な転換が求められよう。

米国が攻撃・軍事介入したイラク・リビア・シリアは何れも、多数の市民を犠牲にした後もテロと難民と内戦に苦しめられている。朝鮮への攻撃は、更に放射能汚染と国内米軍基地への報復攻撃が加わるのである。米国の先制攻撃を許してはならない。インド・パキ

⁵⁷ 同船は17年5月17日に就航したが、朝鮮製衣料品やロシア産海産物の他に中国人観光客の利用を当て込んでいるといわれる（『日本経済新聞』2017年4月27日、5月3日、18日）。

⁵⁸ 『日本経済新聞』2017年9月4日及び同22日。港湾料金の高い旅客輸送から貨物輸送に切替え9月30日から運行を再開したともいう（朝日新聞デジタル版2017年10月2日、TBS NEWS 同4日）

⁵⁹ ERINA mail magazine No.318（原資料：DV Land 2017年8月24日）。なお、同社はロシア法人だが、朝鮮政府の承認を受けた朝鮮企業で、ウラジオストク発の場合、入国ビザやガイド料を含め料金は平均7万ルーブルだという（『日本経済新聞』2017年8月25日）。

スタンは核保有を公表、国際法を無視して領土拡張したイスラエルも核保有を事実上黙認されている。朝鮮に対しても、核保有を認めた上で、核放棄の話し合いに入る方が現実的であろう。朝鮮は米国に、休戦状態にある朝鮮戦争の終戦（正式な終結）と平和条約の締結、更には国交正常化と体制の承認を求めてこよう。問題は、仮に米国が金正恩体制承認の言質を与えたとしても、安全保障を核の抑止力に求める朝鮮が簡単には核を放棄しないと思われることである。核武装に代わる安全保障があるとすれば、それは筆者の構想する「地域経済協力体」である。

朝鮮をその内に取込んだ「地域経済協力体」は、露朝鉄道やパイプライン、送電線あるいは越境観光客が紐帯となって東北アジア各国の相互依存関係を決定的なものとすると同時に強固な信頼関係をも構築する。朝鮮との信頼関係の構築は我々にとっての安全保障となる。他方で、米国の朝鮮攻撃は、「地域経済協力体」の紐帯である露朝鉄道・パイプライン・送電線等のインフラや越境観光客への攻撃・破壊を意味するのであるから、事実上不可能である。「地域経済協力体」は朝鮮にとっても確かな安全保障となり得るのである。

参考文献

- [1] 安部桂司「北朝鮮の褐炭活用を考えた宗像英二」東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol.II No.24、2017年6月。
- [2] 綾野・富坂聡編『中国が予測する「北朝鮮崩壊の日」』文春新書、2008年。
- [3] 小川雄平「朝鮮の食糧事情」奈良産業大学経済経営学会『産業と経済』14巻3・4号、2000年3月。
- [4] 小川雄平『東アジア地中海経済圏』九州大学出版会、2006年。
- [5] 小川雄平「東北アジアの地域経済協力と地域の安定化」東アジア学会『東アジア研究』15号、2014年3月。
- [6] 小川雄平「東アジア地中海の時代を拓く」東アジア学会『東アジア研究』18号、2015年9月。
- [7] 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）『2015年度最近の北朝鮮経済に関する調査』同機構、2016年3月。
- [8] 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）『2016年度最近の北朝鮮経済に関する調査』同機構、2017年3月。
- [9] 中川雅彦編『国際制裁と朝鮮社会主義経済』アジア経済研究所、2017年8月。
- [10] 日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会（TSIOAJ）「TSR 利用モスクワ向け輸送20日達成」『荷主と輸送』No.508、2017年2月。
- [11] 府川伊三郎『『石油化学』から『天然資源化学』へ（2016年版）シェール革命、現代石炭化学、石油価格下落のインパクト』（株）旭リサーチセンター『ARC リポート』（RS-998）2016年1月（<https://asahi-kasei.co.jp/service/pdf/998.pdf#search>）
- [12] 三村光弘「羅先・平壤の平穏な生活風景」東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol.II No.24、2017年6月。
- [13] 三村光弘『現代朝鮮経済』（ERINA 北東アジア研究叢書6）日本評論社、2017年9月。
- [14] 「最近の中朝貿易動向（1～10月）」東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol.II No.27、2017年12月。
- [15] 「局面の転換を待つ中朝経済協力の現場」東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol.II No.21、2016年12月。
- [16] 「制裁の中でも活力を示す北朝鮮経済」東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol.II No.20、2016

年10月。

- [17] Kim, Donggil and Lee, Seong-hyon, 'Historical Perspective on the "Tipping Point" for China's Patience with North Korea', "Asian Perspective", Vol.42 No.1, Jan.-Mar. 2018.
- [18] Silberstein, Benjamin Katzeff, 'How Bad is North Korea's Food Situation? Getting a Grip on the Numbers Confusion', December 9, 2015 (<http://www.38north.org/2015/12/>).

大阪市営渡船の観光資源化に関する考察

Consideration of the Osaka Municipal Ferryboat as a Tourist Attraction

福田 晴 仁

FUKUDA Seiji

Abstract

Ferryboats across rivers have operated for a long time in Japan, but the number of ferryboats has declined due to the construction of bridges.

Among the metropolises of Japan, only Osaka City continues to operate ferryboats (under the Road Traffic Act). Osaka City operates ferryboats with the aim of supporting daily transportation needs, such as commuting, and travel to school, and ferryboats are still considered to be a valuable transport system in the metropolis. With regard to the transport capacity of the ferryboat, it should be promoted as a tourist attraction, as well as serving daily transportation needs.

To implement such a tourism promotion plan, action to exploit the ferryboats as tourist attractions, in conjunction with realizing the potential of tourist attractions that exist in areas close to the ferryboats, is necessary. In this paper, I argue that the “Shiomibashi Line” of the Nankai Electric Railway can be considered as an informative example of such a potential tourist attraction (the Shiomibashi Line is a common name for the Shiomibashi to Kishinosato-Tamade section of the Koya Line). The Shiomibashi Line, which has the attraction of being “a local line in the city”, functions as public transportation access to the ferryboats, and can be evaluated as a tourist attraction.

However, the continued operation of the Shiomibashi Line is uncertain because the transport volume of this line is extremely small. In recent years, Nankai Electric Railway has been undertaking a revitalization of its local lines in cooperation with local government and the local tourist association. It can be considered that the potential exists to exploit the Shiomibashi Line as a tourist attraction, in combination with the ferryboats. This potential exploitation needs the cooperation of Osaka City, as well as the local tourist industry, as organisations familiar with tourism in the city.

要 旨

わが国では古くから河川を渡る渡船が運航されてきた。その箇所数は橋梁の設置等により減少を続けているが、大阪市には全国の政令指定都市で唯一、渡船（大阪市営渡船）が存続している。大阪市は通勤・通学等、日常生活交通を支える観点から渡船を運航しているが、これらは都市内に残された貴重な交通機関である。輸送力に余裕のある渡船場について、日常生活交通という現状を損なわない範囲で観光資源化を推進すべきである。

そのような観光振興策を実施するには、大阪市営渡船の周辺に存在する潜在的な観光資源を顕在化させる取り組みを中心に据えて、それと連携して大阪市営渡船の観光資源化を図ることが考えられる。本稿では、南海電気鉄道の汐見橋線と通称される、高野線の汐見橋～岸里玉出間について、そのような取り組みを推進すべき潜在的な観光資源として検討の余地が大きいことを明らかにした。汐見橋線は渡船にアクセスする公共交通としての機能とともに、都会の中のローカル路線という独特の風情を有しており、観光資源として評価され得ると考えられる。しかし汐見橋線の輸送量は極めて小さく、路線の存続が危ぶまれる状況にある。

南海電気鉄道は近年、沿線の地方自治体や観光協会と提携したローカル路線の活性化策を講じている。汐見橋線についても、大阪市や都市観光に精通する事業者等と提携し、大阪市営渡船と組み合わせる観光資源化を図る余地はあるといえる。

はじめに

わが国では古くから、河川を渡るために小型の船舶を用いた渡船が運航されてきた¹。渡船の箇所数は橋梁の設置等により減少を続けているが、大阪市では現在でも全国の政令指定都市で唯一、渡船が存続している²。今や渡船そのものが希少な存在であるが、大都市内の渡船は非日常性が強く、観光資源として評価され得るものと考えられる。本稿では大阪市営渡船に焦点を当て、アクセス交通機関としての鉄道、とりわけ南海電気鉄道³の汐見橋線と通称される、高野線の汐見橋～岸里玉出間との連携による観光需要創出の可能性を考察したい。汐見橋線に注目するのは、それが大都市内でありながらも旧態依然としたローカル路線であり、大阪市営渡船へのアクセス交通機関であるとともに、それ自体も観光資源になり得るものと考えられるからである。

本稿では、Ⅰ.において大阪市営渡船の沿革と現状を述べる。Ⅱ.においては、交通機関の観光資源としての性質を踏まえて、大阪市営渡船の観光資源としての可能性と、観光資源化に際しての課題を挙げる。そのうえで、他の観光資源との連携による観光振興策を提言し、具体策として汐見橋線との連携を挙げる。「おわりに」では大阪市営渡船と汐見橋線との連携による観光資源化に向けた展望を述べたい。

渡船に関する先行研究には管見の限り以下のものがある。天野ほか(1984)、三木・曾木(2000)、三木(2003)は大阪市営渡船の歴史的経緯を考察したものである。大阪市営渡船の現状を述べたものとしては大阪市政改革本部・建設局(2006)、池田(2008)、澤(2008)、豊川(2009)、宮内(2011)、大脇(2012)、山本・木下(2015)がある。渡船を観光資源と

¹ 以下、本稿における渡船とは、特記のない限り道路法第2条に基づいて運航されているものを指す。当該の渡船は1919年に制定された旧道路法第27条における規定を適用し、無料による運航を原則としている。

² 近年のわが国における渡船の状況を見ると、全国の渡船箇所数は2006年4月1日現在71箇所であったが、2014年4月1日現在54箇所に減少している。大阪市内に所在しているのは7箇所である(『道路統計年報』各年版を参照した)。渡船が存続する理由として、澤(2008)は「①橋を架けるほどの交通量が見込めないため橋がない、②河川改修や港湾開発で道路が分断されてしまった、③橋を利用すると大回り・遠回りになる」の3点を挙げている。

³ 以下、特記の必要がない限り南海電鉄と略記する。

して取り上げたものには福原（2007）、須田（2009；2013）、澤（2010）がある。

I. 大阪市営渡船の沿革と現状

大阪市内の渡船は当初民間によって営まれていたこともあって、その多くは運航開始時期が定かではない。1891年に大阪府が渡船営業規則を定めたことを契機として、渡船事業は大阪市営へと徐々に移行し、1907年時点では29箇所の渡船場が市営事業となった。ただし従来の民間事業者への請負制による市営化であった。1920年に旧道路法の施行にともない渡船は無料となり、1932年以降、民間事業者への請負制から順次、市の直営へと変更して現在に至っている（図表1 参照）⁴。

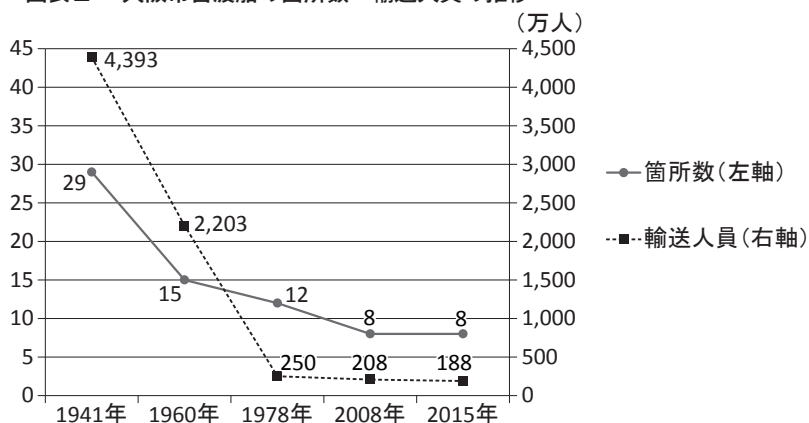
図表2は大阪市営渡船の箇所数と輸送人員の推移である⁵。箇所数、輸送人員ともに減少傾向が続いている。ただし近年は減少傾向が緩やかになっている。渡船場は1978年時点で12箇所運航されていたが、1982年に木津川の難波島渡船場と安治川の富島渡船場が廃止され、1989年に安治川の三丁目渡船場と尻無川の中渡船場が廃止されており、現在運航されているの

図表1 大阪市営渡船落合上渡船場



（出所）筆者撮影。

図表2 大阪市営渡船の箇所数・輸送人員の推移



（出所）大阪役所編（1952）他より作成。

⁴ 大阪市営渡船の歴史的経緯については三木・曾木（2000）、三木（2003）が詳しい。また大阪役所編（1952）、143ページおよび大阪役所編（1969）、166-167ページも参照されたい。

⁵ 図表2には道路法以外の法令に基づく渡船も含まれている。

図表3 各渡船場の概要（2016年4月1日現在）

渡船場名	開設年	岸壁間 距離 (m)	使 用 船 舶				1日あたり 片道の便数		2015年度交通量	
			船 名	速力 (ノット)	総トン数	定 員 (人)	平 日	土休日	人 員 (千人)	自転車等 (千台)
天保山	1908年	400	桜	10.30	18.0	83	37	36	296	181
			海 桜	9.98	18.0	83				
千 歳	1952年	371	はまかぜ	8.20	12.0	72	46	41	232	210
甚兵衛	n.a.	94	きよかぜ	7.51	4.9	48	63以上	61	469	436
			すずかぜ	7.52	4.9	48				
船 町	1921年	75	ふなづる	7.34	4.9	48	56	46	70	28
			しおかぜ	7.49	4.9	48				
落合上	n.a.	100	北 斗	7.60	4.9	48	68	62	194	167
			福 崎 丸	7.35	4.9	48				
落合下	n.a.	138	みどり丸	7.54	4.9	48	58	53	152	142
			さざなみ	7.39	4.9	48				
千本松	n.a.	230	はるかぜ	8.03	5.7	64	69	63	396	374
			ち づ る	7.86	5.8	64				
木津川	1955年	238	松 丸	8.25	12.0	48	38	32	71	63
			第2松丸	7.40	19.5	82				

(注) 1. 定員のうち2名（天保山渡船場は3名）は船員である。

2. 甚兵衛渡船場は平日朝の通勤・通学時間帯に随時運航を実施している。

(出所) 大阪市建設局提供資料他より作成。

は8箇所となっている⁶。

図表3は各渡船場の概要である⁷。いずれも岸壁間距離は400m以下の短距離であり、総トン数20トン未満の小型船舶が使用されている⁸。使用船舶の総トン数は、おおむね岸壁間距離の長さに比例して大きくなっており、岸壁間距離が200m未満の4箇所では総トン数が4.9トンの船舶を使用している。運航便数は平日の方が土休日よりも多く、平日朝夕の通勤・通学時間帯のほうが他の時間帯よりも運航間隔が短い。また交通量は輸送人員と自転車航送台数の数値が近似であることから、渡船は主に通勤・通学等の日常的生活交通として利用されていることがうかがえる。

ただし天保山渡船場は両者の差が大きい。天保山渡船場は周辺に大規模な娯楽施設が立地しており、渡船とほぼ並行して他の事業者も旅客船を運航している⁹。また天保山側が大阪市営地下鉄中央線大阪港駅、桜島側は西日本旅客鉄道（以下、JR西日本という）桜島線

⁶ 大阪市土木技術協会編（2000）を参照した。

⁷ 木津川渡船場は港湾法に基づく渡船である。

⁸ 小型船舶の詳細な定義については http://www.jci.go.jp/topics/pdf/topi_h150601_2.pdf（2017.6.27アクセス）を参照されたい。

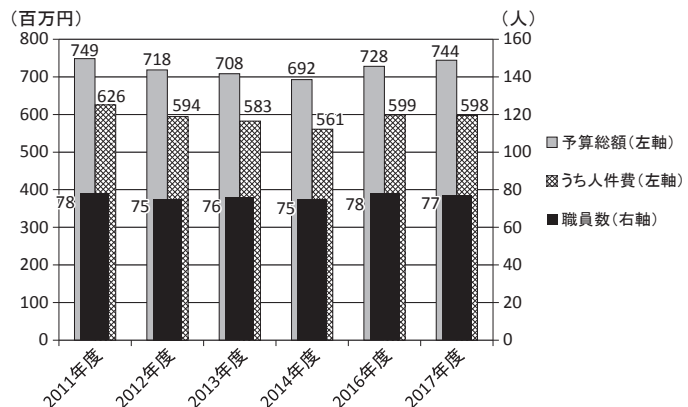
⁹ キャプテンラインは海遊館西とはと（天保山）～ユニバーサルシティポート間1.5kmを運航している。片道所要時間は10分で大人片道運賃は700円である。 <http://www.mmjp.or.jp/Capt-Line/index.html>（2017.8.23アクセス）および『フェリー・旅客船ガイド』2017年春季号、184ページを参照した。

桜島駅が、それぞれ最寄りである。鉄道によるアクセスの利便性が高いことから、観光目的での利用が一定程度存在するものと考えられる¹⁰。

図表4は渡船運航にかかる予算額および職員数の推移である。年間の予算総額は7億2,000万円前後であり、うち人件費は5億9,000万円前後が計上されている。渡船場1箇所あたり平均で、年間の予算総額は9,000万円前後、うち人件費は7,400万円前後である。職員数は70人台後半で推移している。

渡船を維持するよりも橋梁を架設するほうが利用者の利便性は向上するとも考えられるが、現存する渡船場は河口部に所在している(図表5参照)。河口部は大型の船舶が航行するため、桁下高さの高い橋梁か、可動橋を架設しなければならない¹¹。いずれも利用者の利便性、架設と維持にかかる費用が渡船よりも優位性が大きいとはいえないのである。

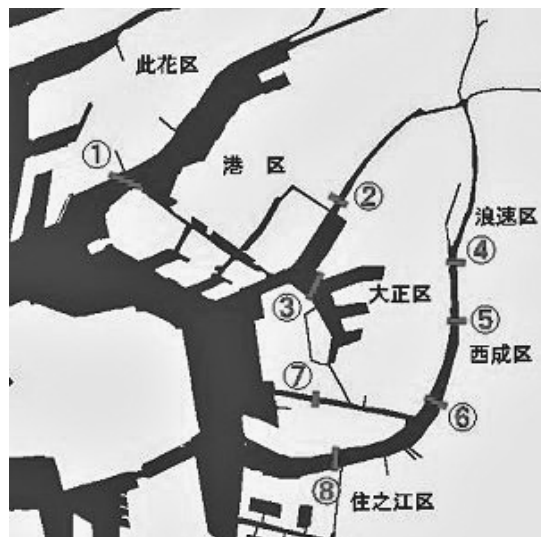
図表4 渡船運航にかかる予算額および職員数の推移



(注) 2015年度は一部費目の数値が取得できなかったため除外した。

(出所) 大阪市建設局および港湾局提供資料より作成。

図表5 大阪市営渡船配置略図



(注) 図表中の各番号は①天保山渡船場 ②甚兵衛渡船場③千歳渡船場④落合上渡船場⑤落合下渡船場 ⑥千本松渡船場⑦船町渡船場⑧本津川渡船場を示す。

(出所) <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000011244.html> (2017.8.24アクセス) より引用。

¹⁰ 同様の指摘は福原(2007)、16-17ページを参照されたい。

¹¹ 同様の指摘は三木(2003)、15-16ページを参照されたい。大阪市政改革本部・建設局(2006)は、大型の船舶が航行可能な水面高30m超の橋梁(千歳橋、千本松大橋)は勾配が急で歩行者の通行には適さず、他の橋梁も、渡船場からの距離が遠い等の理由で代替交通手段になっていないと指摘する。また多くの渡船利用者は自転車利用であるため、無料バスの運行は代替交通手段とならないこと、大型の船舶の航行があるため渡船の直上に勾配が緩やかな橋梁を新設するのは困難なことから、現状において渡船の廃止は難しいと結論付けている。ただし今後、周辺地区の土地利用状況の変化により、利用者が減少した場合は、渡船の廃止を検討する必要があるとも述べている。

II. 大阪市営渡船の観光資源化

1. 観光資源としての渡船

本項では、交通機関、とりわけ渡船を含む船舶の観光資源としての性質について、先行研究を概観しつつ検討する。

観光における交通機関の本来の役割は、観光旅客と観光対象をつなぐ観光媒体¹²あるいは観光旅客の観光行動を支える観光支援基盤¹³であるとされるが、須田（2015a）は交通機関自体が観光資源として評価されていると主張し、港、駅や車庫等は見学対象になると述べている。また須田（2015b）では「都市にある様々な交通機関（地下鉄・バス・モノレール・路面電車）等を利用すること自体」が観光資源になるとも述べている。田中と谷口も同様の主張をしており¹⁴、谷口は交通機関、とりわけ船舶と鉄道は観光資源としての価値を有するようになったと論じている。石山（2013）は、観光地における交通には多様な役割があり、その1つが観光資源としての交通であると分析している。

森地（1998）は交通機関の観光資源としての要件に非日常性を挙げている。具体的には交通機関の有する懐古性、地域性、意外性等を指摘しているが、大阪市営渡船はこれらに加えて希少性も有していると考えられる。河村（2000）は船舶について「前近代的で悠長な交通手段」であるとして、観光資源になると述べている。永瀬（2016）は「川からの眺めを楽しむ船の運航は、新たなまちの魅力や物語を引き出す仕掛け」であると評価している。

観光資源の分類において、交通機関は一般的に産業観光資源と定義されている¹⁵。須田は産業遺産として、また現役の施設として各地に存在する交通機関を産業観光資源と位置づけ、渡船場、鉄道車両、駅、港湾、乗車船体験等を事例として挙げている¹⁶。千葉（2011）は産業観光を「新たな観光施設をつくることなく、既存の資源を活かしながら観光需要を創出できる」と評価し、交通機関は産業観光施設としての関心が高いことを指摘している。

大阪市営渡船は交通機関の1つであり、産業観光資源に分類されるものと考えられるが、同時に、その立地条件から都市観光資源として評価することも可能である。堀田（2016）は都市観光を「都市における観光行為一般を指すものであり、都市に存在する観光対象や観光資源を主たる目的として人々が都市を訪問する行為である」と定義している。都市観光においては、以下の3点について留意する必要がある。第1に、都市内の観光行動は徒歩で散策する「まち歩き」が基本であり¹⁷、公共交通による観光対象へのアクセスの容易

¹² 谷口（2017a）、5ページおよび橋本（2017）、83ページ。

¹³ 須田（2009）、51ページおよび福本（2017）、91ページ。

¹⁴ 田中（2009）、22ページおよび谷口（2017b）、29ページ。

¹⁵ 安村（2011）は産業観光を「産業と関連する事物・事象を観光対象とする観光形態である」と定義する。ここでいう産業とは「商品の生産や販売に関わる事業全般」を指し、「それらの施設や設備、その生産過程などを観光対象とする」のが産業観光であると論じている。なお交通機関の観光資源としての分類については、田中（2009）の施設観光資源との定義や、山上（2010）の人文観光資源との定義もなされている。

¹⁶ 須田（2009）、須田（2015a）および須田（2017）を参照されたい。渡船場については、須田（2013）は「歴史文化観光資源」とも定義している。

さが重視されることである。第2に、まち歩きを充実させるには観光対象が徒歩圏内に複数存在することが望ましいことである¹⁷。第3に、まち歩きは都市内居住者の生活空間に観光旅客が入り込む行為なので、都市内居住者の理解と協力が必要とされることである¹⁹。

2. 大阪市営渡船の観光資源化に関する課題

大都市において運航されている渡船は、交通機関を観光資源として評価する要件とされる非日常性を強く有しており、また希少性も有している。大阪市営渡船は産業観光資源として、都市観光資源として、それぞれ位置付けられるものであると考えられる。近年、個人がインターネットのホームページやウェブログ等で観光スポットとして大阪市営渡船を紹介している事例がみられることから²⁰、大阪市営渡船は観光資源として認知されつつあるといえよう。

大阪市営渡船の観光資源化は周辺地域の観光振興に寄与するため有益である。大阪市営渡船はそれ自体が観光資源であり、案内掲示やインターネット等での広報以外とくに追加投資も必要ないので、観光資源化に要する費用は非常に小さいといえる。

しかしながら、大阪市営渡船を運航する大阪市は「渡船は通勤・通学・買物といった生活利用が主体であり、また予算制約のあるなかで、最低限必要な人員で運航を継続している。以前配布していた『大阪市渡船場マップ Osaka City Ferries』も現在は作成しておらず、渡船の観光資源化は考えていない²¹。観光利用と思われる方も散見されるが、本来の渡船利用ではなく、こちらが推奨しているものではない」との姿勢である。ただし「渡船は無料運航なので、臨時便を運航しなくてよい範囲ならば、乗船人数が増えてもほとんど経費は変わらないので、多くの人に利用してもらいたい」との見解も示している²²。

大阪市が渡船の観光資源化に消極的であるのは、観光旅客の増加によって引き起こされる可能性がある問題点を懸念しているものと考えられる。問題点は大きく二つあり、第一は観光旅客の増加が混雑現象を引き起こし、日常の渡船利用者の利便性が損なわれることである。渡船が観光資源として認知されると、観光旅客の乗船は必然的に増加する。多数の観光旅客が乗船しようとした場合、日常の渡船利用者の乗船に支障をきたす可能性はある。

図表3で示したように、大阪市営渡船は輸送人員と自転車航送台数の数値が近似であることから、主に日常的な生活交通として利用されている。これは各渡船の運航間隔が、平日朝夕の通勤・通学時間帯のほうが他の時間帯よりも短いことからうかがえる。観光旅

¹⁷ 松原（2010）は都市内の短時間観光行動について、散策、まち歩きのニーズが高いことを指摘している。同様の指摘はAoki（2014）、p.36、浦（2017）、160ページを参照されたい。

¹⁸ 先に考察した天保山渡船場が該当事例といえる。

¹⁹ 後藤（2013）、200ページ、Aoki（2014）、p.39および須田（2015b）、61-63ページ。

²⁰ 寺岡（2011）は「旅行者によるブログなど、パーソナルメディアの影響も無視できなくなった」と述べている。福本（2017）は情報通信技術の進展が個人による「口コミ」評価への信頼度を高めていると指摘する。

²¹ ただし大阪市のホームページには大阪渡船場マップが掲載されている。<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000011242.html>（2017.9.20アクセス）を参照されたい。

²² 大阪市建設局へのヒアリング（2016年6月1日）による。

客の増加によって混雑現象が引き起こされ、日常の渡船利用者の利便性が損なわれるのであれば、大阪市営渡船を観光資源として活用することに日常の渡船利用者の理解は得られないと思われる。観光目的での渡船の利用は、日常の渡船利用者の生活空間に観光旅客が入り込む行為となる。渡船の観光資源化には日常の渡船利用者の理解と協力が必要である。

とはいえ、大阪市営渡船は平日のオフピーク時間帯や土休日にも運航されている。観光旅客は通勤・通学旅客よりも時間的制約が小さいため、観光目的での渡船の利用は平日のオフピーク時間帯または土休日が中心になると考えられる。また各渡船場の交通量には差があり、交通量の大きい甚兵衛、千本松以外の6箇所の渡船場は、臨時便を運航しなくてよい範囲で渡船を観光資源として活用する余地はあるといえる。

第二の問題点は、観光旅客の増加によって渡船の無料運航を維持することが困難になることである。これについては、大阪市営渡船の無料運航についての合理性を検証する必要がある。橋梁にせよ、渡船にせよ、公共財の主な性質である非排除性を有していないので、有料化は技術的には可能である。しかし日常生活に利用する道路の一部となっている橋梁において料金を徴収することは、現実的には想像し難いであろう。このような橋梁は社会的合意のもと無料で供給されているものといえる。

先述のとおり、現在運航されている大阪市営渡船は、いずれも河口部に所在している。橋梁を設置する場合、大型の船舶が航行可能なように、桁下高さの高い橋梁か、可動橋を架設しなければならない。利用者の利便性、橋梁の架設と維持にかかる費用を考慮すると、渡船によって橋梁の代替とすることには合理性がある。渡船は橋梁の代替として運航されているものであり、また日常的生活交通として主に利用されていることを考慮すれば、無料運航は合理性を有する。

しかしながら、観光目的での渡船の利用が大幅に増加した場合、渡船が日常生活に利用する道路の一部となっている橋梁の代替であるとは言い切れなくなる。観光目的での利用が大部分を占める橋梁には有料通行となっているものが存在しており²³、渡船についても当然ながら有料化の議論がなされるものと考えられる。とはいえ、観光目的での利用の増加を理由として渡船を有料化した場合、日常の渡船利用者からは相当な反発が予想される。観光目的での渡船の利用は日常の渡船利用者の理解と協力が必要であることを考慮すると、渡船の観光資源化を図る際の方策として渡船を有料化することは不適切である。

有料化を行い、日常の渡船利用者に無料乗船券類を交付する方策も考えられる。しかし以下の理由から、この方策を実施することは困難である。第1に、無料乗船券類の交付対象者を厳格に選定することが容易ではないことである。都市内の交通行動は、様々な交通手段を利用することができるため、渡船の周辺居住者以外にも日常的な渡船利用者が存在する可能性が高い。また、どの程度の頻度で渡船を利用している人を日常の渡船利用者と認定して無料乗船券類を交付するか、社会的合意を得るには相当な議論が予想される。

²³ 例えば山口県岩国市の錦帯橋は往復入橋料金（大人300円）を収受している。<http://kintaikyo.iwakuni-city.net/summary.html>（2017.9.15アクセス）を参照されたい。

第2に、当該方策の実施には様々な費用を要することである。渡船を有料化する場合、当然ながら乗船または下船の際に運賃の収受もしくは乗船券類の確認をする必要がある。しかし現状では各渡船場に最低限の人員（船員2～3名体制）しか配置されていないため、運賃の収受や乗船券類の確認を行う場合には、それに対応する人員の配置が必要になる。また日常の渡船利用者に無料乗船券類を交付するには、大阪市がそれを作成し交付する費用を要する。日常の渡船利用者も、その交付手続にかかる費用を要する。第1の点に関して、仮に日常の渡船利用者を渡船の周辺居住者に限定できたとしても、人口密度の高い都市部において無料乗船券類を交付する費用は大きいと考えられる。

有料化に伴う諸費用を賄える程度に観光旅客が増加しなければ、当該方策の実施は現実的には困難であり、またそのような観光旅客の増加によって、臨時便の運航等の追加投資が必要となることも考えられる。これでは、多額の投資を要することなく既存の資源を活用して観光需要を創出できるという、産業観光資源の利点が活かされない。

3. 汐見橋線との連携

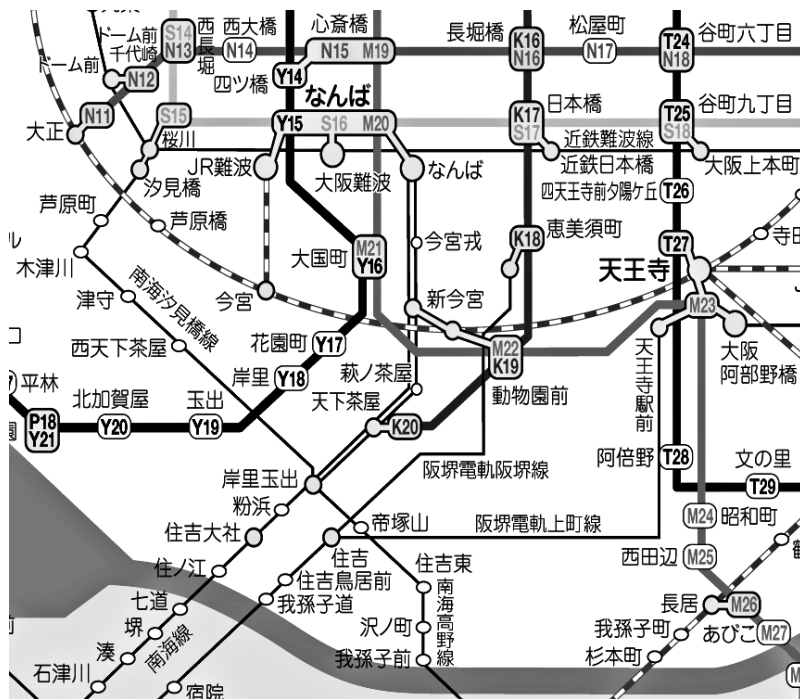
前項における考察から、大阪市営渡船の観光資源化は、大阪市や旅行事業者等によって大規模な広報活動を推進するのではなく、輸送力に余裕のある渡船場について、日常生活交通という現状を損なわない範囲で推進することが妥当といえる。このような観光振興策を実施するには、大阪市営渡船を中心に据えた取り組みではなく、大阪市営渡船の周辺に存在する他の潜在的な観光資源を顕在化させる（観光対象とする）取り組みを主体とし、それと連携して大阪市営渡船の観光資源化を図ることが考えられる。先述のとおり、都市内の観光行動は徒歩での散策が基本であり、観光対象が徒歩圏内に複数存在することが望ましい。複数の観光資源を連携させる観光振興策は妥当であるといえる。

大阪市営渡船周辺の潜在的な観光資源としては、商店街（西天下茶屋商店街等）、鉄道（汐見橋線等）、渡船の直上に架かる橋梁（千歳橋等）、安治川隧道²⁴等が存在する。これらのうち鉄道は、その乗車自体を観光資源とする取り組みによって観光旅客が増加すると、運輸収入の増加に直結する。とりわけ汐見橋線のような輸送量の小さいローカル路線の観光資源化は、当該路線の経営状況を大きく改善する方策であると評価し得る。汐見橋線の存続は沿線居住者の交通手段の確保にも資するので、その観光資源化を検討する余地は大きいと考えられる。

汐見橋線は1900年に高野鉄道が開業した道頓堀（現汐見橋）～大小路（現堺東）間の一部区間である。汐見橋駅は高野鉄道の大阪市内のターミナル駅であったが、1922年に南海鉄道（現南海電鉄）との合併により、大阪市内のターミナル駅としての機能は南海鉄道の難波駅に移行することになる。高野鉄道の路線は南海鉄道高野線となったが、1925年より高野線列車の難波駅への直通運転が開始される。1929年には高野線の全列車が難波発着と

²⁴ 安治川隧道は歩行者、自転車用の川底隧道である。

図表6 汐見橋線および周辺鉄軌道路線略図



(出所) http://www.osaka-info.jp//agent/upload/files/20160401_105750_425786.pdf
(2017.3.30アクセス) より引用。

なり、それ以後、汐見橋線は普通列車のみが運転される事実上のローカル路線となっている（図表6 参照）²⁵。

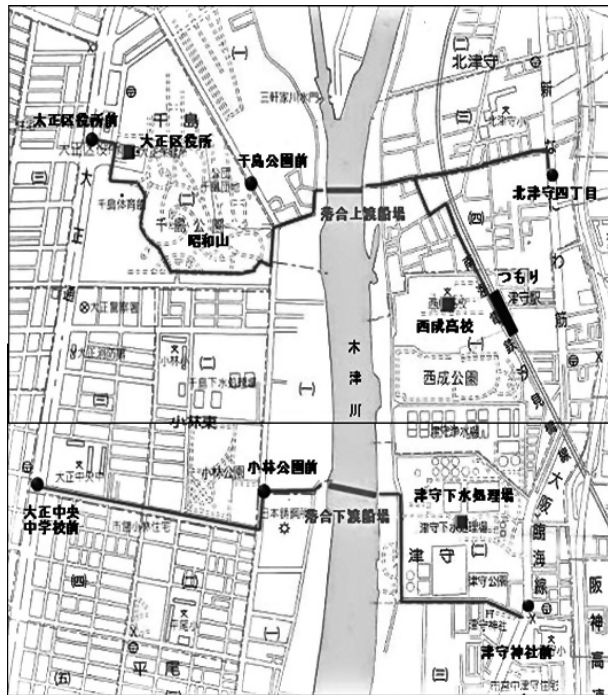
汐見橋線の観光資源化を検討する余地が大きい理由は以下のとおりである。第1に、汐見橋線は大阪市営渡船にアクセスする公共交通としての機能を有していることである。汐見橋線は終日30分間隔の運転という大阪市内とは思えない過疎ダイヤであるものの、起点の汐見橋駅は阪神なんば線と大阪市営地下鉄千日前線の桜川駅の至近に位置しており、桜川駅は難波駅（阪神なんば線は大阪難波駅）の1駅隣である。大阪都心部からのアクセスも良好といえる。また津守駅は落合上渡船場と落合下渡船場まで徒歩10分程度の距離である（図表7 参照）。

落合上渡船場の2015年度1日あたり交通量は、輸送人員が約530人で自転車航送台数が約460台である。同様に落合下渡船場は、輸送人員が約420人で自転車航送台数が約390台である²⁶。両者は同じ乗船定員の船舶を使用している甚兵衛渡船場に比べても交通量は小さく（図表3 参照）、汐見橋線と連携して観光資源化を推進する余地はあるといえよう。

²⁵ 南海電気鉄道編（1985）を参照した。他に汐見橋線に関する先行研究として寺田（2004）、藤井（2011）、野田（2013）があり、とりわけ藤井（2011）は汐見橋線の歴史的経緯を詳細に述べている。

²⁶ 大阪市建設局提供資料を参照した。

図表7 落合上渡船場と落合下渡船場の周辺図



(出所) <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000011244.html>
(2017.6.7アクセス) より引用。

第2に、汐見橋線は汐見橋、木津川、西天下茶屋の各駅の駅舎や駅構内が改築されることなく旧来のまま存置されており²⁷、また製造後半世紀近くになる電車が使用されていることである(図表8参照)。汐見橋線には都会の中のローカル路線という、他のローカル路線とは異なる独特の風情がある。このため交通機関を観光資源として評価する要件とされる非日常性とともに、希少性も有している²⁸。汐見橋線は大阪市営渡船と同様に、産業観光資源として、また都市観光資源として評価され得ると考えられる。

第3に、汐見橋線は輸送量の減少等により路線の存続が危ぶまれていることである。図表9は南海電鉄全体と汐見橋線の輸送人員の推移である。いずれも近年、減少傾向を示しているが、汐見橋線の傾向は南海電鉄全体よりも大きい。1989年を100とした場合の2014年の指数は、南海電鉄全体が75であるのに対して、汐見橋線は48と半減している。汐見橋線

²⁷ これらのうち、西天下茶屋駅については管見の限り駅舎の新設、改築の記録が見当たらないため、開業した1915年9月18日当時の駅舎が現存しているものと思われる。木津川駅は1940年9月1日に新駅舎の使用を開始した記録があり、汐見橋駅については1956年11月16日に駅舎を改築した記録が残されている。南海電気鉄道編(1957)および南海電気鉄道編(1980)を参照した。駅舎について、米山(2010)は「地域を代表する歴史的建造物として人気が高い」と評価しており、須田(2015b)も都市観光資源の1つであると指摘している。

²⁸ 鉄道自体が観光資源として機能するようになったという主張は比較的多くみられるが、須田(2015a)の「開通後ながい歴史をもつ鉄道線区に関連設備と一体として現役のままで観光資源(駅、鉄橋、トンネル、線路、沿線風景)」として位置付ける主張は、汐見橋線の現状に合致するものである。

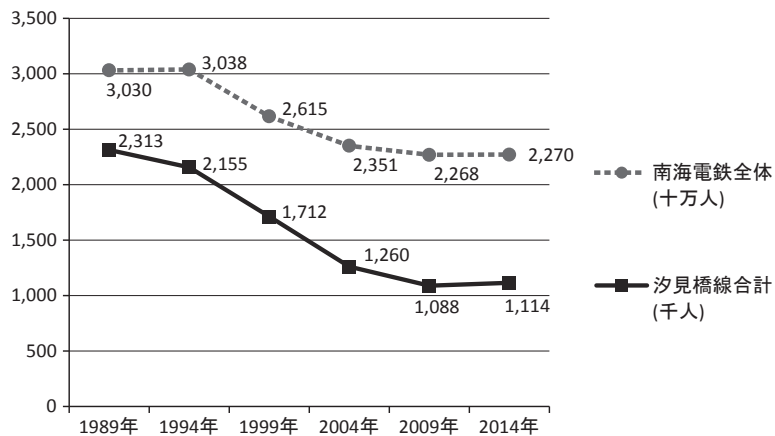
図表8 汐見橋線の各駅舎と電車



(注) 左上は汐見橋駅の駅舎である。

(出所) 筆者撮影。

図表9 輸送人員の推移



(出所) 『大阪府統計年鑑』各年度版他より作成。

6駅の乗降人員合計は2014年度1日平均で3,053人と極めて小さい。

汐見橋線は輸送量が小さいものの、大阪市中心部を南北に貫く未開業の路線である「なにわ筋線」に接続することが構想されていたため、その存在意義は大きかった²⁹。しかし2017年5月に、なにわ筋線の計画に参画している南海電鉄ほか4者（大阪府、大阪市、JR西日本、阪急電鉄）は、南海電鉄となにわ筋線の接続駅を南海本線の新今宮駅とする整備

計画を発表した³⁰。このため、汐見橋線の存在意義の低下は必至であり、今後も輸送量の低迷が続けば路線の廃止も考えられる。汐見橋線の観光資源化を図ることは、その経営改善策として、歴史的な駅舎等の維持策として、さらには存続策としても有効であるといえる。

おわりに―汐見橋線と大阪市営渡船の連携による観光資源化

大阪市では、渡船は「道路の代わり」という認識のもと、通勤・通学等、日常生活交通を支える観点から運航されているが、大阪市営渡船を観光資源として活用することは現状でも可能であると思われる。大阪市営渡船は廃止が検討される状況にはないものの、大阪府市政改革本部・建設局（2006）では交通量が減少した場合の渡船の廃止に含みを残している。大阪市営渡船は都市内に残された貴重な交通機関である。輸送力に余裕のある渡船場について、日常生活交通という現状を損なわない範囲で観光資源化を推進すべきである。

そのような観光振興策を実施するには、大阪市営渡船の周辺に存在する潜在的な観光資源を顕在化させる取り組みを中心に据えて、それと連携して大阪市営渡船の観光資源化を図ることが考えられる。本稿では、汐見橋線はそのような取り組みを推進すべき潜在的な観光資源として、検討の余地が大きいことを明らかにした。汐見橋線は渡船にアクセスする公共交通としての機能とともに、都会の中のローカル路線という独特の風情を有している。しかし汐見橋線の輸送量は極めて小さく、路線の存続が危ぶまれる状況にある。南海電鉄は汐見橋線の廃止を全く検討してはいないが³¹、千日前線の桜川駅と汐見橋駅とを連絡する地下通路には、汐見橋線の利用者減少による廃止を懸念し、汐見橋線の利用を促す張り紙が貼られている³²。

南海電鉄は近年、沿線の地方自治体や観光協会と提携したローカル路線の活性化策を講じている。高師浜線における「走る！工場夜景」ラッピング列車の運転と、加太線における「加太さかな線プロジェクト」である³³。汐見橋線についても、南海電鉄にはこれを活用して観光旅客を誘致する意向はみられるものの、大阪市と提携した活性化策は実施さ

²⁹ 近畿地方交通審議会答申第8号（平成16年10月8日）の付図2に明示されている。<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shingi/toshin/huzu.pdf>（2017.7.4アクセス）を参照されたい。

³⁰ http://www.nankai.co.jp/library/company/news/pdf/170523_1.pdf（2017.8.23アクセス）を参照されたい。

³¹ 南海電鉄本社事務所へのヒアリング（2017年7月5日）による。

³² 筆者の現地調査（2016年9月28日）による。

³³ 前者は、高師浜線沿線の高石市が市制施行50周年を記念し、沿線の工場景観をアピールするために車両に工場景観のラッピングを施したもので、2016年10月より運転されている。http://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/seisakusuishin/sogoseisaku_ka/tennyo/wrapping_train.html（2017.8.23アクセス）およびhttp://www.nankai.co.jp/library/company/news/pdf/170327_2.pdf（2017.8.23アクセス）を参照されたい。後者は南海電鉄が加太観光協会、磯の浦観光協会と提携する加太線の活性化策で2014年11月より実施されている。<http://www.nankai.co.jp/kada/project.html>（2017.9.21アクセス）を参照されたい。南海電鉄のローカル路線活性化策については茶木（2017）も取り上げている。

れていない³⁴。汐見橋線の利用が低調であることから、汐見橋線の経営改善策として、さらには存続策として、南海電鉄と大阪市が提携し、汐見橋線と落合上渡船場、落合下渡船場を組み合わせる観光資源化を図る余地はあるといえる。あるいは都市観光に精通している、まち歩きを主催する事業者（以下、都市観光事業者という）によって、このような観光資源化が推進されてもよい³⁵。

ただし観光資源化を図る際には大阪市が積極的に関与する必要がある。汐見橋線は大阪市内の路線であり、その存続は沿線居住者の交通手段の確保に資するからである。また観光資源化の実施主体が南海電鉄や都市観光事業者等である場合にも、渡船を運営している大阪市の協力が必要とされるからである。

汐見橋線と大阪市営渡船は産業観光資源であり、それ自体が観光資源として評価され得るものである。したがって汐見橋線と落合上渡船場、落合下渡船場を組み合わせる観光資源化は、案内掲示やインターネット等での広報等の小規模な方策によって可能である。

具体的には以下のような方策が考えられる。第1は汐見橋線の各駅、とりわけ他の鉄道路線との連絡駅である汐見橋駅と岸里玉出駅、そして津守駅に落合上渡船場と落合下渡船場への案内看板等を設置することである。汐見橋線は列車の運転本数が少ないので、そもそも渡船場にアクセスする公共交通として認識されていないのか、津守駅にさえ渡船場への案内看板が設置されていない。少なくとも津守駅には案内看板を設置すべきである。

第2は南海電鉄や大阪市、都市観光事業者等のホームページに汐見橋線と落合上渡船場、落合下渡船場を周遊する観光コースを掲載することである³⁶。観光旅客の観光意思は情報によって形成されるので³⁷、観光における情報の重要性はいうまでもない。ホームページへの掲載は、それにアクセス可能なすべての人々が閲覧できることを意味する³⁸。また既存のホームページに追加で情報を掲載する場合、それに要する費用は非常に小さいので、極めて有効な方策である。さらには、ホームページに掲載した当該の観光コースについて、南海電鉄や大阪市、都市観光事業者が募集定員を10～20名程度に限定した旅行商品として造成することが望ましい。このような少人数の募集定員は、都市観光事業者のまち歩きコースにおいて採用されており、まち歩きが都市内居住者の生活空間に観光旅客が入り込む行

³⁴ 南海電鉄の駅で無料配布されている沿線情報誌には「下町の景観も楽しいローカル線」として汐見橋線が紹介されており、「市内ナンバーワンのローカル線・通称汐見橋線。実は終点の汐見橋駅からお洒落な堀江エリアまで徒歩圏内。趣のある車両が懐かしくも新鮮な、下町のワンデイトリップを楽しんでみては？」と記載されている。南海電気鉄道編（2017）を参照されたい。

³⁵ 一般社団法人大阪あそび歩委員会は大阪市を拠点にしている都市観光事業者であり、150のまち歩き基本コースを設定している。<https://www.osaka-asobo.jp/common/about>（2017.7.4アクセス）および<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/koutsu/kankou/jireishu/sakaasobo.pdf>（2017.7.4アクセス）を参照した。

³⁶ 古池（2015）は産業観光についても「既存施設をつなげて回遊する観光スタイルは産業観光のひとつの在り方」と述べている。

³⁷ 須田（2013）、12ページ。

³⁸ ホームページへの掲載はパンフレット等の紙媒体の作成に要する費用を削減できるメリットもある。大藪（2010）、6ページを参照されたい。

為であることに配慮しているものと考えられる。日常の渡船利用者の生活空間が含まれる当該の観光コースについても、少人数の募集定員とすることは妥当といえる。

第3は、汐見橋線の各駅と落合上渡船場、落合下渡船場の船内にスタンプを設置し、観光旅客がスタンプを押して周遊するスタンプラリーのような、観光旅客に汐見橋線と渡船を周遊するインセンティブを与える方策である。スタンプラリーの場合、スタンプの作成、設置等の費用、スタンプの収集に応じて景品を贈呈するのであればそれを調達する費用が必要ではあるが、有効な方策であると考えられる。

謝辞

本研究は西南学院大学2017年度研究助成制度の補助を受けたものです。本稿の執筆にあたり、査読者の先生方から有益な御指摘を賜りました。また山本雄吾先生（名城大学経済学部長）および藤田崇義氏（交通ジャーナリスト）より貴重なアドバイスを賜りました。ここに記して謝意を表します。

参考文献

- 天野光三・三輪利英・前田泰敬（1984）「明治期大阪市内交通手段の推移—主として人力車・巡航船—」『第4回日本土木史研究発表会論文集』107-113ページ。
- 池田良穂（2008）『新訂 内航客船とカーフェリー』（交通ブックス208）成山堂書店。
- 石山千代（2013）「観光資源の保存と活用の両立をはかる」公益財団法人日本交通公社編著『観光地経営の視点と実践』丸善出版、74-91ページ。
- 一般社団法人大阪あそ歩委員会ホームページ、<https://www.osaka-asobo.jp/>（2017.7.4アクセス）。
- 浦達雄（2017）「観光地理学」中尾清・浦達雄編著『第3版 観光学入門』晃洋書房、151-161ページ。
- 大阪市ホームページ、<http://www.city.osaka.lg.jp/index.html>（2017.9.20アクセス）。
- 大阪市市政改革本部・建設局（2006）『事業分析報告 道路・河川管理事業』
<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/cmsfiles/contents/0000010/10240/doro.pdf>（2016.9.14アクセス）。
- 大阪市役所編（1952）『昭和大阪市史 経済篇下』大阪市役所。
- 大阪市役所編（1969）『昭和大阪市史続編 第5巻 経済編下』大阪市役所。
- 大阪府総務部統計課情報分析グループ『大阪府統計年鑑』（各年度版）<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/nenkan/>（2017.3.28アクセス）。
- 大藪多可志（2010）「観光交流による地方活性化」大藪多可志編『観光と地域再生』海文堂出版、1-8ページ。
- 大脇和明（2012）「大阪の‘渡し’ 向こう岸へ すいっと」『朝日新聞デジタル』2012年6月21日付、<http://www.asahi.com/kansai/travel/kansaiisan/OSK201206200046.html>（2017.4.28アクセス）。
- 株式会社キャプテンラインホームページ、<http://www.mmjp.or.jp/Capt-Line/index.html>（2017.8.23アクセス）。
- 河村誠治（2000）『観光経済学の基礎』九州大学出版会。
- 錦帯橋 岩国市公式ホームページ、<http://kintaikyo.iwakuni-city.net/>（2017.9.15アクセス）。
- 古池嘉和（2015）「産業観光」井口貢編『観光学事始め—‘脱観光的’観光のススメ』法律文化社、94-109ページ。
- 公益財団法人大阪観光局ホームページ、<http://www.osaka-info.jp/jp/>（2017.3.30アクセス）。

- 国土交通省『道路統計年報』（各年版）<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/tokei-nen/index.html>（2017.3.28アクセス）。
- 国土交通省ホームページ、<http://www.mlit.go.jp/index.html>（2017.3.28アクセス）。
- 国土交通省海事局内航課監修『フェリー・旅客船ガイド』（各号）日刊海事通信社。
- 国土交通省近畿運輸局ホームページ、<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>（2017.7.4アクセス）。
- 後藤健太郎（2013）「“まち歩き”を通じた観光の質の転換（長崎県長崎市）」公益財団法人日本交通公社編著『観光地経営の視点と実践』丸善出版、196-203ページ。
- 財団法人大阪市土木技術協会編（2000）『大阪市渡船場マップ Osaka City Ferries』大阪市建設局渡船事務所。
- 澤喜司郎（2008）『交通と乗り物文化—人力車からジェットコースターまで—』（交通論おもしろゼミナール2）成山堂書店。
- 澤喜司郎（2010）『観光旅行と楽しい乗り物』（交通論おもしろゼミナール5）成山堂書店。
- 須田寛（2009）『観光～新しい地域づくり～』学芸出版社。
- 須田寛（2013）『街道観光—みちの観光—』交通新聞社。
- 須田寛（2015a）『産業観光—ものづくりの観光—』交通新聞社。
- 須田寛（2015b）『都市観光 まちの観光』交通新聞社。
- 須田寛（2017）『日本の観光 きのう・いま・あす 現場からみた観光論』（交通新聞社新書107）交通新聞社。
- 高石市ホームページ、<http://www.city.takaishi.lg.jp/>（2017.8.23アクセス）。
- 田中一郎（2009）「観光資源」松蔭大学観光文化研究センター編著『観光キーワード事典—観光文化への道標—』学陽書房、22ページ。
- 谷口知司（2017a）「観光を概観する」谷口知司・福井弘幸編著『これからの観光を考える』晃洋書房、1-7ページ。
- 谷口知司（2017b）「交通機関と観光」谷口知司・福井弘幸編著『これからの観光を考える』晃洋書房、29-63ページ。
- 千葉千枝子（2011）『観光ビジネスの新潮流 急成長する市場を狙え』学芸出版社。
- 茶木環（2017）「沿線エリアに誘客する地域の魅力づくり」『みんてつ』62、16-21ページ。
- 寺岡伸悟（2011）「メディアと観光」安村克己・堀野正人・遠藤英樹・寺岡伸悟編著『よくわかる観光社会学』（やわらかアカデミズム・わかる）シリーズ ミネルヴァ書房、82-83ページ。
- 寺田裕一（2004）「大手私鉄の小さな径（13）南海電気鉄道高師浜線・汐見橋線」『鉄道ジャーナル』38（1）、109-112ページ。
- 電子政府の総合窓口 e-Gov, <https://www.e-gov.go.jp/>（2017.4.13アクセス）。
- 富山県ホームページ、<http://www.pref.toyama.jp/>（2017.3.30アクセス）。
- 豊川忠幸（2009）「淀川の渡船場を廻る」『河川伝統技術』4、21-54ページ。
- 永瀬節治（2016）「観光と景観」大橋昭一・山田良治・神田孝治編『ここからはじめる観光学 楽しさから知的好奇心へ』ナカニシヤ出版、136-143ページ。
- 南海電気鉄道株式会社編（1985）『南海電気鉄道百年史』南海電気鉄道株式会社。
- 南海電気鉄道株式会社ホームページ、<http://www.nankai.co.jp/>（2017.9.21アクセス）。
- 南海電気鉄道株式会社経営企画室編（1957）『南海七十年のあゆみ』南海電気鉄道株式会社経営企画室。
- 南海電気鉄道株式会社総務部広報課編（1980）『南海の駅』南海電気鉄道株式会社総務部広報課。
- 南海電気鉄道株式会社 NATTS 事務局編（2017）『NATTS』202、南海電気鉄道株式会社 NATTS 事務局。
- 日本小型船舶検査機構ホームページ、<http://www.jci.go.jp/index.html>（2017.6.27アクセス）。
- 野田隆（2013）『にっぽん鉄道100景』（平凡社新書673）平凡社。

- 橋本佳恵（2017）「観光ガイド論」中尾清・浦達雄編著『第3版 観光学入門』晃洋書房、82-92ページ。
- 福原一緒（2007）「EXAMIN REPORT 水都・大阪の市営渡船は今―観光の裏メニュー!? 問題点も」『イグザミナ』234、14-17ページ。
- 福本賢太（2017）「観光対象としての観光資源」谷口知司・福井弘幸編著『これからの観光を考える』晃洋書房、85-99ページ。
- 藤井信夫（2011）「南海汐見橋駅と汐見橋線ものがたり」『鉄道ピクトリアル』61（12）、57-67ページ。
- 堀田祐三子（2016）「アーバンツーリズム」大橋昭一・山田良治・神田孝治編『ここからはじめる観光学 楽しさから知的好奇心へ』ナカニシヤ出版、151-157ページ。
- 松原悟朗（2010）「観光交通の特性と課題」秋山哲男・松原悟朗・清水政司・伊澤岬・江守央『観光のユニバーサルデザイン 歴史都市と世界遺産のバリアフリー』学芸出版社、30-41ページ。
- 三木理史（2003）『水の都と都市交通―大阪の20世紀―』成山堂書店。
- 三木理史・曾木秀寿（2000）「近代大阪市における市営渡船事業―1900年～1945年を中心に―」『歴史地理学』42（3）、1-21ページ。
- 宮内禎一（2011）「市内に8カ所も 大阪で渡し船、なぜ活躍」『日本経済新聞大阪夕刊オムニス関西』2011年8月24日付、<http://style.nikkei.com/article/DGXZZO34226960U1A820C1000000>（2017.4.28アクセス）。
- 森地茂（1998）「乗り物の名物化」森地茂・伊藤誠・毛塚宏編『魅力ある観光地と交通―地域間交流活性化への提案』技報堂出版、98-101ページ。
- 安村克己（2011）「産業観光」安村克己・堀野正人・遠藤英樹・寺岡伸悟編著『よくわかる観光社会学』（やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ）ミネルヴァ書房、40-41ページ。
- 山上徹（2010）『観光立国へのアプローチ』成山堂書店。
- 山本安里・木下光（2015）「大阪市大正区の渡船の利用実態からみる都市水上交通の可能性」『都市計画論文集』50（3）、1077-1083ページ。
- 米山淳一（2010）「駅舎の保存と活用」小池滋・青木栄一・和久田康雄編『世界の駅・日本の駅』悠書館、213-239ページ。
- Aoki, M. (2014) "Changes in Japanese Travel Behaviour and Walking Tours from Train Stations," *Japan Railway & Transport Review*, 63, pp.34-39.

2012年重慶事件をめぐる 日本の新聞の報道状況に関する分析

Analysis of Japanese Newspapers Reports on Bo Xilai Scandal in 2012

渡 辺 直 土
WATANABE Naoto

Abstract

In March 2012, Bo Xilai, the former Chinese Communist Party secretary of Chongqing, was dismissed from the post(Bo Xilai Scandal). Japanese newspapers gave this incident massive coverage, analyzing his dismissal from the perspective of the struggle among factions within the CCP. Because both Bo Xilai and Xi Jinping belonged to the Crown Prince Party, which conflicts the China Youth League with Hu Jintao, the impact of the scandal on Xi Jinping's leadership was supposed to be tremendous. Since the start of Xi's leadership, however, the administration has basically remained stable until now. The meaning of the gap between the analysis of Japanese newspapers and actual conditions of Xi's leadership deserves careful attention.

Japanese newspapers also emphasized the factional struggles within the CCP in the previous incidents, Chen Xitong Scandal in 1995 and Chen Liangyu Scandal in 2006. This article analyzes these reports employing the “frame analysis” method of the media theory to examine “the frame of struggle of factions”. It is concluded that Japanese newspapers emphasize the core of the CCP of “unchangeable China” with less attention to a variety of political reforms advocated by “changing China”. There are biased views on China among Japanese newspapers. Therefore, the necessity to realize structural problems and their socio-political changes in China cannot be overemphasized in Japanese journalism.

要 旨

2012年3月に中国共産党重慶市委書記の薄熙来が解任された事件（重慶事件、薄熙来事件）については、日本の各新聞の注目を集め、その動向が大々的に報道された。各紙は共産党内の派閥闘争の視点から、同年秋に発足予定だった習近平政権への影響などを分析し、報道は過熱した。これは薄熙来が習近平と同じ「太子党」であり、胡錦濤ら「共青团」と対立軸をなすとされていたことから、習近平政権の発足に事件がどのような影響をもたらすかが焦点となったことによる。しかし、習近平政権の発足以降、これまでの政権運営は基本的には安定している。すなわち、当時の報道の過熱と現実とのギャップは何を意味しているのだろうか。

振り返ってみれば、1995年の陳希同事件や2006年の陳良宇事件のような同様の事件の際も、日本の各紙は党内の派閥闘争の視点からの分析を重視しており、薄熙来事件も同様である。本

論文ではこれらについて、メディア理論における「フレーム分析」の手法を用い、「派閥闘争フレーム」として分析した。その結果、「変わらない中国」として「中国政治＝中国共産党中枢の動向」という側面が強調される一方で、「変わる中国」として政権が提起する各種改革の政策に焦点があてられることが少ないという、アンバランスな中国認識が生じていることが明らかになった。それゆえ、中国の政治社会における構造的な問題やその変容が見えにくくなりつつあるという問題があることを指摘した。

はじめに

2012年3月に当時中国共産党政治局員で重慶市委書記であった薄熙来の解任事件（「重慶事件」あるいは「薄熙来事件」¹）について、その後日本の新聞などメディアの報道が過熱したことは依然として記憶に新しい。その要因として、同年秋に開催予定だった中国共産党第18回大会で胡錦濤から習近平に政権が移譲されることが確定的となっていたが、それに伴い薄熙来が最高指導部である政治局常務委員に昇格する可能性が高いとみられていたことが挙げられる。各紙の報道では習近平と薄熙来はともに高級幹部子女のネットワークである「太子党」の一員であるとされ、胡錦濤ら「共産主義青年団（共青团）」のグループと対立するとされていた。そのため、薄の失格によりポスト争いで「共青团」系と「太子党」の闘争が激化し、江沢民系（「上海閥」）からも影響を受ける可能性があるといった形で、様々な角度から中国共産党内の派閥闘争²の動向を分析し、政権移譲後の中国を予測しようとした。

しかし、習近平政権誕生前の過熱報道にもかかわらず、2012年11月の第18回党大会での政権移譲後は様々なリスク要因はあるものの、習近平政権は基本的に安定した政権運営を続けている。特に政策決定にかかわる領域においては「中央全面深化改革指導小組」や「国家安全委員会」など新たな機構を設置して主導権を掌握することで、権力基盤を強化しつつあるようにも見える。各紙の報道では習政権誕生にあたって「共青团」系や「上海閥」からの干渉を受けるのではないかと予想されていたが、少なくとも対外的に動揺や不安定さは見られない。政権移譲前の過熱報道とその後の平静さというギャップに関して、どのようにとらえればよいのだろうか。

2000年代以降の日中関係は厳しい状況が続いているが、「言論NPO」が2016年に実施した「第12回日中共同世論調査」においては、日中関係におけるメディアの貢献度について、日本側の世論は「とても貢献している」「少し貢献している」という評価は35.2%で、「何

¹ 報道等では「重慶事件」とされることが多いが、以下本稿では後述する「陳希同事件」「陳良宇事件」と合わせて、人名の「薄熙来事件」を用いる。

² 以下、本論文における「派閥闘争」「権力闘争」「路線闘争」といった用語の定義についてはさしあたり、「派閥闘争」を上位概念とし、そのうち政策やイデオロギーの対立や論争を含むものを「路線闘争」、それらが希薄でポスト争いを中心に展開されるものを「権力闘争」とする。

も貢献していない」が19.6%、「逆に悪影響を与えている」が9.9%となった。ただ、相手国や日中関係に関する情報源については、94.2%が日本のニュースメディアと答えている³。このように、日本側の世論では日本の中国報道に対する信頼度について疑問が呈されているものの、情報源としてはメディアに頼らざるを得ないというのが現状であろう。では、日本の報道はどのような問題点をはらんでいるのだろうか。

そこでここでは過去の同種の事件をとりあげ、その報道内容と比較しつつ、これまでの報道の経緯を回顧したい⁴。例えば、薄熙来と同じく政治局員であり有力地方トップであった人物がスキャンダルで失脚した事件として、1995年の陳希同事件（北京市党委書記）、および2006年の陳良宇事件（上海市党委書記）がある。本稿ではこれらの事件に関して、日本のメディア、特に新聞がどのように報じてきたのかという点について、記事の内容を分析し、その特徴について考察する。分析対象としては日本の五大紙（『朝日新聞』、『毎日新聞』、『日本経済新聞』、『産経新聞』、『読売新聞』）について、データベースを使用して記事を抽出し⁵、その特徴を見ていく。これは菱田雅晴がその必要性を述べているように、メディアを中心に見られる権力闘争を基調とした認識と、学界で基盤となっている制度を中心とした分析を架橋する試みでもある（菱田・鈴木2016、12-13頁）。すなわち、制度や政治体制という視点から見た場合、メディアの中国認識にどのような指摘ができるかということである。

I. 先行研究と理論的枠組み

薄熙来事件については報道は過熱したものの、学術研究として体系的に分析される段階には至っていない。これに関して梶谷懐は、日本のメディアにおいて都市と農村の一体化という現在の中国における課題に関連して、社会政策の観点から切り込んだものは一部を除いてほとんどなかったとしている（梶谷2015、81-83頁）。また、羽根次郎は派閥抗争、権力闘争中心の分析は制度疲労を起こしているとする一方で、「重慶モデル」の具体的内容や住民にとって有した意義など根本的な問題についてはほぼ問われなかったとしている。その上で、薄熙来以前（すなわち汪洋が党委書記だった時期）から都市と農村の一体化を目指した改革が試みられており、薄熙来の政策は重慶の歴史から孤立しておらず、「汪洋＝右派」「薄熙来＝左派」という二元論的見方を否定する（羽根2012、250-260頁）。

汪暉は薄熙来の解任が共産党の密室政治の中で決定されたことを批判し、「文革」のレトリックを使って民生重視の「重慶モデル」を否定し、新自由主義的改革が再登場しつつあ

³ 言論NPO「第12回日中共同世論調査」<http://www.genron-npo.net/world/archives/6011.html>

⁴ 本稿は薄熙来事件に関する日本の新聞各紙の報道を分析することに主眼を置いているため、事件や重慶における薄熙来の政策に関する言及については、本稿の趣旨に関連する範囲にとどめる。

⁵ 記事検索において利用したデータベースは『聞蔵Ⅱ』（朝日）、『毎索』（毎日）、『日経テレコン』（日経）、『Factiva』（産経）、『ヨミダス歴史館』（読売）である。それぞれ「陳希同」「陳良宇」「薄熙来」で検索して抽出した。対象記事は基本的には2014年12月31日までとした。

るとした（汪暉2012、250-264頁）。毛里和子は党大会の直前に権力闘争が表面化するのには稀有なことであり、党と中央のリーダーシップが衰退に向かいつつあることの象徴であるとしたうえで、中国が改革の方向をめぐって決定的な分岐点に来ており、政治社会の多元化がだれにも止められなくなっていることが明らかになったとした（毛里2012、345頁）。

他方で、マス・メディア研究として日本の中国報道を分析した研究としては、計量的分析や記事の内容を分析したものなど、多くの蓄積がある。計量的手法に関しては、例えば浅野亮は中国の要人の訪日に関する『朝日新聞』の記事の見出しを分析し、日本の対中世論形成に及ぼした影響を考察した（浅野1990、189-203頁）。張寧は1989年の天安門事件時の『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の報道量を分析し、その議題設定効果を検証した（張2000、26-42頁）。また、吉田文彦、小川恒夫、羽生浩一は1989年天安門事件、1997年香港返還、2001年WTO加盟、2008年北京五輪に関する『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の記事のニュース・ソースを統計的に分析した（吉田他2012、171-194頁）。

内容分析に関しては、田中仁は1955年から2005年までの10年ごとの終戦記念日について日本の『朝日新聞』『産経新聞』『日本経済新聞』の社説および中国の『人民日報』、台湾の『中国時報』『中央日報』『中時晩報』の社説を分析し、それぞれの歴史認識の変遷を明らかにした（田中2007、194-232頁）。宋堯は日中国交回復時の『朝日新聞』『毎日新聞』『日本経済新聞』『産経新聞』の記事の見出しを抽出し、経済界の動向や世論調査に見られる一般国民の対中認識との相互作用を分析した（宋2009、25-52頁）。高井潔司は日中国交正常化以降の日本の中国報道について、正常化以降の「日中友好フレーム」から1989年天安門事件以降は「普遍的価値フレーム」に、近年の日中関係の緊張下では「国益優先フレーム」へと転化しつつあるとしている（高井2012、8-11頁および山田2015、56-70頁）。

ここで本稿の問題意識との関連でいうならば、薄熙来事件をめぐる日本の中国報道と中国認識の関連を分析するという目的から、主に新聞各紙の報道内容、すなわちそのテキストを分析することがあげられる。その際に先行研究において五大紙全てをとりあげたものが管見の限りみられないことから、ここではその全てについて分析する。テキストの内容分析を中心に行なう理由として、大石裕によれば社会的現実の構築・構成という点から見た場合、「客観的現実」（社会的出来事）や「主観的現実」（社会レベルでの認知、態度、行動）と相互作用しながらマス・メディアという場を中心に「象徴的現実」（ニュース）が構成されており、そうした相互作用の一時点の産物としてマス・メディアのテキストが存在するとしている。そのテキストは概して社会の価値観の分布を反映しかつ、その分布を再生産しているとする。その背景として、国民社会におけるマス・コミュニケーションの過程では、「支配的コード」（社会において共有される程度が高いコード）に従って情報が意味づけられ、伝達され、交換されることから、社会の構成員の多くは「支配的コード」によって情報を解釈し、その結果「支配的コード」が再生産されるとしたうえで、現代社会において文化変容、社会変動、政治変動の動態について検討する場合は「交渉的コード」（支配的コードの枠内にありながら限定的なレベルでメッセージ解釈の基本的な規則を作り

上げる)や、「対抗的コード」(支配的コードに変わる準拠枠組みの中でメッセージ維持を再考する際に用いられる)の機能に関する考察が必要であるとしている(大石2005、第1章および第7章)。

また、分析にあたってフレーム(メディアフレーム)という概念を用いる。これは日本の新聞の中国報道に関して、高井などの一部を除いて、フレーム分析を行なったものがなく、かつ高井の研究もフレームに関して理論的に詳細な検討を行なったわけではないことから、本論文では試験的に分析を行う。ここでいうフレームについて、ギトリンによれば「メディアフレームとは認識、解釈、表現、選択、重視、排除の持続的なパターンである。フレームによりジャーナリストは膨大な量の情報を迅速かつ規則的に処理することが可能になり、情報として認識し、それを認知のカテゴリーに適用し、聴衆への効果的な伝達のためにパッケージすることができる」とされる(Gitlin2003、P 6-7)。また、エントマンによれば、「理解されている現実のいくつかの側面を選択し、より際立たせること」であり、①問題の定義、②原因の診断、③道徳的評価、④解決策の提案という4つの機能を持つとされる(すべての機能を必ず含むとは限らない)。そして、フレームは多くの人々が行動するために問題をどのように評価し、選択するのかということだけでなく、人々が問題を認識するかどうか、それをどのように理解し記憶するのかということを決定する。フレーミングとはフレームがすべての視聴者に対してではないにせよ、大半の視聴者に共通の効果があることを指すとされる(Entman1993、P51-58)。ニュースフレームについては「ニュースフレームはニュースの物語の中に存在するキーワード、比喩、概念、シンボル、および視覚イメージにより構成される」とする(Entman1991、P 6-27)。

また、フレーム分析を行うメリットとして、メディアと視聴者(オーディエンス)との関係という視点に関して、比較的明確なイメージを提供しうることがあげられる。シェアフィルは多様なフレーム研究を統合する理論として、①従属変数としてのメディアフレーム研究、②独立変数としてのメディアフレーム研究、③従属変数としての個人フレーム研究、④独立変数としての個人フレーム研究の4つに分類し、「フレーム研究の処理モデル」として、「メディアにおけるフレームの構築(メディアフレーム)→メディアから個人へのフレームの設定(個人フレーム)→個人レベルのフレーミング効果(個人レベルの態度、ふるまい、責任の帰属など)→個人としてのジャーナリストによるフレーム構築(フィードバック)」という4局面に理論化した(Scheufele1999、P103-122)。このようにメディアフレームと個人フレームは相互に影響を与えあう関係にあるといえる。つまり、単にテキストの内容を分析するにとどまらず、中国政治に関する報道において見られる特徴的なフレームを抽出し、それらがある種の「支配的コード」としてどの程度影響力を有するのか、さらに読者の認識への影響力を持つのかという論点にまで接続しうる可能性を見出すことができるのである。見出し分析や議題設定効果の検証においても世論形成との関連性が分析されているが、フレーム分析で特徴的な枠組みを抽出することで、それらとはまた違った側面からより鮮明に中国報道の特徴を明らかにできるのではないかと考える⁶。以下で

は、1995年の陳希同事件と2006年の陳良宇事件の報道の分析から始める。

Ⅱ. 陳希同事件（1995年）

[事件の概要]

1991年から94年にかけて、中国共産党北京市委書記の陳希同が贈答品など950万円相当を着服、また王宝森副市長とともに6億円あまりの公金を横領し、別荘建設などの費用にあてた。王宝森は95年4月に自殺、陳希同は同月解任の後、逮捕、起訴。1998年8月に二審で懲役16年が確定。

[各紙の報道の焦点]

(1) 『朝日新聞』

- 中央の北京掌握の動き（1995年8月29日）。
- 中央の「反腐敗闘争」の目玉としてやり玉に上がった側面と、江主席ら上海市幹部から中央入りしたいいわゆる「上海閥」と、これに批判的な陳氏らの抗争という側面もあった（1995年11月10日）。

(2) 『毎日新聞』

- 腐敗防止に対する強い姿勢を示すと同時に、ポスト鄧時代に向けた権威確立を目指す江沢民総書記の強い意向が働いた（1995年4月28日）。
- 江沢民国家主席ら上海閥と北京市幹部・長老の激しい対立がある。中国の政治情勢は一挙に緊迫化（1995年7月5日）。

(3) 『日本経済新聞』

- 反腐敗闘争の形を取りながらの権力闘争（1995年4月23日）。
- ポスト鄧小平をにらんだ中央と地方の主導権争い（1995年7月5日）。
- 中央指導部と北京市指導部の主導権争い、中央の権威を確立する布石（1996年10月30日）。

(4) 『産経新聞』⁷

- 江沢民総書記（国家主席）ら指導部が刑事訴追にまで踏み切った背景には、国民の間に強まる幹部腐敗への不満を前に処断によって強い指導力を誇示する目的が読みとれる（1997年9月10日）。
- 陳希同ら北京市指導部と、江沢民国家主席（党総書記）を柱とする上海出身グループとの確執、政治抗争（1998年8月1日）。

(5) 『読売新聞』

- 権威を高めようとする中央指導部および江沢民党総書記の強い意向とともに、「上海グ

⁶ 本論文では新聞報道が全体としてどのようなフレームのもとに読者にイメージを提供しているかを焦点として分析するため、一般記事と社説、特集記事などの記事の種別については問わない。同じ理由で記者個人の特徴や記事の作成過程についても問題としない。

⁷ 『産経新聞』については使用したデータベース『Factiva』が1997年以降の記事のみの収録となっていたことから、それをもとに推測する。

- グループ」を核とする中央指導部と首都・北京の根強い対立もある（1995年4月10日）。
- 江沢民指導部の腐敗問題に対する厳しい姿勢を国民に訴えようとするもの（1995年4月28日）。
 - 陳希同・市党委員会書記の事実上の解任は、鄧小平後継体制における江氏ら「上海グループ」の優位をいっそう鮮明にした（1995年4月29日）。
 - 中央指導部は江沢民総書記や朱鎔基副首相らの「上海グループ」、保守的な李鵬首相のグループ、そして、改革派色の強い喬石全国人民代表大会常務委員長のグループの3つに分かれている。上海グループと喬石グループが手を結び、李鵬グループを追い詰める（1995年5月24日）。

陳希同事件をめぐる各紙の報道については、全体として1989年6月の天安門事件後、趙紫陽の解任に伴い総書記となった「上海閥」の江沢民の権力基盤の形成が不十分であり、「ポスト鄧小平」をにらむ中で、反対勢力と見られていた陳希同の北京市指導部を掌握し、権力基盤を強化できるかどうかという視点からの分析が主流となっており、「権力闘争」「主導権争い」「抗争」「対立」といったキーワードが散見される。すなわち、元来は幹部の公金横領という腐敗問題であったにもかかわらず、「腐敗問題フレーム」⁸は後景化し、「北京－上海」という派閥の対立軸から分析されている。これをここでは「派閥闘争フレーム」と呼んでおく。その上で個別の特徴として、例えば『日本経済新聞』は派閥闘争を中央と地方の主導権争いを通して、地方に対する権威を確立する過程としている。これは特に90年代以降各地方の幹部が独自の経済政策を進め、発展を追求したことから、中央－地方関係が注目されるようになりつつあったことが背景にあると思われる。また、『読売新聞』は1995年5月24日の記事にあるように、江沢民ら「上海グループ」と保守的な「李鵬グループ」、改革派の「喬石グループ」の主導権争いといった形で、「派閥闘争フレーム」を全面に押し出した分析となっている。

Ⅲ. 陳良宇事件（2006年）

[事件の概要]

2002年以降、中国共産党上海市委書記の陳良宇が市社会保険基金から146億円あまりを実業家に不正融資し、高速道路を建設した。実業家は高速道路の運営権を獲得。また、企業の移転問題などで便宜を図った見返りに3500万円あまりを収賄。2006年9月に解任の後、逮捕、起訴。2008年4月に一審で懲役18年および財産没収440万円が確定。

⁸ 「腐敗問題フレーム」についてはここではさしあたり、腐敗事件の起こる歴史的な背景や構造的要因、その対策や政策的影響、政府あるいは政治体制の支配の正統性問題との関連性などについて分析するフレームであるとしておく。

[各紙の報道の焦点]

(1) 『朝日新聞』

- 権力闘争の側面と大衆の怒りに対する危機感（2006年8月30日）。
- 腐敗一掃を大義名分にした権力闘争。胡氏が江氏にならい、江氏の影響力排除を狙う（2006年9月26日）。
- 胡錦濤派が江氏を頂点とする上海閥の解体を狙った権力闘争（2006年10月5日）。
- 経済路線闘争。権力闘争とは簡単に言い切れない（2006年11月3日）。

(2) 『毎日新聞』

- 江氏を中心とする「上海閥」の一掃へと本格的に動き出した（2006年9月26日）。
- 中央政府の指導方針に忠実な上海新指導部がようやく発足することは、胡錦濤国家主席の権力基盤強化につながる（2007年5月25日）。

(3) 『日本経済新聞』

- 胡主席の狙いは江沢民前主席の影響力の削減にある（2006年9月5日）。
- 「上海閥」の地盤を崩し、自らの出身母体である共産主義青年団の人脈を登用していく公算が強い。上海閥中心の党内勢力図が流動化（2006年9月26日）。
- 胡体制の強化と上海閥の退潮を加速する中国政治の転換点（2006年9月28日）。
- 中央との政治闘争が絡んだ結果とされるが、市民の不満も底流にある（2006年10月2日）。
- 上海閥の退潮で共青团はと太子党等の二大派閥の構図が強まる（2007年6月3日）。

(4) 『産経新聞』

- 反腐敗という大義名分の背後に、路線対立と権力抗争がある（2006年9月26日）。
- 胡錦濤国家主席と江沢民前国家主席との権力闘争や、経済発展を最優先すべきか否かといった路線闘争も絡んでいる（2006年10月4日）。
- 今夏の上海の陳良宇党書記解任。胡曾連合の狙いは江氏の政治基盤切り崩しにあった（2006年10月9日）。
- この路線は、やみくもに経済成長を追求した江沢民前総書記時代からの脱却を意味する。人事でも江前総書記に連なる「上海閥」をめぐる駆け引きが激化しそうだ（2006年10月12日）。
- 胡錦濤派と上海閥・太子党の勢力争いは大会の土壇場までもつれそうだ（2007年10月8日）。
- 党指導部の政治局は、習氏ら高級幹部子弟グループ「太子党」勢力と、胡主席や李克強氏ら「共産主義青年団（共青团）」系、江前主席を頂点とする「上海閥」の3勢力が拮抗（きっこう）している（2008年3月16日）。
- 次期党大会をにらみ、胡主席らと「上海閥」、「太子党」の3者の争いは続くとみられる（2008年4月12日）。

(5) 『読売新聞』

- 胡錦濤総書記が政権基盤強化のため、江沢民前総書記をはじめとする「上海閥」の影響力排除を図っている（2006年8月26日）。
- 胡氏と同グループには「共生関係」もある（2006年9月26日）。
- 今回の解任を通じた胡総書記の基盤強化が着実に進んでいることを物語るものといえる。

上海の服従は、地元の発展を最優先する傾向が強かった各地方の動向にも大きな影響を与えそうだ（2006年9月27日）。

- 陳氏解任を受け、書記代理に就任した韓正市長は、中央への服従を表明した（2006年9月29日）。

陳良宇事件についても、元来は幹部の公金横領および不正な利益供与という腐敗問題だったが、各紙とも陳希同事件と同様に「権力闘争」「上海閥」といったキーワードを多用しながら「派閥闘争フレーム」を用いて報じており、「腐敗問題フレーム」は副次的扱いとなっている。すなわち、翌年に第17回党大会が予定されており、それに向けて「共青团」系の胡錦濤が、指導部内において大きな勢力となっていた江沢民系の「上海閥」の有力者である陳良宇を解任し、「上海閥」の弱体化と自らの権力基盤強化を狙ったものであるとする。『日本経済新聞』（2006年9月28日）はこの事件が「中国政治の転換点」とみなしていることから、派閥闘争が中国政治の本質であると認識しているといえよう。

また、第17回党大会において習近平が後継者として抜擢されたことから、『産経新聞』は「太子党」の存在に注目し、以後は「太子党」「共青团」「上海閥」の3者による「派閥闘争」が続くと予想している（2008年3月16日、2008年4月12日）。その上で、『朝日新聞』（2006年11月3日）や『産経新聞』（2006年10月4日、2006年10月12日）のように、「和諧社会」「科学発展観」といった形で成長戦略の転換を図りつつあった胡錦濤の指導部と、成長重視の「上海閥」の対立を「路線闘争」というキーワードを用いて分析しており、後述するように薄熙来事件との連続性も指摘できるだろう。

IV. 薄熙来事件

[事件の概要]

2011年11月薄熙来夫人の谷開来が使用人と共謀し、英国人実業家ニール・ヘイウッド氏を殺害した。背景には金銭トラブルがあったとされる。これについて王立軍副市長（兼公安局長、薄熙来側近）が調査し、谷開来の関与を把握したうえで、薄熙来に報告した。しかし薄は激高し、身の危険を感じた王立軍は2012年2月に成都のアメリカ総領事館に亡命申請するも、アメリカ側が拒否した。王はその後当局に拘束された。この時点で日本や海外のメディアが報じ始め、事件が発覚した。同年秋に予定されていた第18回党大会において政治局常務委員への昇格が有力視されていた薄の処遇に注目が集まる中、2012年3月薄熙来は中国共产党重慶市委書記を解任され、谷開来も拘束された。谷は2012年8月に裁判で執行猶予付き死刑（殺人）となった。王立軍も2012年9月に懲役15年の判決（殺人隠蔽、違法操作、盗聴、収賄など）が下された。2012年11月の第18回党大会後の2013年7月に薄熙来も収賄罪で起訴され、同年10月の2審で無期懲役が確定（大連時代の収賄約3億3000万円、横領8000万円、重慶時代の職権乱用など）した。

[各紙の報道の焦点]

薄熙来事件については同年秋の党大会との関連で各紙とも報道が過熱し、記事の量が多いため、時期を区分して記事の内容を見ていく。

1. 2012年7月まで

(1) 『朝日新聞』

- 既得権益を守りたい太子党とたたき上げが多い共青团の政争（2012年2月27日）。
- 薄氏は保守派勢力期待の星（2012年3月17日）。
- 改革を支持する右派勢力と左派勢力の路線争いが表面化しつつあった（2012年4月11日）。
- 党大会に向けて江氏ら保守派の巻き返しが予想される（2012年4月12日）。
- 党が繰り返してきた発展戦略をめぐる路線対立が、薄の動きによってむき出しになってきていた（2012年7月11日）。

(2) 『毎日新聞』

- 共青团は中国共産党の青年組織で、胡錦濤総書記（国家主席）の出身母体。（中略）党高級幹部の子弟グループは「太子党」と呼ばれ、両派閥間には勢力争いがあるとされる（2012年2月19日）。
 - 薄氏の解任はこうした政治路線の対立と人事を巡る駆け引きが背景にあるとみられている（2012年3月15日）。
 - ポスト薄の重慶市を制したのは、共青团派ではなく江派だ（2012年3月22日）。
 - 改革の速度を緩めて平等や分配を重んじる「保守派（左派）」、改革をさらに進める「改革派（右派）」。
- 薄氏は「保守派の代表格」だった（2012年5月17日）。

(3) 『日本経済新聞』

- 太子党と共青团出身者との間で、今秋以降の権力の座をめぐる対立が激化している（2012年3月9日）。
- 共青团出身者と太子党などの間で攻防が大詰めを迎えている（2012年3月10日）。
- 今回の解任劇は共青团の太子党への圧力に伴うもの（2012年3月15日）。
- 習氏の権力基盤にも影響が及ぶ可能性がある（2012年3月15日）。
- 共青团は習氏の勢力拡大を防ぐため薄氏を追いつけた（2012年3月16日）。
- イデオロギーや政策をめぐる論争の色は薄い（2012年3月16日）。
- 上海閥は徐々に太子党に接近し、共青团に対抗する構図ができた（2012年3月19日）。
- 薄氏失脚を機に胡主席の影響力が増している（2012年4月28日）。
- 今後も常務委員の構成をめぐる江沢民氏、胡錦濤氏、習近平氏のそれぞれに近い人々による争いが一段と激しくなる（2012年7月4日）。

(4) 『産経新聞』

- 今回の人事は、秋の中国共産党大会後に発足する太子党の習近平政権の求心力に影響を与える可能性がある（2012年2月20日）。
- 習氏の盟友である薄氏の力が弱まり「習近平政権」にも影響するという（2012年2月22日）。
- 薄氏は習氏とともに、元高級幹部子弟で構成する「太子党グループ」に位置づけられ、胡錦濤国家主席の出身母体、共産主義青年団（共青团）派の対立軸をなす（2012年2月

24日)。

- 共産主義青年団（共青团）出身者グループが政局の主導権を握ったことを意味し、秋の党大会後に発足する習近平指導部の権力基盤に、大きな打撃を与えそうだと（2012年3月16日）。
- 胡主席ら共産主義青年団派と江沢民前主席ら上海閥・太子党（高級幹部子弟）との権力闘争もある（2012年3月16日）。
- 共産主義青年団（共青团）出身者を中心とした胡錦濤国家主席のグループが大きく勢力を伸ばす一方、江沢民前国家主席のグループや習近平国家副主席ら「太子党」グループが政局の主導権を失いつつある（2012年3月20日）。
- 薄氏の失脚には権力闘争と路線闘争の2つの側面がある（2012年4月12日）。
- 胡主席は今回、薄氏の犯罪の動かぬ証拠を集め、江氏と習氏が同意せざるを得ない状況を作った上で、薄氏解任を発表したという（2012年5月11日）。
- 江派の巻き返しが始まっている（2012年5月16日）。
- 習副主席は、胡主席率いる共産主義青年団（共産党の青年組織＝共青团）と上海閥・太子党にまたがる勢力基盤の形成に動き出したとみられる（2012年6月2日）。

(5)『読売新聞』

- 党内では以前から、胡氏の政治基盤である共産主義青年団（共青团）と、有力幹部の子女グループ「太子党」との権力争いが取りざたされてきた（2012年2月11日）。
- 重慶方式の「成功」をきっかけに、改革・開放路線をめぐる論争が再燃しそうな気配も漂ってきた（2012年2月28日）。
- 党大会を前に、胡総書記率いる「共産主義青年団」派と太子党などの駆け引きがあるのだろう。太子党内の対立といった側面もある（2012年3月16日）。
- 胡錦濤総書記に批判的な立場を取った党内の左派勢力は大きく後退（2012年4月24日）。
- 各派とも党の大原則である集団指導体制の堅持する必要性については認識が一致している（2012年5月16日）。
- 習近平国家副主席は改革開放政策を堅持する胡氏の政治路線を継承することを確認した（2012年7月26日）。

薄熙来事件においても「派閥闘争フレーム」をメインフレームとし、「腐敗問題フレーム」は後景化している点はこれまでの事件と同様であるが、『朝日新聞』の報道の特徴として、一連の事件について、改革を支持し、さらに進めようとする「改革派（右派）」と既得権益を守る「保守派（左派）」という形で、改革をめぐる派閥間の路線闘争であるという構図を描いていることである。そして胡錦濤ら「共青团」系は「改革派」とであるとされ、薄熙来など「太子党」は「保守派」とであるとみなされている。『毎日新聞』については「共青团」と「太子党」という2つの軸をもとに路線闘争あるいは権力闘争の両面を描いている。ただ、「共青团」の対立勢力を「保守派（左派）」や「江派」と表現するなど、描いている勢力図が十分に定まっていない。『日本経済新聞』の特徴としては、「太子党－共青团」という対立軸からの分析であるが、基本的には「イデオロギーや政策をめぐる論争の色は薄

い」(2012年3月16日)として、『朝日新聞』のような路線闘争という捉え方とは異なり、権力闘争を軸とした派閥闘争として描いている。そして、薄の解任に伴い「共青团」系が優位な立場に立ったことで、「太子党」である習近平は政権発足後も影響を受けるとした。また、「上海閥」は「太子党」に接近し(2012年3月19日)、「共青团」と対立軸を形成しているとした。

『産経新聞』は上述のように、第17回党大会以降、早い段階で「太子党」に注目し、「共青团」「上海閥」「太子党」の3派での争いになると予想していたが、薄熙来事件の当初は『日本経済新聞』と同様に、「太子党-共青团」という対立軸から分析し、習近平政権の誕生にも影響するのではないかという見通しを示している(2012年2月20日、2012年2月22日)。『毎日新聞』と同様に路線闘争と権力闘争の両面を指摘している(2012年4月12日)。『読売新聞』も「太子党-共青团」という権力闘争の対立軸から分析しつつも、『朝日新聞』と同様に政策をめぐる左派(「保守派」)と右派(「改革派」)との路線闘争という側面も強調しており(2012年2月28日)、権力闘争と路線闘争の両面が認識されている。

2. 2012年8月～2012年12月

(1) 『朝日新聞』

- 党内でも改革派と、改革を批判する保守派の対立は解けていない(2012年9月18日)。
- 江沢民前国家主席に近い軍や党の保守派勢力が抵抗し巻き返し(2012年9月29日)。
- 習が築いてきたのは、そうした太子党の中で、保守派も改革派も取り込む人脈に他ならない(2012年10月25日)。
- 共青团系は過半数を占める勢いだったが失速(2012年11月9日)。
- 共青团は改革的な政策にも理解のある党エリートのテクノクラート集団。江氏は共産党政権の安定を重んじる党長老の利益を代表する。(2012年11月9日)。
- 共青团派が保守勢力に押し込まれた(2012年11月16日)。
- 習指導部は共青团派とそれに反発する勢力の激しい攻防の末、両勢力の微妙なバランスの上に誕生した(2012年12月19日)。

(2) 『毎日新聞』

- 江沢民前国家主席(85)と胡錦濤国家主席(69)との間で主導権争いが続いているとみられる(2012年8月12日)。
- 次期指導部人事などを巡って胡錦濤国家主席と江沢民前国家主席ら保守派とのせめぎ合いが続いているとみられている(2012年9月17日)。
- 胡氏と江氏が激しいポスト争いを繰り広げたと伝えられており、最終的には江氏に近い人物が大半を占める勢いだ(2012年11月15日)。
- 中国共産党の習近平(しゅうきんぺい)新指導体制は、胡錦濤(こきんとう)氏派と江沢民(こうたくみん)氏派による激しい攻防の末、江氏派が多数を占める保守色の強い布陣となった(2012年11月16日)。
- 習政権は江氏ら長老の支配干渉を受け、保守的強権的な統治、強硬な大国主義外交に走

る可能性が高い（2012年11月16日）。

(3)『日本経済新聞』

- 人事調整は胡氏の強い指導力の下で進んでいる（2012年8月5日）。
- 次期指導部の人事も胡主席主導で進んでいる（2012年8月21日）。
- 習副主席は当面は胡錦濤国家主席が影響力を保ちつつ、集団指導体制を敷くとみられる（2012年8月31日）。
- 党内保守派を押さえて処分を決めたことで、胡氏が今後も党内に一定の影響力を残すという観測が広がる（2012年9月29日）。
- 胡氏が党の時期指導部の発足後も「院政」を敷き、影響力を維持することが決定的となった（2012年10月23日）。
- 激しい人事抗争の末に党内の誰もが納得する布陣作りを進めざるを得なくなりベテラン中心のメンバーに落ち着いたようだ（2012年11月15日）。

(4)『産経新聞』

- 今年の会議は、胡主席のグループと、江沢民前主席、次期総書記に内定している習近平副主席の連合グループによる主導権争いが最大の焦点だ。（2012年8月3日）
- 習近平国家副主席は、英人殺害を「孤立した事件」として処理し、薄氏を追及しない考えだが、胡錦濤国家主席派は薄氏一族の経済問題を徹底的に調べ、厳罰に処すべきだとし、双方の対立が深まっている。（2012年8月3日）
- 薄氏失脚後、胡派はその経済問題を追及する姿勢をみせたが、薄氏と同じく元高級幹部子弟で構成する太子党出身の習近平国家副主席らは「穏便な処理」を主張し、対立したといわれる。（2012年8月12日）
- 胡主席率いる共産主義青年団（共青团）派と江前主席ら上海閥、そして習副主席ら太子党（高級幹部子弟）の3派がそれぞれの思惑、利権をめぐり権力闘争を続けているためだ。（2012年10月11日）
- 習総書記、胡前総書記、江沢民元総書記各派の政治闘争はなおも続いている。（2012年11月24日）

(5)『読売新聞』

- 政治局常務委員については胡氏と江沢民前総書記、太子党とのポスト争いが展開されている（2012年9月7日）
- 習氏は元副首相を父に持つ太子党で、党の長老への影響力も持ち、左派の反撃を抑える貴重な存在となったという（2012年9月29日）。
- 胡氏と江沢民前総書記、太子党がポスト争いを展開してきた。政策面でも習指導部は胡氏路線を当面引き継ぐとみられる（2012年11月7日）
- 胡氏は（中略）総書記引退後も影響力を発揮し、習近平体制を支えていくとみられる（2012年11月15日）。
- 中国筋は、習氏が胡氏の影響力を借りつつ、自らの権威を高めようとしていると分析する（2012年11月24日）。

この時期については、秋に予定されていた党大会を控えて8月に北戴河会議が開催され、

これ以降「上海閥」の動向をどうとらえるかが各紙の一つの焦点となっている。それによって11月の習近平新指導部の発足に対する見方も異なってくる。『朝日新聞』は引き続き「保守派－改革派」の視点から分析しつつ、江沢民ら「保守派」の巻き返しにより、習近平新指導部は「微妙なバランスの上に誕生した」（2012年12月19日）とする。『毎日新聞』はこの段階では対立軸を「胡錦濤系－江沢民系」に完全に変更し、習近平を「江沢民系」とした上で、「保守的強権的な統治、強硬な大国主義外交に走る可能性が高い」（2012年11月16日）とする。これに対して『日本経済新聞』は「太子党－共青团」の軸を引き続き重視しており、「上海閥」の動向にあまり注意を払っていないことから、一貫して胡錦濤が優位に立っているとしていた。しかし、新指導部に「共青团」以外の人物が多く含まれたことから、「党内の誰もが納得する布陣作りを進めざるを得なくなりベテラン中心のメンバーに落ち着いたようだ」（2012年11月15日）としている。

『産経新聞』は8月以降は「共青团」と「上海閥」「太子党」連合グループという対立軸を設定していたが（2012年8月3日）、党大会直前には「共青团」「上海閥」「太子党」の3派での争いという形となり（2012年10月11日）、対立の構図が変遷している。『読売新聞』も同様に「太子党－共青团」という対立軸から8月以降は「共青团」「上海閥」「太子党」の3派での争いという形に変更されている。ただし、習近平については2012年前半から継続して胡錦濤の政策・路線を引き継ぐ存在であるとみなされている。

3. 2013年1月以降

(1) 『朝日新聞』

- 党指導部は一連の事件が引き起こした党内の路線対立の再燃に神経をとがらせている（2013年8月23日）。
- 汚職事件ではあるが、その本質は荒々しい権力闘争に他ならなかった（2013年9月23日）。

(2) 『毎日新聞』

- 薄元書記に厳しい姿勢で臨んだ習主席も党幹部の自己批判キャンペーンなど毛沢東を思わせる「大衆路線」をとる（2013年12月26日）。
- 元重慶市党委書記の薄熙来（はくきらい）服役囚に続き保守派の重鎮である周氏が失脚したことで、保守派の影響力低下は避けられないとみられる（2014年7月30日）。

(3) 『日本経済新聞』

- 被告が重慶で推進した強権的な手法と弱者重視の政策は、保守的な勢力と貧困層から支持を得ていた。今も政治的な路線対立の火種（2013年8月24日）。
- 社会主義を守るという名目で毛沢東主義者と保守派が連携し、改革派に対抗する構図もうかがえる（2013年11月13日）。
- 習氏は就任後、政治指導では毛沢東、経済路線では鄧小平と過去のカリスマ指導者の言葉を使い分けてきた。ただ全体には毛氏をほうふつとさせる発言が目立つ（2013年12月27日）。
- 現政権で権力を集中させる習氏に比べ、共青团出身の李克強首相の活躍が目立たず、共青团の勢いの衰えもささやかれている（2014年12月24日）。

(4)『産経新聞』

- 党内最大の「改革派」といわれる温首相は、政治の表舞台における最後の発言機会を使って、改革路線への回帰を強く訴え、習指導部を牽制（けんせい）した（2013年3月6日）。
- 習近平指導部は、全国規模で反腐敗キャンペーンを展開。（中略）ほとんどは胡錦濤前国家主席や温家宝前首相の人脈につながる人物だった。今回、習派と密接な関係にある江沢民グループに属している郭氏が捜査対象になったのは、胡派による反撃との見方も出ている（2013年6月25日）。
- 薄熙来元重慶市党委書記の失脚を受け、太子党メンバーは、鳴りを潜めていたが、最近、活動を活発化させている（2013年10月22日）。
- 毛沢東時代の手法で重慶の大衆を動かし、党中央に圧力をかけて最高指導部入りの機会までうかがった薄被告の影響力を、習指導部は判決を区切りにとどこまで一掃できるのか（2013年10月26日）。

(5)『読売新聞』

- 太子党を率いる習氏は保守傾向が強いとされる（2013年6月7日）。
- 習近平政権は毛路線を継承（2013年8月10日）。
- 習氏にとって反腐敗は自身が属する太子党を背景に、共青团の官僚集団や江沢民氏が残した既得権益集団に政治闘争を挑む側面もある（2013年8月23日）。
- 習政権は薄氏を支持する左派（保守派）と批判する右派（改革派）のイデオロギー対立を封印する必要があった（2013年10月9日）。

2013年3月の全人大で習近平が国家主席に、李克強が國務院総理に選出され、名実ともに習近平政権がスタートした。「中国の夢」「中華民族の偉大な復興」といったフレーズでナショナリズムを全面に押し出した統治スタイルを目の当たりにして、その政権運営を各紙はどのように報じたのか。『朝日新聞』は引き続き路線闘争という視点からとらえ、その見方は一貫している。『毎日新聞』は習近平の政権運営を「毛沢東を思わせる『大衆路線』」（2013年12月26日）として「保守派」であるとしているが、2014年7月の「保守派」周永康の拘束については「保守派の影響力低下は避けられない」（2014年7月30日）としている。『日本経済新聞』は薄熙来事件当初は路線闘争としての側面を重視していなかったが、新政権発足後は「改革派－保守派」という路線闘争の側面を強調するようになっている。

『産経新聞』は引き続き「太子党」「共青团」「上海閥」と3者の争いという構図で報じているが、そのいずれでもない温家宝については「改革派」と表現している（2013年3月6日）。また、前年までと異なり習近平は「太子党」あるいは薄熙来から距離をとっているかのような報じ方となっている（2013年10月22日、同26日）。『読売新聞』についても引き続き3派閥の争いという構図になっている。ただし、上述のように政権発足前は習近平は胡錦濤の政策を引き継いでいくとしていたところが、発足後は「保守傾向が強い」（2013年6月7日）「毛路線を継承」（2013年8月10日）といったように見方が変わっている。

V. 「派閥闘争フレーム」分析と中国政治認識

1. 各紙の分析の特徴

ここまで陳希同事件、陳良宇事件、薄熙来事件に関する新聞各紙の記事内容を見てきたが、腐敗問題であるこれらの事件が一貫して「派閥闘争フレーム」をメインフレームとして報道され、「腐敗問題フレーム」は後景化していることは共通している。ただ、薄熙来事件についてはその分析内容は多様化している。次の表は薄熙来事件に関する各紙の記事の中で、キーワード検索を行い、ヒットした記事数の一覧である。

〔表1〕薄熙来事件に関する記事におけるキーワードが使用された記事数

	左派 or 保守派	太 子 党	上 海	路 線 闘 争	権 力 闘 争
朝日 (315)	56 (17.8%)	21 (6.7%)	49 (15.6%)	4 (1.3%)	30 (9.5%)
毎日 (191)	48 (25.1%)	27 (14.1%)	48 (25.1%)	7 (3.7%)	22 (11.5%)
日経 (369)	45 (12.2%)	54 (14.6%)	47 (12.7%)	1 (0.3%)	45 (12.2%)
産経 (236)	48 (20.3%)	63 (26.7%)	56 (23.7%)	17 (7.2%)	82 (34.7%)
読売 (248)	56 (22.6%)	39 (15.7%)	31 (12.5%)	1 (0.4%)	21 (8.5%)

*新聞名の横の括弧内の数字は記事の総数

大まかに見れば、『朝日新聞』は事件を改革をめぐる路線闘争として一貫してとらえており、「太子党」というキーワードの割合が5紙の中で最も低い。『日本経済新聞』は当初は権力闘争であるとしていたため、「左派」または「保守派」の割合が5紙の中で最も低くなっている。また上海閥の動向を重視していなかったことから「上海」の割合も低い。そのため、胡錦濤ら「共青团」系が優位に立っているとしていたが、党大会でそれらの見方が外れたことからその後は路線闘争としての側面を重視するようになったのではないかとされる。『毎日新聞』『産経新聞』『読売新聞』は路線闘争と権力闘争の両方の側面を描いており、「上海閥」の動向を重視していた『毎日新聞』と『産経新聞』は「上海」の割合が高くなっている。『産経新聞』については、「太子党」「路線闘争」「権力闘争」のいずれも5紙の中で最多となっていることから、「派閥闘争フレーム」を全面に押し出した分析といえよう。

2. 「路線闘争」に由来する問題

このように薄熙来事件に関する各紙の分析については、当初は多様なものとなっていたが、特に習近平政権誕生後は各紙とも権力闘争よりも路線闘争としての側面を重視するようになってくる。しかし、言説や政策の分析よりもむしろ、「太子党」「共青团」といった出自により政策的傾向を判断するといったように、厳密な意味での路線闘争としての分析にはなりえていない。それゆえ、人的ネットワークである「太子党」「共青团」「上海閥」と政策を軸とした「保守派」「改革派」が混在しており、厳密に定義されることなく用いら

れることから各紙の描く対立の構図が時とともに変遷し、わかりづらいものとなっている。かつ、路線闘争としてとらえた場合、以下のような問題が生じる。

(1)「左派（保守派）」について

中国における「左派（保守派）」に関する一般的な定義について、梶谷懐は国内政治や国際関係において国家利益やナショナリズムを全面的に肯定する、国有経済を重視し、腐敗役人や資本家に対する国家の監視や処罰を強化する「国家主義者」としての特徴を持つとする⁹。各紙は概して政治・経済改革に否定的な勢力としてとらえている。そして、路線闘争を軸に派閥闘争をとらえた場合、薄熙来は改革開放政策から毛沢東時代に回帰しようとする「左派のリーダー」（『朝日新聞』2011年11月25日）、「保守派の代表格」（『毎日新聞』2012年5月17日）であり、「計画経済を重視しようとする左派勢力の立場を代表」（『読売新聞』2012年3月16日）とされる。また、習近平も「習近平、薄熙来両氏は太子党（高級幹部の2世）で、毛沢東信奉者」（『産経新聞』（2010年11月6日））、「習近平政権は毛路線を継承」（『読売新聞』2013年8月10日）とみなされる。江沢民についても、薄熙来事件以前は「改革派」、成長重視の「上海閥」とされたが、薄熙来事件においては「保守派」とされ、「江氏ら保守派の巻き返しが予想される」（『朝日新聞』2012年4月12日）、「薄氏に近いとされる左派の重鎮、江沢民前総書記」（『読売新聞』2012年9月29日）として、「薄氏は江沢民前国家主席から深い信頼を得て」（『産経新聞』2012年9月29日）いる¹⁰、「習近平新指導体制は（中略）江氏派が多数を占める保守色の強い布陣となった」（『毎日新聞』2012年11月16日）とする。

しかし、江沢民や薄熙来の過去の実績や、習近平の提起する政策の状況からみると、これらの人物を「左派（保守派）」であるとみなすことには疑問が多い。すなわち、江沢民は在任中に「3つの代表」思想¹¹を提唱し、私営企業家などの入党を公式に認め、「包括政党」への道を開いた。またWTO加盟も実現している。これらはむしろ「右派（改革派）」的な政策であり、実際に「3つの代表」思想については当時党内の「左派」から批判された。薄熙来も大連時代に積極的に外資企業を誘致し、経済成長を達成したことで注目を集め、その後商務部長の時代にはWTO加盟後の中国経済の運営を担当した。重慶での政策も改革開放に逆行し、計画経済に回帰するものではなく、広東省などとは異なる手法で経済成長を追求したものであるといえよう。しかし、革命歌推奨運動などのパフォーマンスを理由に毛沢東時代に回帰しようとしているとして、政策の詳細な分析もなく結果的には路線闘争を軸にした「派閥闘争フレーム」に収斂し、梶谷のいうように社会政策や発展モデル

⁹ 梶谷懐前掲書118-123頁。なお、右派は現在の中国において市場経済に見合った制度改革が徹底していないこと、とりわけ知的財産権や立憲主義が確立されていないことが腐敗や格差の温床になっているとし、改革を通して「国家の退場」を主張するとしている。

¹⁰ ただ、『産経新聞』は「江沢民前国家主席が率いるグループはこれまでに薄氏と良好な関係にあったが、その政治路線を応援しているわけではない」（2012年4月12日）とも述べている。

¹¹ 中国共産党は「社会の先進的生産力、先進的文化、社会の広範な利益を代表する」とするとして、党規約にも「重要思想」として盛り込まれた。

の是非といった点からの分析はほとんどなかった。

習近平についても、例えば2013年の18期3中全会で政治、経済、文化、国防、生態環境などあらゆる分野を網羅した包括的な改革方針が提起され、一部は「中央全面深化改革指導小組」で政策として具体化されてきている。しかし、路線闘争の視点から見た各紙の分析では習は「太子党」であり、既得権益を重視し改革に否定的である「左派（保守派）」とされ、新指導部に「保守派」の人物が多くなったことから「保守色の強い」政権となり、ナショナリズムを全面的に強調したことから、「毛路線を継承」しているとされる。「毛路線」については十分な定義もなく、また、文革期のように法律がほとんど機能しなかった時代と現在の状況は明らかに質が異なる。このように、政策分析が不十分なまま路線闘争を中心とした「派閥闘争フレーム」に収斂した結果、薄熙来事件から習近平政権誕生に至る一連の流れに関しても、中国の政治、経済、社会の各方面の構造的問題について深く掘り下げられることはなく、権力闘争を軸とした分析と質的に大きく異なる分析結果を提供しえなくなっているといえよう。

(2) 路線闘争論による説明矛盾

このように各紙の分析は薄熙来事件を路線闘争を軸にした「派閥闘争フレーム」から分析しているが、佐々木智弘が述べているように「太子党」「共青团」はグループ化できるものではなく、単なる属性であり（佐々木2012、10-17頁）、例えば日本の自民党の派閥のような政策集団とは異なるものであるということを認識しておく必要がある。それゆえ、「薄氏と同じく太子党に属する習近平国家副主席」（『産経新聞』（2012年4月12日）、「薄一波・元副首相の息子で『太子党』に属する薄氏」（『読売新聞』2012年2月19日）といった「属する」といった表現は適切ではない。「共青团」は改革重視で「太子党」は既得権益に固執という見方も一面的である。そしてこれらの「派閥闘争フレーム」を軸に解釈した結果、説明がつかない現象も当然起こりうる。

上述のように陳良宇事件の際は、陳の解任を同じ「上海閥」の曾慶紅が支持したことについて、胡錦濤系と江沢民系の「胡曾連合」「共生関係」と説明した。薄熙来事件においても「太子党」である習近平が同じ「太子党」の薄の解任に賛成したとされる。これについて『毎日新聞』は「今回わかりにくいのは、江沢民派の王将の習近平国家副主席が、薄氏を切る側に回ったことだ。江沢民派としては、自軍の王将が敵陣営の王将と共闘したので、薄氏を見切り自己保身に徹して、次の習政権下で主導権を失うまいと構えている」と、各種報道を総合すると読める（2012年4月26日）、『産経新聞』は「この問題では同氏の罪を問う胡錦濤国家主席、温家宝首相と足並みをそろえた」（2012年6月2日）、『読売新聞』は「習近平国家副主席も党内のバランスに配慮し、中立を保ったようだ」（2012年4月11日）と、やはり「派閥闘争フレーム」からの解釈を試みている。2014年12月の令計画（「共青团」系）の拘束について『毎日新聞』は「胡政権で党中央弁公庁主任という側近中の側近だった令計画（れいけいかく）氏とその一族が汚職容疑で捕まった。（中略）習氏と胡氏、2人の仲は終わったのか」（2015年1月22日）とし、派閥間の共闘関係が終わったと解釈し

ている。薄熙来、令計画の失脚に派閥闘争の側面が当然あったことは否定しないが、これらの事件は腐敗問題として処理されており、さらに政権移譲後の習近平の政策を見ると腐敗問題への危機感を強めていることは明らかであることから、「腐敗問題フレーム」としてその要因や対応などを分析することも必要となろう。

さらに、路線闘争の面を過度に意識しすぎたため、党内序列1位である習近平（「太子党」）と、序列2位の李克強（「共青团」系）の関係について、『日本経済新聞』は「政治面で強権的な毛路線にすり寄る習と、鄧小平に連なる改革で経済自由化を掲げる李。いったいどっちなんだ」（2013年8月27日）、『産経新聞』は「政治面では習氏が左を向き、経済面では李氏が右を向く。結局、習指導部が右か左か、どちらに向かっているのか、判然としない」（2013年10月26日）として「派閥闘争フレーム」からは解釈不能であるとしている。しかし、上述のように習近平政権での各種改革方針の提起およびその運用から見れば少なくとも表面上は2人の間に矛盾があるとは考えにくく、習近平が主に政治面で発言し、李克強が経済面での発言をしているとも解釈できる。

3. 「変わる中国」と「変わらない中国」

(1) 「派閥闘争フレーム」の伝統と中国認識

こうした路線闘争を中心とした「派閥闘争フレーム」は例えば文化大革命期の「造反派」「実権派」のようにある種の「伝統」ともいえる。権力の中核において派閥闘争が存在するのはある意味当然であり、従前からの「変わらない中国」の側面が報じられているといえよう。ただ、文革期に関しては劉少奇、鄧小平らの政策は少なくとも社会主義を放棄し、中国を資本主義へ導くといった意図はなかったはずで、毛沢東は自らの政敵を打倒するために「資本主義への道を歩む実権派」とみなして路線闘争を作り出したといえよう。他方で薄熙来事件に関しては、薄熙来が重慶で毛沢東時代への回帰を意図したのかについては慎重な検討が必要であり、さらに党中央レベルでは改革開放という「大方針」をめぐる闘争であると公式に設定すらされていない。あくまで重慶という一地方での問題として処理されており、あえて言えば「中方針」をめぐる闘争であったといえよう。各紙は文革を想起させるかのような深刻な派閥闘争が生じているとしつつも、断片的な情報に依拠せざるを得ず、北戴河会議や党大会など状況の変化に応じて派閥の構図や新政権への認識の変更を迫られ、新指導部の構成の予測や分析に注力した。

他方で、「変わる中国」の側面という点に関しては、第18回党大会では「政治体制改革」について、人民代表大会の機能強化、「社会主義協商民主制度」の健全化、基層民主制度の整備、「依法治国」の推進、行政体制改革の深化、権力運用の制約および監督システムの健全化、「愛国統一戦線」の発展といった方針が提起されているが¹²、報道ではこれらについ

¹² 「胡锦涛在中国共產党第十八次全国代表大会上的報告」

http://news.xinhuanet.com/18cpcnc/2012-11/17/c_113711665.htm

てほとんど触れられていない。例えば「社会主義協商民主」の概念は、政治的意思決定において協議および合意を重視していくという点から見れば、政治学でいう「熟議民主主義」との関連で考察すべき注目すべき論点となりうるものである¹³。また、行政改革や権力運用の制約という点については、胡錦濤政権から「大部制（大部門制）」改革として推進されてきたものであり、どのような形で継続されるのかが1つの重要な焦点といえた¹⁴。人民代表大会の機能強化についても近年研究が進展している¹⁵。しかしこれらの論点は報道では注目されることなく、派閥闘争中心の「変わらない中国」のみが注目され、新指導部の構成や「太子党」という出自から習近平政権を「保守派」政権であるとみなした。

その後の新指導部誕生後の政策を見ると、上述のように18期3中全会で包括的な改革方針が示され、2015年3月の全人大では「立法法」が2000年の制定以来初めて改正された。これは人大の徴税権の明確化や、区を設置する市の人大に地方性法規の制定権を拡充するなど、人大の機能強化という点で注目すべきものであった。しかし、2015年3月期においては『朝日新聞』は1件のみで、『読売新聞』『日本経済新聞』は全く報じていない。この期間に政治面で注目されたのは拘束された令計画や前政治局常務委員の周永康らをはじめとする腐敗問題であった¹⁶。また、「国家監察委員会」の設置の準備段階として2016年末から北京市、山西省、浙江省で「監察委員会」の設置が進められている。独立性の高い反腐敗機関を設置するという今回の措置は、従来の反腐敗政策を転換する可能性を持つものであり、「腐敗問題フレーム」を適用して分析することで問題の所在を明らかにできると考えられるが、各紙の報道では腐敗問題を主管する王岐山（党中央規律検査委員会書記）の政治局常務委員留任の可能性という視点から論じられた¹⁷。このように、「派閥闘争フレーム」は中国政治の一側面をあらわしてはいるが、その結果「変わる中国」の側面が後景化されてしまうといえよう。

(2) オーディエンスへの効果

メディアフレームとオーディエンス（個人）との関係について、ニューマン（Newman）らの研究によれば、メディアとオーディエンスに共通した利用が見られるフレームとして、経済フレーム、対立フレーム、無力感フレーム、人間への影響フレーム、道徳性フレームの5つがあげられるが（ニューマン2008、第4章）、「派閥闘争フレーム」は共産党内の各派閥間の相互関係（ないしは対立構造）の分析に重視していることから、対立フレームと

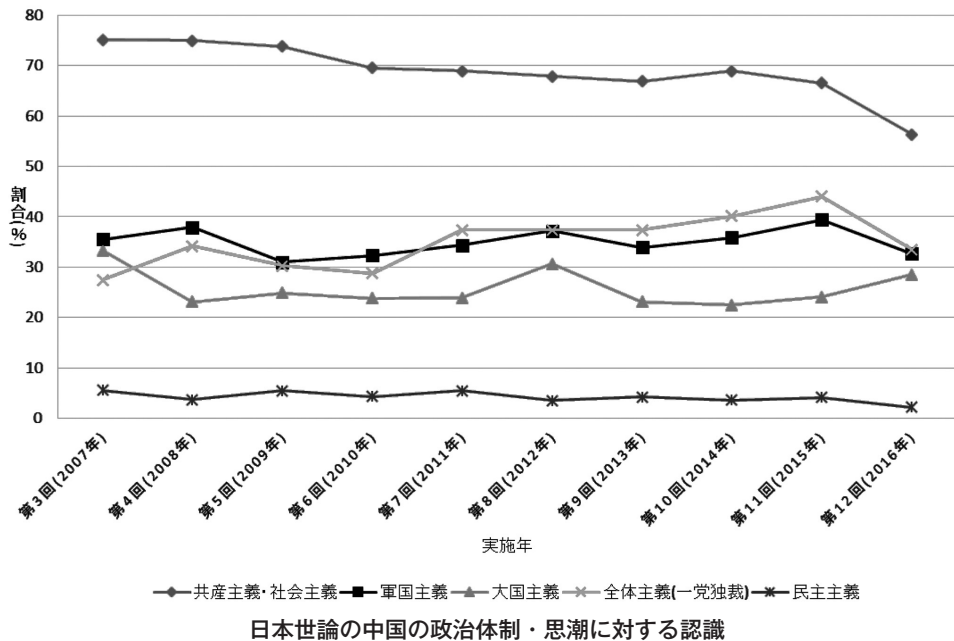
¹³ 例えば閻孟偉（2014）などはそのような視点から分析したものである。

¹⁴ 胡錦濤政権では「政策決定権、執行権、監督権の相互制約および相互協調」という方針のもとで行政改革が進められた。詳細は渡辺（2016）参照。

¹⁵ 人民代表大会の機能および改革については加茂（2015）、諏訪（2015）などを参照。

¹⁶ 周永康は薄熙来とのつながりが深いとされ、政治局常務委員経験者としては初めて腐敗問題で処分を受けることとなった。各紙は周が影響力を持つとされる「石油閥」の影響力の弱体化を習近平が意図していると分析した。

¹⁷ 王岐山は習近平と近いとされ、今回の措置により2017年秋に予定されていた第19回党大会では選出段階で69歳未満でなければならないとされる政治局常務委員に慣例を破る形で留任するのではと報じられた。さらに、「慣例変更」により習近平の2022年以降の3期目続投へ向けた布石ではないかとされた（『朝日新聞』2017年1月3日など）



しての特徴を持つといえよう¹⁸。その上で、それがオーディエンスにどのような効果をもたらしているのか、すなわちシェアフィルのいう4局面のうち「メディアから個人へのフレームの設定（個人フレーム）→個人レベルのフレーミング効果（個人レベルの態度、ふるまい、責任の帰属など）」においてどのように作用しているのかについて、本論文では独自のデータを提供することはできないが、1つの参考として、冒頭で紹介した「日中共同世論調査」を挙げる。

上のグラフは日本側の世論の中国の政治・社会体制に対する認識として「社会主義・共産主義」「全体主義（一党独裁）」「軍国主義」「大国主義」「民主主義」の5つの選択肢が固定化された第3回以降の調査結果である。調査開始以来一貫して「社会主義・共産主義」が60～70%前後と高い割合を占めている。また、「全体主義（一党独裁）」も30～40%前後で推移している¹⁹。日本世論の中国政治に対する認識は中国の対外政策の動向に影響されることは可能性として当然ありうるが、「社会主義・共産主義」「全体主義（一党独裁）」を中心として認識されていることについては、メディアが「派閥闘争フレーム」を中心に「中国政治＝中国共産党の動向」として報道していることが影響したということもありうるだ

¹⁸ 対立フレームとは「イシューをめぐる両極陣営」「競馬的政治」などといった形で、メディアが衆目を引いて読者の興味を集める手段として対立を強調することであるとされる。ただし、ニューマンらの研究によれば、対立はメディアにおいては強調される（29%）のに対し、オーディエンスに対する面接においては6%しか使用が見られないということである（ニューマン他、前掲書、101頁）。

¹⁹ ただ、一党独裁と全体主義は必ずしも同義ではないので、この選択肢には疑問が残る。

ろう。「軍国主義」「大国主義」については、尖閣諸島や南シナ海などの領土問題がその要因として第一に挙げられるが、習近平政権が「保守派」政権と報道されたことも可能性としては否定できないだろう。そしてこれら4つは社会主義、ナショナリズムといった「変わらない中国」としての側面をあらわす選択肢であるといえる。また、「民主主義」の割合が一貫して低いのは中国の政治体制が民主主義体制ではないため当然ではあるが、他方で「変わる中国」という側面から言えば、上述のように習近平政権においても「中国の特色のある社会主義民主」の方針の下に各種の改革が実行に移されつつあり、例えば人大制度の改革や「協商民主」について民主主義の概念との関連性を考察することは重要な論点となりうる。しかし、数値が一貫して低いのはそうした改革が報道されることが少ないため、読者に認知されていないということもありうるのではないだろうか。

おわりに

薄熙来事件をめぐる党大会を見据えて様々な方面から日本の新聞各紙の報道が過熱した。しかし勢力図のとらえ方は様々だが、「派閥闘争フレーム」を用いながら権力闘争や路線闘争として事件を描いているという部分は共通している。陳希同事件および陳良宇事件も同様である。しかし、中国共産党は中国政治における最重要アクターであり、派閥闘争は重要な要素ではあることから、その動向を報じることは中国政治の一側面に迫っているといえるものの、その全てではない。その他の要素も含めて認識する必要が当然あるが、「派閥闘争フレーム」で説明しようとした結果、薄熙来が重慶で推進した政策については「毛沢東時代への回帰」とみなされ、その政策的課題が分析されることはなかった。習近平政権についても「保守派」政権とみなされ、各種の政策の提起やその運用を報じたものは少なく、人事の配置のみからその政策的傾向を判断するものが中心となった。路線闘争の視点から分析するのであれば、本来は対立する政策や言説を分析し、中国の政治社会の構造的問題に関する考察へと接続すべきであるが、実際にはそれらの作業が不十分なまま路線闘争を中心とした「派閥闘争フレーム」に収斂した。そして「変わらない中国」としての側面がクローズアップされた結果、世論調査にもその影響が見てとれる。中国共産党中央の動向の分析に焦点があてられた結果、「変わる中国」としてのその政治社会の変容が見えにくくなっているといえよう。

このような状況の背景には、読者を意識した紙面作りといった問題もおそらくあるのだろう。例えば『読売新聞』の北京支局長を務めた高井潔司は1997年2月の鄧小平の死去に際し、編集局長が「鄧小平が死んだら中国は混乱すると書け」と指示してきたことに対して、その可能性は低いとして、記事の小見出しに「大きな変動ない見通し」とつけたことを明らかにしている（山田2015、56-70頁）。薄熙来事件についてもセンセーショナルな展開となったことから、読者の関心を意識した紙面づくりがされたことは確かだろう。アメリカのテレビニュースの報道を具体的事例やエピソードを中心に報じる「エピソード型フ

レーム」と、一般的で抽象的観点から報じる「テーマ型フレーム」に分類したアイアンガー (Iyengar) は、複雑な問題を単純化した報道や、特定の事例や問題を中心としたニュースにさらされることにより、視聴者は歴史的、社会的、政治的あるいは構造的な要因よりも、個人やグループの特徴に焦点を当てる傾向にあることを指摘した (Iyengar1991、P136-137)。本稿は「エピソード型フレーム」と「テーマ型フレーム」に関して分析したわけではないが、現象を単純化した報道への警鐘という点は重要な指摘であるといえよう。すなわち、中国共産党の派閥闘争を中国政治の中心として報道し、それ以外の社会的構造的問題が後景化し、かつ「支配的コード」としてそれらが再生産されていくという中国報道の現状は、日本の中国認識を一面的なものにしてしまう恐れをはらんでいるといえるだろう。

参考文献

1. 岡部達味『中国の対日政策』（1976年 東京大学出版会）
2. 浅野亮「現代日本の中国報道—中国側要人・芸術家訪日記事の内容分析—」（『姫路獨協大学外国語学部紀要』第3号、1990年1月、189-203頁）
3. Entman R. Framing U.S. Coverage of International News: Contrasts in Narratives of the KAL and Iran Air Incidents, *Journal of Communication* 41 (4), Autumn 1991
4. Iyenger S., Is Anyone Responsible?: How Television Frames Political Issues, 1991, The University of Chicago Press
5. Entman R, Framing: Toward Clarification of a Fractured Paradigm, *Journal of Communication* 43 (4), Autumn 1993
6. 唐亮「現代中国における政治権力闘争の進め方とその変容」（『現代中国研究』第3号、1998年3月、18-44頁）
7. Scheufele D., Framing as a Theory of Media Effects, *Journal of Communication* 49 (1), Winter 1999, pp.103-122
8. 張寧「三大紙の中国関係報道における議題設定効果の検証—天安門事件を中心に—」（『年報筑波社会学』第12号、2000年、26-42頁）
9. Gitlin T. The whole world is watching: mass media in the making & unmaking of the New Left, 2003, University of California Press
10. 島崎哲彦、辻泉、川上孝之「9・11同時多発テロ事件およびアフガニスタン戦争における日本の新聞報道 (I) —朝日・毎日・読売3紙の内容分析から—」（『東洋大学社会学部紀要』第42-2号、2004年、5-33頁）
11. 田中仁「“終戦”“抗戦勝利”記念日と東アジア」（西村成雄、田中仁編『現代中国地域研究の新たな視園』194-232頁、2007年、世界思想社）
12. ニューマン (Newman) 他 (川端美樹他訳)『ニュースはどのように理解されるか メディアフレームの政治的意味の構築』2008年、慶応大学出版会
13. 宋亮「日中国交回復過程におけるマスコミの中国報道」（『国際文化研究紀要』第16号、2009年、25-52頁）
14. 毛里和子『現代中国政治 グローバル・パワーの肖像（第三版）』（2012年名古屋大学出版会）
15. 吉田文彦、小川恒夫、羽生浩一「日本の主要全国紙による中国報道のニュース・ソース分析」（『東海大学紀要文学部』第98輯、2012年、171-194頁）
16. 福元健太郎、古田紘也「近隣諸国の好き嫌いに新聞報道が与える影響」（『東洋文化研究』14号、2012

年、243-265頁)

17. 羽根次郎「現代中国を見つめる歴史的視座」(『世界』2012年9月号、250-260頁)
18. 汪暉「重慶事件 密室政治と新自由主義の再登場」(『世界』2012年7月号、250-264頁)
19. 高井潔司「変わる報道フレーム、変わらない報道規制—国交正常化40周年、中国報道の現状と課題」(『新聞研究』第733号、2012年8月、8-11頁)
20. 佐々木智弘「党大会を控えた中国政治の現状」(『東亜』2012年8月号10-17頁)
21. 永井健太郎「冷戦終焉期の気候変動交渉に対する『ポスト冷戦フレーム』の構築—日本の新聞報道の分析から—」(『早稲田政治公法研究』第106号、2014年、23-36頁)
22. 閻孟偉主編『協商民主 当代民主政治發展的新路向』(2014年、人民出版社)
23. 梶谷懐『日本と中国「脱近代」の誘惑』(2015年太田出版)
24. 山田賢一「歴史を通して考える日中メディアの課題—日中記者交換協定50年シンポから—」(『放送研究と調査』2015年1月、56-70頁)
25. 加茂具樹(2015)、「人大に埋め込まれた機能—代理・諫言・代表」深町英夫編『中国議会100年史 誰がだれを代表してきたのか』東京大学出版会、247-260頁
26. 諏訪一幸(2015)、「全国人民代表大会常務委員会と中国共産党指導体制の維持—法律制定過程における党と議会、そして大衆—」山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性 中国、ラオス、ベトナム、カンボジア』アジア経済研究所、35-68頁
27. 菱田雅晴、鈴木隆『超大国・中国のゆくえ 3 共産党とガバナンス』(2016年 東京大学出版会)
28. 渡辺直土(2016)「現代中国の行政改革の新動向—『大部制』改革の分析—」『アジア経済』第57巻4号、41-64頁、2016年12月

ASEAN における投資自由化の進展と課題

Investment Liberalization in ASEAN: Progress and Challenges

猿 渡 剛

SARUWATARI Tsuyoshi

Abstract

ASEAN has embraced trade liberalization, and this has had a positive impact on the trade of goods and services in the region. In this context, it would be pertinent to assess the extent of liberalization of other spheres of activity in the region. More particularly, this paper seeks to assess the extent of investment liberalization in the region. In doing so, it also points out the issues ASEAN should address in the field of investment.

Since the 1980s, ASEAN member states have passed the following agreements: the Framework Agreement on the ASEAN Investment Area, the ASEAN Comprehensive Investment Agreement, and the ASEAN Service Framework Agreement. These agreements have led to the liberalization of regional investment in fields such as manufacturing, agriculture, fishery, and forestry. The mining and ore industry as well as the service industry have also benefited from ASEAN's efforts to liberalize regional investments. Investments in the primary and secondary industries have also been liberalized in principle. While some Asian and Oceanic countries have not embraced liberalization, the extent of investment liberalization in ASEAN is relatively high, nonetheless. ASEAN member states have also compiled commitment lists to address the growing need for liberalizing investments in tertiary industries. Given these developments, the extent of investment liberalization within the ASEAN has surpassed the extent of investment liberalization in China; in fact, ASEAN is closer to achieving the investment liberalization benchmark set by South Korea.

The greatest challenge involved in promoting the liberalization of investments lies in the expansion of target areas. At present, nearly every country has embraced liberalization although many industries are yet to be liberalized. Therefore, ASEAN countries should practice peer review to exert pressure on their peers for promoting liberalization, the value of industries with low competitiveness and further strengthen their global connectivity in terms of hardware and software.

要 旨

物品・サービス貿易自由化の観点からみれば ASEAN 域内の自由化は極めて順調に進展してきたが、他分野においてはどの程度自由化を達成してきたのであろうか。本稿では投資分野を対象に、ASEAN における自由化の進捗状況を把握するとともに、取り組むべき課題を指摘する。

本稿の結論は以下のとおりである。1980年代以降、加盟各国は ASEAN 投資地域枠組み協定や ASEAN 包括的投資協定、ASEAN サービスに関する枠組み協定に署名し、製造業、農業、漁

業、林業、鉱業・鉱石業、サービス産業における域内投資の自由化に取り組んできた。第一次産業と第二次産業の投資に関していえば、ASEANは留保表を作成して原則自由化を実現している。一部のアジア・オセアニア諸国は自由化を実現しておらず、ASEANは相対的に投資自由化の水準が高い地域といえる。一方、第三次産業の投資に関しても、約束表を作成して自由化を進めた結果、すべての加盟国の自由化水準は上昇した。ASEAN域内の投資自由化の水準は中国を追い抜き、韓国の水準に接近している。

今後、投資自由化を進める上での最大の課題は、対象分野の拡大である。現在はすべての国が多く産業で一部の品目を自由化例外分野に位置づけている。加盟各国はピアレビュー、ピアプレッシャーを実践し、産業振興とハード・ソフトの両面で連結性強化を図ることで、自由化をより一層推進しなくてはならない。

はじめに

1967年8月に設立されたASEANは域内協力を着実に実践し、後にはすべての加盟国による経済統合を指向するようになった。1976年2月からは設立初期の政治協力に加えて、経済協力を開始した。ASEANとしての輸入代替工業化を企図したASEAN工業プロジェクト(ASEAN Industrial Projects: AIP)、ASEAN工業補完(ASEAN Industrial Complementation: AIC)、ASEAN特惠貿易協定(ASEAN-Preferential Trading Arrangements: ASEAN-PTA)等の域内経済協力は失敗に終わったものの¹、1985年のプラザ合意が急激な円高・ドル安をもたらし、日本からASEANへの直接投資が急増したこともあり、1980年代には当時のすべてのASEAN各国が輸出指向工業化を図るようになった。また、この頃には中国やメキシコといった新興国の台頭が、米国向け輸出国としての地位を脅かすとともに直接投資の流入を妨げるとASEAN加盟国の首脳は考え、危機感を強めた²。そこで各国は地域経済統合を開始し、一大自由経済圏の形成に取り組むことでさらなる直接投資の増加を目指してきた。

ASEAN経済統合は1992年に開始された。同年1月にASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area: AFTA)の実現を企図した共通効果特惠関税(Common Effective Preferential Tariff: CEPT)協定、1995年12月にASEANサービス枠組み協定(ASEAN Framework Agreement on Services: AFAS)に各国が署名し、物品やサービスの自由化に向けた動きが加速した。2010年には、AFTA-CEPT協定がカバーする関税の削減だけでなく、非関税障壁(Non-Tariff Barriers: NTBs)の削減も含め、2010年以降の削減スケジュールを明示したASEAN物品貿易協定(ASEAN Trade in Goods Agreement: ATIGA)に各国が署名した。2015年12月にはASEAN経済共同体(ASEAN Economic Community: AEC)を創設し、今後さらなる自由化が見込まれている。

ASEAN域内経済統合の最も顕著な成果は貿易の自由化、とりわけ物品に係る関税の削

¹ 失敗に終わった要因として、プロジェクトの分担を巡って各国間で対立が起こったことや外国資本への警戒感の高まりから自国資本を優遇しようとしたことが挙げられる。詳細は清水(1998)、51-56ページを参照。

² Means (1995), p. 168.

減・撤廃である。すべての品目のうち、適用品目（Inclusion List: IL）の関税が2015年1月に撤廃された。センシティブ品目や高度センシティブ品目、一般除外品目は段階的にILに移行している。2015年までに、ATIGAのタリフラインの96%において関税が撤廃されており、関税撤廃・削減は著しく進捗している。現在は非関税障壁の撤廃に向けて、各国が注力している。具体的には、非関税措置（Non-Tariff Measures: NTMs）のなかで障壁となっているNTBsの特定、NTMsデータベースの編集、NTBsの撤廃を可能にする規制改革の実施が、各国において取り組まれている。また、サービス貿易に関しても、各国が自由化を進めている。AFASの下ではすべてのサービス分野において自由化が進められており、ASEAN全加盟国の自由化水準は、ニュージーランドやASEAN、シンガポールとの間でのFTAにおける中国の自由化水準や、インド、ASEAN、シンガポールとの間でのFTAにおける韓国の自由化水準を上回っている。

このように、貿易自由化の観点からみればASEAN域内の自由化は極めて順調に進展してきたが、他の分野においてはどの程度自由化を達成してきたのであろうか。本稿では、ASEANにおける投資自由化の進捗状況を把握するとともに、現在の課題を指摘する。

I ASEANの投資協定とその内容

1960年代以降、世界各国は投資協定を相次いで署名してきた。2018年1月時点で、署名済みの投資協定の数は2,951に達している。投資協定数をASEAN加盟国別に見ると、マレーシアが最も多く66であり、ベトナムが61、シンガポールが44と相対的に多い。もっとも、1980年代までにASEAN加盟国が署名した投資協定は、適用範囲を投資後に限定する「投資保護協定」が多かった。投資後だけでなく参入段階も適用範囲とする「投資保護・自由化協定」に署名するようになったのは、自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）の中に「投資章」を設け、FTAの成立に取り組み始めた1990年代以降のことである。今日では、ASEANに関わる多くの自由貿易協定の中に、投資自由化の文言が盛り込まれている。FTA交渉の席上で最も投資自由化を実現しているASEANの国はシンガポールであり、31のFTAには投資の章が記載されている。マレーシアとタイも投資自由化に積極的であり、それぞれ24、23のFTAで投資章を確立している³。

また、ASEAN加盟国は独自に投資の保護・自由化協定に署名するだけでなく、ASEANとしても投資の保護や自由化に取り組んできた。投資保護に関しては、1987年12月に加盟各国がASEAN投資保護協定（Investment Guarantee Agreement: IGA）に署名した。ASEAN-IGAは、国家が公益のために私有財産を強制的に取得する際に投資家に支払う補償を規定した「収用」や、投資紛争が生じた際にASEAN域外の司法裁判所も利用できるとする「紛争解決」等を規定した⁴。一方、投資自由化に関しては、1998年10月に各国がASEAN投資

³ 協定の数には未発効のものも含まれる。なお、協定の数は国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD）のInvestment Policy Hubに基づく。

地域枠組み協定 (Framework Agreement on the ASEAN Investment Area: AIA) に署名した⁵。AIA は、自国の領域における投資の受入や設立等に当たっては自国の投資家の投資に対して付与するのに劣らない待遇を他の加盟国の投資家の投資に与えるとする「設立前の内国民待遇」を規定した。また、加盟国に対して別の第三国に対する優遇処置と同様の処置を用意する「最恵国待遇」の適用を約束した。

2009年2月には、ASEAN-IGA と AIA の関係を整理して1つの協定にまとめた ASEAN 包括的投資協定 (ASEAN Comprehensive Investment Agreement: ACIA) に各国が署名し、2012年3月に発効した。ACIA は ASEAN 域内で活動する国内外の投資家に対して、自由で開放的であり、透明性が高く統合された投資体制の確立を謳っている⁶。

ACIA は、ASEAN 域内の製造業、農業、漁業、林業、鉱業・採石業とこれらの産業に付随するサービスにおける投資を対象に、一般義務として前述した設立前の内国民待遇に加え、一定量の輸出を義務付けるといった「パフォーマンス要求」の禁止を明言した。また、経営幹部の役職に特定の国籍の自然人を任命するよう要求する「経営幹部と取締役」要件の撤廃を加盟各国に求めた。そして、自由化義務の例外とする措置や分野については留保表⁷と呼ばれるリストに明示した。留保表に記載された項目のみが自由化義務の留保が可能であり、留保表に記載されない項目はすべて自由化の対象となる。

ACIA が ASEAN-IGA や AIA よりも優れている点は3つある。第1に、投資対象の定義を広範に拡大した。従来の投資協定における「投資」は、動産・不動産、工場を始めとする建物のリース、抵当権、住宅ローン、株式、社債、財務的価値を有する事業に関連する金銭または契約上の履行に対する債権、生産または収益分配契約を含む契約に基づく権利に限定されており、投資によって得られる利益、利子、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤリティ、手数料を含めていないという問題があった。ACIA によって利益や利子等も自由化や保護の対象となり、投資家から見ると透明性が向上した。第2に、ACIA においては既存の2つの協定がカバーしていない証券投資や知的財産権、すなわち特許、登録商標、

⁴ ASEAN 地域内で国境を越えた取引に伴う複雑かつ国際的な法的問題が増えてきたため、多段階の紛争解決条項を採用する仲裁センターが重要視され始めている。例えば、インドネシアは1968年に条約に批准しており、インドネシアに直接投資を行う投資家が投資紛争解決国際センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID) を利用できることを約束していた。しかし、近年のインドネシアは1980年代以降に締結してきた二国間投資協定を更新せずに終了しており、しかもほぼすべての二国間投資協定に ICSID の利用を盛り込んでいない。そのため、インドネシアに投資する投資家は ICSID を利用できず、投資紛争が起きた場合にはインドネシアの裁判所の判決を仰がなくてはならない。このことが投資家の不安を掻き立ててきた。ASEAN-IGA とその後継の ACIA は外国投資家に対してインドネシア国外で裁判を受ける権利を保証しており、投資保護の面から見ると非常に重要な協定である。

⁵ AIA の全文は ASEAN 事務局のホームページ (<http://www.asean.org/wp-content/uploads/images/archive/7994.pdf>) から閲覧できる。

⁶ ACIA の全文は ASEAN 事務局のホームページ (http://www.asean.org/wp-content/uploads/images/2013/economic/aia/ACIA_Final_Text_26%20Feb%202009.pdf) から閲覧できる。なお、非公式ながら日本貿易振興機構が和訳 (http://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/07001988/07001988_kyotei_a.pdf) を提供している。

⁷ ネガティブリストとも呼ばれ、アジアでは日本がほぼすべての FTA において作成している。

地理的表示、営業秘密、工業デザイン、著作権が新たに項目に加わった。第3に、ASEAN 域内からの投資と域外からの投資との差別的待遇を廃止し、平等な待遇を約束した。このように、ACIA は従前の投資協定よりも包括的な協定となった。

もっとも、他国の資本が進出した結果、地場産業や自国企業が著しく被害を受けるといったことがないよう、ACIA はセンシティブ分野を定めている。このセンシティブ分野は各国が他国の承認を得ずに追加・削減することができる。

ACIA の発効後、一部の国においては従来の二国間投資協定を更新しないケースが見られる。たとえば、インドネシア・シンガポール間に存在した投資協定は2016年7月20日に失効し、投資家の保護を保証する協定は今後、ACIA に一本化されることとなった。インドネシア・マレーシア間の投資保護協定も、2015年7月20日に失効した。

一方、ACIA の範囲外であるサービス産業における投資の自由化は、AFAS によってカバーされている。1995年12月、ASEAN 加盟各国の経済相は AFAS に署名し、域内における越境取引、国外消費、自然人の移動の自由化とともに商業拠点の設立、すなわち投資の自由化を開始した。

AFAS は、実務、通信、建設及び建設関連のエンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康関連及び社会事業、観光及び旅行関連、娯楽・文化及びスポーツ、運送、その他、以上計12分野とその下にある計155のサブセクターにおける投資自由化を担っている。ASEAN 各国は自由化に際して、対象となるサービスの約束内容を列挙し、約束表⁸と呼ばれるリストに個別に明示した。ASEAN は自由化の速度を上げるために「ASEAN マイナス X 方式」を採用し、自由化に合意していない加盟国に対して自由化の約束内容を適用しなくてもよいように制度を改正した。しかしながら、2018年時点でもサービス産業における投資は全面的に自由化されているわけではなく、努力目標である外資出資比率の上限は70%までとされている。

2007年11月、シンガポールで開催された第13回 ASEAN 首脳会議の席上で ASEAN 各国は AEC ブループリントを承認し、以降の自由化はブループリントに記載された目標と行動計画表に基づいて進められることとなった。ASEAN 各国は2015年11月に AFAS の第9パッケージに署名しており、現在は第10パッケージの交渉を行っている最中である。

II ASEAN 域内の投資自由化の進捗状況

1990年代以降、ASEAN 各国は AIA、ACIA、それに AFAS に署名して自由化を推進してきた。本節では、各種指標を基に ASEAN 域内の投資自由化の進捗状況について示すこと

⁸ ポジティブリストとも呼ばれる。1995年に世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）の発足に伴い、サービスの貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services: GATS）が発効した。GATS の交渉は約束表に基づいて進められており、多くの FTA では当時の約束表に記載された分野を深掘りする形で自由化を進めてきている。

とする。

まず、製造業、農業、漁業、林業、鉱業・採石業とこれらの産業に付随するサービスにおいて投資の自由化が行われているか否かを判断するには、自由化対象を特定した留保表の有無が重要である。上記の産業については、投資自由化を謳っておきながら留保表が作成されない、または作成が遅れている FTA が散見される。また、自由化の例外とする措置や分野を列挙する留保表ではなく、自由化対象の措置や分野を列挙した約束表が作成される FTA もある。一般に留保表が存在する FTA は、約束表が存在する FTA と比べて自由化の程度が高いと考えられている⁹。なお、一口に留保表と言っても、自由化の対象外となる留保措置の数は FTA によって異なる。本稿では石川（2016）を参照し、各種協定における投資の自由化水準を示すために FTA 別、各国別に留保措置の数をカウントし、措置の数が少ないものを自由化水準が高く、措置の数が多いいものを自由化水準が低いとみなす。

一方、サービス産業において投資の自由化を図る場合には留保表が作成されることは少ない。多くの FTA では、WTO 協定の一部を構成する GATS における交渉時と同様に約束表が作成される。この約束表に基づき、サービス産業における自由化水準を表す代表的な指標であるホクマン指数を算出することができる。約束表には、実務、通信、建設及び建設関連のエンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康関連及び社会事業、観光及び旅行関連、娯楽・文化及びスポーツ、運送、その他、以上全12分野とサービス内容を詳細に定めた計155のサブセクターがある。分野およびサブセクターにはそれぞれ、「None（規制なし）」、「Unbound（約束せず）」、「None except…（条件付きの規制なし）」や「Unbound except…（特定事項を除き約束せず）」と記述されている。Hoekman（1995）は「None」と記述されたサブセクターを「1点」、「Unbound」と記述されたサブセクターを「0点」、「None except…」または「Unbound except…」と記述されたサービスを「0.5点」とし、参加国の自由化度を0～1点で表している。

このホクマン指数は、サービス産業における投資も含めたサービス貿易の自由化度を分析する上で、頻繁に用いられてきた。たとえば Ishido and Yamazawa（2012）は、ホクマン指数を利用して APEC エコノミーのサービス貿易の自由化度を測定している。また、Ishido（2011）はやはりホクマン指数を使って、当時の AFAS や ASEAN + 1 FTA の自由化度を測定した。

本稿では、AFAS や他の FTA の下での自由化水準を表すホクマン指数を算出し、投資自由化の進捗状況を示す。なお、ホクマン指数の算出に際しては、約束表に記載されたサブセクターごとにそれぞれ「0点」、「0.5点」、「1点」と数値を割り振り、単純平均を行った。また、一部の国は特定のサブセクターを約束表に記載していないが、このようなサブセクターに関しては自由化を約束していないとみなし、「0点」を割り振った。

⁹ 経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/tis/info.html）に記述されているように、一般的に留保表に基づく交渉は約束表に基づく交渉と比較して、より自由化に資する枠組みであると考えられている。

表 1 ACIA の下での投資自由化の留保措置

内国民待遇や経営幹部・取締役の国籍要求の禁止の適用を留保する措置	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	カンボジア	ミャンマー	ラオス
土地の取得・保有・利用・取引等	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
経営幹部・取締役	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-
従業員雇用・外国人雇用	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-
事業許認可・登録	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-
外資の企業形態	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○
外資出資比率、出資額等	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○
民営化・国有資産の売却等	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
ポートフォリオ投資	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-
通貨取引・外貨取引	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
食糧安全保障	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
天然資源開発	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
零細企業、中小企業、協同組合等に対する措置	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-
閣僚の承認	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○
輸出義務	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
特定の民族・行政区域に対する措置	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-
外国人投資家の一時滞在	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国人投資家を対象とした住宅規制	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
合計	7	7	8	10	9	6	7	4	2	4

(注 1) 留保措置には分野横断的事項と分野別事項があり、本表は分野横断的事項のみを列挙している。

(注 2) 「○」は内国民待遇の付与や経営幹部と取締役要件を留保していることを示しており、「-」は留保しないことを示す。

(出所) 石川 (2016)、ACIA の留保表を基に筆者作成。

それでは早速、客観的指標を基に自由化の進捗状況を見ていく。表 1 は、ACIA の留保表に記載された、内国民待遇と経営幹部・取締役の国籍要求の禁止の適用を留保する措置を表している。この表からは、製造業、農業、漁業、林業、鉱業・採石業と付随サービスのうち、どの事項を自由化の例外としているのかを把握できる。

項目別に見ていくと、土地の取得・保有・利用・取引、民営化・国有資産の売却、従業員雇用・外国人雇用、証券投資については多くの国が何らかの制限を課している。また、いくつかの国では事業の開始にあたっては当局の許認可が必要であるのに加え、当局とは別に閣僚の承認も得なくてはならない。これは近年の ASEAN の傾向であり、2014 年にインドネシアとブルネイが担当省庁大臣による承認を留保措置として新たに追加している。

国別に見ると、ミャンマーやカンボジア、ラオスといった ASEAN の新規加盟国は留保措置の数が 2～4 と相対的に少なく、自由化水準が高いとみなすことができる。他方で、インドネシアやフィリピン、タイは措置の数が 8～10 と多く、自由化水準が低いといえる。

次に、AFAS のサービス産業における投資の自由化水準を示す表 2 を確認する。ASEAN 平均に関しては、環境サービスの指数が 0.70 と最も高くなっている。次いで、実務サービスが 0.69、建設・エンジニアリングサービスが 0.64 である。これらのサービスは国内需要が比較的高く、特に後発加盟国には保護・育成すべき国内企業が少ない。カンボジア、ラオス、ベトナムの 3 カ国は環境サービスと建設・エンジニアリングサービスについては全面的に自由化を約束している。実務サービスについても、カンボジアは電子計算機サービス

表2 AFAS の下での投資のホクマン指数

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
1 実務サービス	0.69	0.93	0.62	0.50	0.50	0.50
2 通信サービス	0.45	0.55	0.30	0.30	0.30	0.50
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.64	1.00	0.50	0.50	0.50	0.50
4 流通サービス	0.51	0.80	0.40	0.50	0.50	0.50
5 教育サービス	0.64	0.50	0.50	0.50	0.50	0.30
6 環境サービス	0.70	0.63	0.50	0.50	0.50	0.50
7 金融サービス	0.36	0.37	0.34	0.33	0.33	0.33
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.51	0.63	0.38	0.50	0.50	0.50
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.62	0.96	0.25	0.50	0.50	0.50
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.39	0.60	0.30	0.50	0.50	0.40
11 運送サービス	0.48	0.35	0.37	0.36	0.36	0.36
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.43	1.00	0.50	0.50	0.50	0.63
サービス平均	0.52	0.69	0.41	0.45	0.45	0.44

	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス
1 実務サービス	0.48	0.75	0.57	0.63	0.75
2 通信サービス	0.28	0.38	0.54	0.38	0.85
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.50	1.00	0.50	1.00	1.00
4 流通サービス	0.10	0.80	0.30	1.00	0.40
5 教育サービス	0.50	0.80	1.00	0.60	0.50
6 環境サービス	0.50	1.00	0.63	1.00	1.00
7 金融サービス	0.33	0.33	0.00	0.50	0.33
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.75	0.69	0.53	0.25	0.25
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.25	0.50	0.50	0.50	0.75
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.40	0.20	0.50	0.60	0.00
11 運送サービス	0.28	0.37	0.57	0.78	0.55
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.00	1.00	0.00	0.00	0.50
サービス平均	0.38	0.62	0.52	0.66	0.59

(出所) AFAS の約束表を基に筆者算出、作成。

と運転手を伴わない賃貸サービス、ラオスは2つに加え研究・開発サービス、ベトナムは不動産サービスに関して全面自由化を認めている。

国別に指数を見ていくと、シンガポールが0.69、カンボジアが0.66、ベトナムが0.62、ラオスが0.59、ミャンマーが0.52である。シンガポールと後発加盟4カ国は相対的に自由化水準が高く、ASEAN 平均を上回っている。他方でフィリピンが0.45、タイとインドネシアが

0.44であり、これらの国においては ASEAN 平均を下回っている。両者の違いは出資上限比率の取り扱いに表れている。ASEAN 平均を上回る国では多くのサービスについて上限70%を超える100%出資を認めているが、フィリピンは通信サービスの中のクーリエサービスと観光・旅行サービスの中のホテル・飲食サービスにおいて100%出資を認めているに過ぎず、タイとインドネシアに至っては、すべてのサービスで出資比率100%が実現していない。

もっとも、相対的に自由化が遅れた国においても、サービス産業の投資自由化は着実に進捗している。一例を挙げれば、2016年にインドネシアは自国に居住する ASEAN 投資家、つまり ASEAN 加盟国出身の投資家および投資企業と非 ASEAN 投資家の双方を対象として、外国人による所有比率を引き上げた。運送サービスのうち貨物の積み降ろしと積載のサービスに関しては、ASEAN 投資家は51%から70%、非 ASEAN 投資家は49%から67%にそれぞれ出資比率の上限が緩和されている¹⁰。ASEAN 域内外を問わず外国資本を誘致することで、国内競争を促してサービスの質の向上を図っている。

Ⅲ ASEAN 域内の投資自由化の評価

前節では各種指標を基に、ASEAN 加盟国が ACIA や AFAS といった投資自由化協定に署名し、域内の投資自由化に取り組んだ結果、自由化を一定程度達成したことを確認した。それでは、ACIA や AFAS の下で実現した投資自由化の水準は、その他の FTA と比較して高いと言えるのであろうか。

本節では、主要アジア・オセアニア諸国と署名した FTA の中でも交渉項目に投資の自由化が含まれている FTA を取り上げ、ASEAN と他国の指標を比較することで、アジア・オセアニア地域において ASEAN 域内の投資自由化をどのように評価できるのかについて、考察を試みたい。

表3は、アジア・オセアニア地域における主要国が署名した各種 FTA のうち、「内国民待遇」と「経営幹部・取締役」の自由化を項目に含めていた FTA 及びその留保措置の数を表している。この表からは、製造業、農業、漁業、林業、鉱業・採石業と付随するサービスに関して、FTA 別の投資の自由化水準を読み取ることができる。

一見して分かるのは、ASEAN 域内で投資の自由化が実現する一方で、いずれの ASEAN + 1 FTA にも留保表がないため自由化が実現していないことである。ASEAN 韓国 FTA (ASEAN-Korea Free Trade Agreement: AKFTA) と ASEAN 豪州 FTA (ASEAN-Australia Free Trade Agreement: AANZFA) の投資章の規定は多岐に渡っており、設立前の内国民待遇とパフォーマンス要求の禁止が謳われている。韓国や豪州は ASEAN との間で留保表を作成する意志があるものの、未だ完成に至っておらず自由化に着手できていない。また、ASEAN・中国間の投資協定は、設立前の内国民待遇、パフォーマンス要求の禁止の規定が

¹⁰ Gorman, Licnahan and MacDonald (2016).

表3 各種 FTA の下での製造業、農業、漁業、林業、鉱業・採石業とこれらの産業に付随するサービスにおける投資の自由化水準

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー
ACIA	○(6.4)	○(7)	○(7)	○(8)	○(10)	○(9)	○(6)	○(7)	○(4)
ASEAN・中国FTA	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ASEAN・韓国FTA	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ASEAN・豪州・NZFTA	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ASEAN・インドFTA	×	×	×	×	×	×	×	×	×
TPP(P4)		×					×		
日本・シンガポールEPA		○(8)							
中国・シンガポールFTA		×							
韓国・シンガポールFTA		×							
シンガポール・豪州FTA		○(0)							
インド・シンガポールCECA		○(6)							
日本・マレーシアEPA			△						
マレーシア・豪州FTA			△						
マレーシア・NZFTA			△						
マレーシア・インドCECA			×						
日本・タイEPA				○(5)					
日本・インドネシアEPA					○(0)				
日本・フィリピンEPA						○(2)			
日本・ブルネイEPA							○(9)		
日本・ベトナムEPA								○(0)	
日本・インドCEPA									
NZ・中国FTA									
韓国・インドCEPA									

	カンボジア	ラオス	日本	中国	韓国	豪州	NZ	インド
ACIA	○(2)	○(4)						
ASEAN・中国FTA	×	×		×				
ASEAN・韓国FTA	×	×			×			
ASEAN・豪州・NZFTA	×	×				×	×	
ASEAN・インドFTA	×	×						×
TPP(P4)							×	
日本・シンガポールEPA			○(3)					
中国・シンガポールFTA				×				
韓国・シンガポールFTA					×			
シンガポール・豪州FTA						○(0)		
インド・シンガポールCECA								△
日本・マレーシアEPA			△					
マレーシア・豪州FTA						△		
マレーシア・NZFTA							△	
マレーシア・インドCECA								×
日本・タイEPA			○(7)					
日本・インドネシアEPA			○(0)					
日本・フィリピンEPA			○(4)					
日本・ブルネイEPA			○(0)					
日本・ベトナムEPA			○(0)					
日本・インドCEPA			○(3)					○(7)
NZ・中国FTA				×			×	
韓国・インドCEPA					○(1)			○(6)

(注1) 「○」は留保表が存在する。「△」は約束表が存在する。「×」は留保表と約束表のいずれも存在しない。

(注2) () 内の数字は、留保措置のうち分野横断的事項の数を表している。

(出所) 各種 FTA の留保表、約束表を基に筆者算出、作成。

なく、留保表作成の意志もない投資保護協定にとどまっている。ASEAN・インド間の投資協定においては、最恵国待遇およびパフォーマンス要求の禁止は規定されていない。

各国の投資自由化の現状を見ると、ミャンマーやカンボジア、ラオスといった ASEAN 新規加盟国は ACIA の留保措置が少なく高水準の自由化を実現しているが、他国との間で

は FTA の下での自由化を一切行っていない。この 3 カ国への投資については、たとえばタイのような ASEAN の近隣国からの投資が、域外国からの投資よりも有利に働くと考えられる。また、ブルネイは日本と投資の自由化を進めているが、ACIA よりも多くの留保措置を設定しており、自由化水準は ACIA のものより低い。マレーシアは域外国と投資の自由化を進めているものの、留保表ではなく約束表に基づく自由化を指向しており、域外国との FTA に基づいた自由化水準は ASEAN 域内の自由化水準より低いと思われる。これらの国に関しては、ACIA によって投資自由化の水準を高めてきたと言える。

その一方で、他の 5 カ国については、ACIA で定めた留保措置の数が域外国との二国間 FTA のものより多く、ACIA の下での自由化水準は二国間 FTA よりも低い。シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムは ACIA のなかで留保措置の数を 7～10 としているが、日本や豪州との二国間 FTA での留保措置は 0～5 と少ない。ASEAN が高水準の自由投資地域となるためには、より一層の留保措置の撤廃を進める必要がある。

域外国の自由化に目を移すと、日本はインドネシアやブルネイ、ベトナムとの FTA、韓国はインドとの FTA、豪州はシンガポールとの FTA において留保措置の数が 0～1 となっており、高水準の自由化を達成していることが分かる。その一方で、中国は留保表や約束表を作成しておらず、自由化に消極的な姿勢をとっている。

一部の ASEAN 加盟国は、ACIA によって初めて投資の自由化を実現した。ACIA は加盟国全域の自由化を促し、ASEAN を自由投資地域に押し上げたと言える。しかしながら、一部の加盟国の自由化水準は域外国の自由化協定のものと比較して低く、さらなる改善を要する。

次に、サービス産業における投資自由化の進捗状況を見ていく。表 4 は、アジア・オセアニア地域における各種 FTA のうち、サービス産業における投資自由化の水準を表している。この表から、いずれの国においても AFAS の投資自由化の水準が最も高いことが分かる。また、ASEAN と ASEAN 域外国それぞれの自由化水準を比較すると、ASEAN 域内のホクマン指数 0.52 は、日本・インドネシア EPA における日本の 0.83、ASEAN・豪州・ニュージーランド FTA における豪州の 0.76、環太平洋連携（Trans-Pacific Partnership: TPP）協定の前身である P4 協定におけるニュージーランドの 0.66 よりも低いものの、ASEAN・韓国 FTA における韓国の 0.55 とほぼ同水準である。インドと中国の ASEAN + 1 FTA 及び二国間 FTA の下でのホクマン指数はそれぞれ、最大でも 0.39、0.38 であり、ASEAN はこの二国よりも自由化水準が高い。つまり、AFAS の交渉を進めた結果、ASEAN 加盟国はインドや中国に投資するよりも域内国に投資する方が容易となったのである。

ASEAN 加盟国は ACIA や AFAS に沿って投資分野の自由化を一定程度果たしてきた。ACIA と AFAS の下で ASEAN 域内の投資自由化が着実に進展していくことで、ASEAN はアジア・オセアニア地域における自由投資地域としての存在感を高めている。

表4 各種 FTA の下でのサービス産業における投資の自由化水準

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー
GATS	0.24	0.29	0.18	0.25	0.13	0.12	0.06	0.34	0.09
AFAS(第9パッケージ)	0.52	0.69	0.41	0.45	0.45	0.44	0.38	0.62	0.52
ASEAN・中国FTA	0.28	0.58	0.19	0.29	0.13	0.15	0.06	0.34	0.11
ASEAN・韓国FTA	0.32	0.49	0.25	0.51	0.20	0.23	0.12	0.39	0.13
ASEAN・豪州・NZFTA	0.34	0.63	0.23	0.49	0.20	0.17	0.12	0.49	0.17
ASEAN・インドFTA	0.31	0.58	0.25	0.38	0.18	0.17	0.09	0.42	0.19
TPP(P4)		0.51					0.06		
日本・シンガポールEPA		0.58							
中国・シンガポールFTA		0.60							
韓国・シンガポールFTA		0.29							
シンガポール・豪州FTA		0.54							
インド・シンガポールCECA		0.61							
日本・マレーシアEPA			0.22						
マレーシア・豪州FTA			0.27						
マレーシア・NZFTA			0.25						
マレーシア・インドCECA			0.29						
日本・タイEPA				0.34					
日本・インドネシアEPA					0.21				
日本・フィリピンEPA						0.26			
日本・ブルネイEPA							0.13		
日本・ベトナムEPA								0.49	
日本・インドCEPA									
NZ・中国FTA									
韓国・インドCEPA									

	カンボジア	ラオス	日本	中国	韓国	豪州	NZ	インド
GATS	0.54	0.35	0.69	0.34	0.36	0.68	0.50	0.09
AFAS(第9パッケージ)	0.66	0.59						
ASEAN・中国FTA	0.56	0.36		0.35				
ASEAN・韓国FTA	0.54	0.35			0.55			
ASEAN・豪州・NZFTA	0.54	0.40				0.76	0.58	
ASEAN・インドFTA	0.54	0.35						0.09-0.16
TPP(P4)							0.66	
日本・シンガポールEPA			0.75					
中国・シンガポールFTA				0.38				
韓国・シンガポールFTA					0.36			
シンガポール・豪州FTA						0.70		
インド・シンガポールCECA								0.27
日本・マレーシアEPA			0.80					
マレーシア・豪州FTA						0.76		
マレーシア・NZFTA							0.60	
マレーシア・インドCECA								0.22
日本・タイEPA			0.77					
日本・インドネシアEPA			0.83					
日本・フィリピンEPA			0.80					
日本・ブルネイEPA			0.82					
日本・ベトナムEPA			0.81					
日本・インドCEPA			0.77					0.38
NZ・中国FTA				0.37			0.58	
韓国・インドCEPA					0.51			0.39

(注) ASEAN・インドFTAにおけるインドのホクマン指数は、相手国によって異なる。フィリピンに対しては0.09、インドネシアに対しては0.10、その他のASEAN加盟8カ国に対しては0.16である。

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

Ⅳ ASEAN 域内のさらなる投資自由化に向けての課題

前節で見たように、ACIA や AFAS の下で ASEAN 域内の投資自由化は着実に進展した。こうした自由化を受けて、域内の直接投資が活発化している。統計によれば、2015年の ASEAN 対内外外国直接投資額は1,208億ドルであるが、ASEAN は EU や日本、米国よりも投資額が多く全体の18.4%を占める。2013年は日本、2014年は EU が最大の投資主体であり、ASEAN の比率はそれぞれ15.7%、17.0%であったことを考慮すると、ASEAN 加盟国間の投資はとりわけ増加してきているといえる。国別に見ると、インドネシアの受入額が突出して多く、以下シンガポール、マレーシアの順に多い。また、原加盟国だけでなく後発加盟国の受入額も順調に増加しており、総額の22.6%を占めている¹¹。

しかしながら、ASEAN の企業が投資自由化を理由として新たに拠点を設立するといった話があまり聞こえてこないのも事実である。マレーシアでの、社会的に影響力のある研究者やコンサルタント等へのインタビュー回答においても、必ずしも投資自由化の恩恵を感じないとの意見が比較的強く聞かれた。

その要因として、各国が工業製品を中心に一部の製品をセンシティブ分野に指定していることが挙げられる。表5は、内国民待遇と経営幹部・取締役の国籍要求の禁止の適用を留保する、すなわち投資自由化を約束しない工業製品のリストである。ブルネイを除く9カ国は、いくつかの伝統的な製品や農産物加工品、食品については外資との競争から地場企業を保護しており、砂糖、葉巻・タバコ、農薬、ベーカリー、鉄鋼製品に関しては複数の国が自由化の対象外とした。マレーシアは、すでに大量に生産・輸出を行っている CD や CD-ROM といった光ディスクについても、外国からの投資を制限している。

また、工業製品以外においても多数の項目が除外されている。シンガポールでは豚の飼育、採石、新聞の印刷・出版、マレーシアでは漁業調査、鉱物採掘、採石、有害廃棄物の収集・保管・処理・処分、インドネシアでは海砂抽出、森林生態系の復元、森林における水資源の利用、伐採の請負、液化石油ガスの瓶詰め・充填、フィリピンでは木材加工工場の設立・設置・追加・運営、鉱物資源の探査・開発・利用、ブルネイでは漁業、石油・ガス、ベトナムでは養殖物・水産加工品の品質管理、希少な植物の栽培・生産・加工、希少な野生動物の繁殖・飼育、石油・ガスの保管・供給、地質探査・掘削、カンボジアでは海砂抽出、林業、石油・ガス、ミャンマーでは硬木、石油精製、天然ガス・石油の採掘、新聞・関連事業の出版、記録メディアの複製、ラオスでは果物・野菜の加工、魚の処理・貯蔵、メコン川流域の養殖場・孵化場の運営、肉・肉製品の製造・加工・保存が投資自由化の対象外となっている。

ASEAN が投資自由化の例外として自国企業を保護してきた分野・製品の一部では、輸出

¹¹ 詳細は、ASEAN 事務局が編集する ASEAN 統計の表25 (http://asean.org/storage/2015/09/Table-25_oct2016.pdf)、表26 (http://asean.org/storage/2015/09/Table-26_oct2016.pdf) および表27 (http://asean.org/storage/2015/09/Table-27_oct2016.pdf) を参照。

表5 投資自由化の例外対象となる製品

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
武器、爆発物	砂糖精製 タバコおよびタバコ加工 熱間圧延鋼棒・線材 CD・CD-ROM・VCD・DVD バイオディーゼル ポートランドセメント 石油の探査・開発・獲得 木材	砂糖精製	魚の塩漬け・乾燥 ゴム製品 手工具 陶器用粘土 手工芸品 籐・竹製品 パーム砂糖 豆加工食品 ソーミル 台所用家電 ニット生地 布 繊維・種子綿	爆竹等火工装置 武器・爆薬 危険薬 鉄鋼製品
ベトナム	カンボジア	ミャンマー	ラオス	
花火・爆竹 爆発物 書籍・雑誌の印刷・出版 葉巻・タバコ 酒類 清涼飲料 建築用ガラス 粘土煉瓦 セメント製造装置 タイル 蛍光管・電球 貨物船・旅客船 ケインシュガー・砂糖 酸素・窒素・二酸化炭素 苛性ソーダ 水酸化ナトリウム 殺虫剤 工業用ガス 乳製品加工 ビール・清涼飲料 漁業用網・糸 漁船の修理・メンテナンス	麻薬・向精神薬 農薬・殺虫剤	酒類・清涼飲料水 その他飲料 タバコ 亜鉛メッキ鉄板 ペーカリー パルプ・紙・板紙 医薬品	動植物油 人形・ゲーム・おもちゃ 楽器 伝統的な織物 ベニヤ板・合板・薄板 農薬 アイスクリーム・氷 小麦粉 飼料 ペーカリー 伝統的な麺製品 ノン・アルコール飲料 清涼飲料水・純水飲料	

(注1) ブルネイには、投資自由化の例外対象となる工業製品が存在しない。

(注2) 本表には、内国民待遇と経営幹部・取締役の国籍要求の禁止の適用を留保した製品のみを記載している。

(出所) Chaisse and Jusoh (2016)、ACIA の留保表を基に筆者作成。

に占める域内付加価値が着実に上昇してきた。付加価値ベースで算出した貿易統計によれば、鉱業や食品・飲料産業の製品輸出に占める ASEAN 域内の付加価値は2011年時点でそれぞれ15.2%、13.7%であり、運輸・通信産業の9.7%、自動車産業の8.5%、卸売・小売業の7.4%と比べて高い水準にある¹²。域内競争からの保護によって産業の付加価値上昇を実現してきた ASEAN 各国であるが、地域経済統合を進めていく過程でいずれは投資自由化の対象とし、積極的に投資を受け入れる段階に転換しなくてはならない。

おわりに

本稿では、各種指標を用いて ASEAN 域内の製造業、農業、漁業、林業、鉱業・採石業、

¹² 2013年に経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development: OECD) と WTO が共同で開発し、公表した付加価値貿易 (Trade in Value Added: TiVA) 統計に基づき、筆者が独自に算出した。

サービス産業の投資自由化の水準を示し、ASEAN 域内の投資自由化に関して評価を試みるとともに、さらなる自由化の推進に際して解決すべき課題を提示した。本稿の結論は以下のようにまとめられる。

ACIA と AFAS は ASEAN 加盟各国の投資自由化を促した。製造業、農業、漁業、林業、鉱業・採石業における投資に関しては、加盟国は留保表を作成して原則自由化を実現した。一部のアジア・オセアニア諸国はこのような自由化を実現しておらず、ASEAN は相対的に投資自由化の水準が高い地域といえる。また、サービス産業の投資に関しても、ASEAN 域内の自由化水準は中国を追い抜き、韓国の水準に接近している。そのため、域内の自由化は ACIA と AFAS の下で着実に進展し、ASEAN はアジア・オセアニアにおける自由投資地域となりつつあると結論づけられる。その一方で、伝統的な製品や農産物加工品、加工食品をはじめとする工業製品等がセンシティブ分野としてリストアップされ、自由化の対象外となっている。ASEAN がより高い水準の自由投資地域となるためには、自由化対象を拡大する必要がある。

ASEAN においては、投資自由化を歓迎しない向きもある。インドネシアやブルネイが新たに経済閣僚の承認を規定し、GATS の交渉時と異なり外資参入について何も約束しないというように、一部の国では保護主義の萌芽が見られる。これ以上保護主義が深刻化せぬよう、何らかの規制が必要であろう。また、多くの国では依然として法制度が不明瞭であり、投資家の権利を認識し、発展させ、実施する上で大きな障害となっており、改正の余地が十分にある。広く批判された事例を挙げると、インドネシア高等裁判所は契約書がインドネシア語で記述されていなかったため、民間企業間の国境を越えた2つの融資契約を無効にした。また、ミャンマーは国内にはびこる過度の腐敗、政治的緣故、レント・シーキング行為を頻繁に批判されている¹³。法制度の予見可能性を高めることで、投資家が安心して投資を行う環境の整備が重要である。

すべての加盟国が、自由化に向けてピアレビューとピアプレッシャーを実践しなくてはならない。そして、各国が独自に取り組む産業振興や ASEAN として取り組むハード・ソフトのインフラ開発による連結性強化と組み合わせることで、より一層の自由化の進展が期待される。

参考文献

文献

- ASEAN Secretariat (2009), *ASEAN Integration In Services* ([http://www.asean.org/wp-content/upl-oads/2015/12/AFAS-Publication-\(2009.08\).pdf](http://www.asean.org/wp-content/upl-oads/2015/12/AFAS-Publication-(2009.08).pdf)).
- Chaisse, J. and Jusoh, S. (2016), *The ASEAN Comprehensive Investment Agreement*, Edward Elgar, Cheltenham.
- Fukunaga, Y. and Ishido, H. (2016), "Assessing the Progressive Services Liberalization in the ASEAN-China Free Trade Area (ACFTA)," *International Journal of China Studies*, 7(1), pp. 1-22.

¹³ Jones Day (2016), pp.4-5.

- Hoekman, B. (1995) "Assessing the General Agreement on Trade in Services," World Bank Discussion Paper, 307, pp. 88-122.
- Hoekman, B. and Mattoo, A. (2013), "Liberalizing Trade in Services: Lessons from Regional and WTO Negotiations," EUI Working Paper, 34, pp. 1-16.
- Gorman, M., Licnahan, G. and MacDonald, K. (2016), *Indonesia: Indonesia's Revised Negative Investment List* (<http://www.mondaq.com/x/500596/Inward+Foreign+Investment/Indonesias+Revsed+Negative+Investment+List>).
- Ishido, H. (2011), "Liberalization of Trade in services under ASEAN+n: A Mapping Exercise," ERIA Discussion Paper Series, 2, pp. 1-52.
- Ishido, H. (2013), "Harmonization of Trade in Services by APEC members," IDE Discussion Paper, 40, pp. 1-28.
- Jones Day (2016), *The ASEAN Economic Community: Investment Opportunities and Challenges in the World's Newest Market* (<http://www.jonesday.com/files/Publication/ca71c5ab-9c8d-4384-a8a9-a123fbb83943/Presentation/PublicationAttachment/e78899ed-dd35-4cf1-9f01-af35c0b78348/ASEAN%20Economic%20Community%20Commentary%20A4.pdf>).
- Means, G. P. (1995), "ASEAN Policy Responses to North American and European Trading Arrangements," (in) Acharya, A. and Stubbs, R. (eds.), *New Challenges for ASEAN: Emerging Policy Issues*, University of British Columbia Press, Vancouver.
- 石川幸一 (2016) 「投資の自由化」 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文眞堂、193-208ページ。
- 猿渡剛 (2017) 「ASEAN 域内のサービス貿易自由化の現状」 東アジア学会『東アジア研究』第21号、1-23ページ。
- 清水一史 (1998) 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房。
- 助川成也 (2016) 「サービス貿易の自由化に向けた ASEAN の取り組み」 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文眞堂、125-152ページ。

URL

- OECD, WTO, TiVA: Origin of Value Added in gross exports (http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=TiVA_2016_C2).
- UNCTAD, Investment Policy Hub (<http://investmentpolicyhub.unctad.org/>).

中国で公訴時効（訴追時効）により 有罪とならなかった場合の分析検討

Study in case of not convicting by the prescribed statute
of limitations in China

高 橋 孝 治
TAKAHASHI Koji

Abstract

In China, if it is highly necessary to punish the accused, even if the prescribed statute of limitations has been completed, it may be punished ignoring it. However, there are few cases when it becomes innocent due to the prescribed statute of limitations in China. Then, if there is no innocence due to this prescribed statute of limitations, is there a characteristic such as low necessity of punishment? The purpose of this paper is to analyze and study this. In this paper, we take the approach of analyzing the results of all 10 trials that were not convicted by the prosecution and prescription as published on May 4, 2013. The conclusion of this paper is that the prosecution aging system includes functions that are conveniently used, such as being effective as “insurance”, such as not to be criticized for Chinese judges for innocence.

要 旨

中国（中華人民共和国）では、被告人を処罰する必要性が高い場合には、訴追時効（日本でいう「公訴時効」）が完成していても、それを無視して処罰することがあると指摘されている。しかし、中国で訴追時効により有罪とはならなかった場合は件数こそ少ないが存在しないわけではない。それでは、この訴追時効により有罪とならなかった場合には、処罰の必要性が低いなどの特徴があるのだろうか。これを分析検討しようとするのが本稿の目的である。本稿は、2013年5月4日時点で公開されている訴追時効により有罪とならなかった全10件の裁判結果を分析するという手法を取る。

これにより本稿は、訴追時効制度には、中国の裁判官にとって、無罪を言い渡す場合に批判されないようにするなどの「保険」としての効果があるなど便利に用いることができる制度となっている側面があるということを指摘する。

※〔 〕は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出の場合にのみ付した。ただし、「告発」のみ日本語の「告発」と混同することを避けるため、全てに中国語原文を付している。

I. はじめに

1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定の法定期間が経過した場合、被疑者に対して起訴ができなくなるという制度である。中華人民共和国（以下、「中国」という。また、1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は、「新中国」という）では、「公訴」のみならず「自訴」も時効の対象となることから、訴追時効制度〔追訴時効制度〕という名で公訴時効制度が導入されている（以下、「中国における公訴時効制度」を指す場合「訴追時効制度」と呼ぶこととする）¹。日本の公訴時効制度は刑事訴訟法上の制度であるが、訴追時効制度は刑法上の制度となっている²。

さて、中国では刑事法があっても「処罰の必要性」を先に判断し、その必要性に沿うように無理に法律を適用していると指摘されており³、訴追時効制度の運用にも同様の側面がある⁴。ところで、訴追時効により「有罪とされなかった場合」は事例数こそ少ないものの、ないわけではない。ここから、「処罰の必要性」が法律より優先されている中で「訴追時効により有罪とされなかった場合」は、どのような場合なのかという疑問が噴出する。そこで、訴追時効により有罪とされなかった場合を精査し、本当に「処罰の必要性」が少ないのかを分析検討するのが本稿の課題である。なお、本稿で用いる法律名の略称は（表1）の通りである。

ところで、本稿が「訴追時効により有罪とされなかった場合」という表現を用いるのは、以下の理由による。98年解釈第176条および第188条、12年解釈第241条および第263条第2項により、訴追時効完成の効果は、公訴の場合は審理中止、自訴の場合は不受理となる。ところが、98年解釈が施行される1998年9月8日より前にはこのような規定はなく、1998年9月7日以前の訴追時効完成の効果は、79年刑訴法第11条および96年刑訴法第15条によ

¹ 高橋孝治（2016）「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』（111号）77頁。

² 訴追時効制度の根拠条文は、高橋孝治（2017）「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究（東アジア学会）』（21号）47～49頁を参照。

³ 坂口一成（2001）「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）—近代法の拒絶と受容」『北大法学論集（北海道大学）』（52巻4号）1261頁。高橋孝治（2016）「中国における人権問題の最近の動向—2015年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙（同時代社）』97頁。しかし、その一方で新中国成立初期の1956年にも法律は守らねばならないと述べられており（董必武（1985）「進一歩加強人民民主法制、保障社会主义建設事業」『董必武選集』中国・人民出版社、419頁（初出は1956年9月19日の中国共産党第8回全国代表大会での発言））、「処罰の必要性」を先に判断することは矛盾があるようにも見える。しかし、中国では出される政策やスローガンが、最初から守るつもりのないものである可能性があるとも指摘されており（高橋孝治（2016）「中国における劇法的法律観という試論—加藤隆則著『中国社会の見えない掟』に描かれた張曉麗事件を素材にして」『北東アジア研究（鳥根県立大学）』（27号）102頁）、法律の遵守度合いを精査することにも意義があると言える。

表 1

正 式 名 称	本稿での略称
1979年7月1日に制定された刑法（1980年1月1日施行）	79年刑法
79年刑法が1997年3月14日に全面改正された後の刑法（1997年10月1日施行。2015年8月29日最終改正。同年11月1日改正法施行）	97年刑法
1979年7月1日に制定された刑事訴訟法（1980年1月1日施行）	79年刑訴法
79年刑訴法が1996年3月17日に全面改正された後の刑事訴訟法（1997年1月1日施行）	96年刑訴法
96年刑訴法が2012年3月14日に全面改正された後の刑事訴訟法（2013年1月1日施行）	12年刑訴法
最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》を執行する若干の問題に関する解釈〔最高人民法院關於執行《中華人民共和国刑事訴訟法》若干問題的解釋〕（1998年9月2日發布。同月8日施行。2013年1月1日失効）	98年解釈
最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》の適用に関する解釈〔最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋〕（2012年12月20日發布。2013年1月1日施行）	12年解釈

り案件の取り消し、不起訴、審理終了、無罪宣告のいずれでもかまわなかった。そして、Ⅱ.～Ⅴ.で示すように、98年解釈施行前の訴追時効完成の効果は、実務上全て無罪となっていた。このように、時代によりその効果は無罪となったり、審理中止となったりするため「訴追時効により有罪とされなかった場合」と表現する方が適切と言えるのである。また、「時効の完成」という言葉もあるが、これは「時効がその効力を発生する状態になること」（公訴時効や訴追時効に関して言えば、単に時効期間が経過したこと）のみを表す⁵。そして、時効期間が経過したとしても、中国では有罪を認めることがあるため⁶、「訴追時効が完成した場合」と「訴追時効により有罪とされなかった場合」は異なることになる。本稿でも以下、「訴追時効の完成」という表現を用いることがあるが、それは単に「時効期間が経過したこと」のみを表すこととする。

本稿が研究の素材とするのは、2013年5月4日時点で訴追時効制度に関して公開されている全139件の案例である⁷。このうち、有罪とならなかった場合は、Ⅱ.～Ⅴ.で示す10件のみである。訴追時効により有罪とならなかった事例をその形式から分類すると、①犯罪であったとしても時効により有罪とされなかった事例、②処罰の必要性を考慮している事例、③時効の完成を認めるが何らかの責任を認める事例、④条文通り訴追時効の適用を行っているように見える事例に分類できる。以下、この分類に従ってⅡ.～Ⅴ.では検討を行う。

⁴ 高橋孝治・前掲注（2）58頁。

⁵ 法令用語研究会（編集）（2006）、『有斐閣 法律用語辞典』（第3版）有斐閣、190頁の「完成」の項目。

⁶ 高橋孝治・前掲注（2）52～53頁。

⁷ 当該案例は中国における最大級の有料法律情報ウェブサイト「北大法意」によった。ホームページは〈<http://www.lawyee.net/>〉。

2. 先行研究の検討

代表的な訴追時効制度に関する先行研究には、于志剛（1999）、『訴追時効制度の研究〔追訴時効制度研究〕』（中国・中国方正出版社）と于志剛（1998）、『訴追時効制度の比較研究〔追訴時効制度比較研究〕』（中国・法律出版社）がある。しかし、これらは、中国法制史的にどのような公訴時効制度があったか、また世界にはどのような公訴時効制度があるかについて述べるのみで、本稿が行うような訴追時効制度の運用実態を検討していない。

訴追時効制度の実態を検討した先行研究としては、拙稿であるが高橋孝治（2016）「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」（『法學政治學論究（慶應義塾大学）』（111号）71～100頁収録。以下「高橋学説論文」という）と高橋孝治（2017）「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」（『東アジア研究（東アジア学会）』（21号）45～61頁収録。以下「高橋分析論文」という）がある。高橋学説論文83頁および90頁では、中国では基本的に「立案されたとき」または「告発〔控告〕されたとき」を基準に訴追時効が完成しているか否かを判断しており、「立案もしくは告発〔控告〕時効」と呼ぶべき実務運用がなされていると指摘した。立案とは、公安機関（日本でいう「警察」）や人民検察院（日本でいう「検察庁」）、人民法院（日本でいう「裁判所」）が犯罪が起こっていると認知し、その犯罪を追及するか否かもしくは訴訟活動を行うか否かを決定する手続きである⁸。また、告発〔控告〕は日本の告発とは異なり、「被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為」を言う⁹。

高橋学説論文82頁では明らかに訴追時効制度の条文を無視した運用を行っている例も何件か見ることができると指摘し、そのうち「時効期間内に立案および起訴をせず、その旨も裁判内で言及されているにもかかわらず、時効の完成を認めず有罪と認定した例」を精査したのが、高橋分析論文である。本稿は、さらにこれらを受けて訴追時効により有罪とされなかった場合を検討しようとするものでもある。

II. 犯罪であったとしても時効により有罪とされなかった事例

1. 事例の概要

訴追時効制度は、「犯罪分子に対して刑事責任を追及する有効期限」と認識されており¹⁰、さらには「犯罪行為が実際に存在していることが、訴追時効制度を適用する基本的前提で

⁸ 王敏遠（主編）（2012）、『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社、213頁。陳衛東（主編）（2014）、『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社105頁。

⁹ 樊崇義（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社、344頁。王国枢（主編）（2013）、『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、183頁。日本の「告発」は「捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示であり、誰でも行うことができる」（日本の刑事訴訟法（昭和23年（1948年）7月10日公布。平成26年（2014年）6月25日最終改正。同年7月15日改正法施行）第239条第1項）という意味であり、中国の告発〔控告〕とは異なる。

ある」とも指摘されている¹¹。しかし、本章で示す事例は、犯罪は存在せず、存在したとしても時効であると判示しており、犯罪の存在が訴追時効制度適用の前提ではないという扱いをしている。

【事例1】（判決番号は（1999）興刑初字第11号）

被告人Aは1993年4月21日、1996年初頭および1997年12月に自身が勤務していた銀行の資金を着服したり、取引先から賄賂を受け取ったりしていた（ただし、1993年4月21日に着服した分については、同月27日に返還した）。これらが発覚した後、Aは1998年5月25日に刑事拘留され、同年12月25日に起訴された。そして人民法院は1999年7月26日に以下のように判示した。「Aは実際には当該金銭を占有しておらず、使用しただけである。そのため、Aの行為は収賄とは認定できず、犯罪は成立しない。さらに、資金の私的流用は法定の訴追期間を経過している」。これにより、Aは無罪とされた。

【事例2】（判決番号は（2002）黄刑初字第136号）

被告人Aは、1995年4月から6月の間に自身が社長「法定代表人和總經理」を務める会社に関して虚偽の額の資本金を登録した。さらに、1997年11月にAは自身の会社名義で詐欺を行った。これによりAは起訴されたが、人民法院はAの行為は、「犯罪を構成せず、犯罪を構成したとしても時効である。そのため無罪とする」と判示した。

【事例3】（判決番号は（2000）興刑初字第466号）

被告人Aは1994年下半年から1995年上半年のある日、被告人Bと会社印の偽造を行い、さらに貸金の担保証明書も偽造した。その後もAは当該偽造印を悪用して多額の利益を得た。そして、A、Bともに2000年5月12日に逮捕された。本件で人民法院は以下のように判示した。「Aの得た利益額は大きく不法所得の故意もあり、詐欺罪が成立する。しかし、Bは印を偽造した行為のみがありその具体的実行日は確定できず、訴追時効の規定に鑑み刑事責任を追及することはできない」。こうして、Aには有期徒刑三年執行猶予三年および1,000元の罰金が科され、Bは無罪となった。

【事例1】が高橋学説論文82頁で述べている「明らかに時効完成の期間が来ていないにもかかわらず時効完成と述べている例」である。また、明確に「無罪」とは述べてはいないものの、「犯罪の具体的実行日が不明であり、訴追時効の規定に鑑み無罪である」と【事例3】は判示している。これは、検察側が犯罪事実につき明確にすることができなかったと

¹⁰ 曲新久（主編）（2007）、『刑法学』中国・中国政法大学出版社、266頁。賈宇（主編）（2009）、『刑法学』中国・中国政法大学出版社、251頁。張明楷（2011）、『刑法学』（第4版）中国・法律出版社、565頁。高銘暄＝馬克昌（主編）（2011）、『刑法学』（第5版）中国・北京大学出版社、310頁。

¹¹ 于志剛（1998）、『追訴時効制度比較研究』中国・法律出版社、4頁。

いうことでもあり、そのみで無罪とするべき事例と言える。それにも関わらず、「訴追時効の規定に鑑み無罪」と述べたことから、「犯罪であったとしても時効により有罪とされなかった事例」に類すると考えられるため、【事例3】もここで紹介した。なお、犯罪の具体的実行日が不明であるにも関わらず、どのようにして訴追時効を計算したのかは不明である。

2. 事例の検討

訴追時効制度を適用する際には犯罪事実が存在することが前提となっている。しかし、【事例1】および【事例2】は、「犯罪を構成せず、犯罪だとしても時効である」と述べており、【事例3】では「犯罪日が確定できず、時効の規定に鑑み無罪」と述べている。

特に【事例1】は、79年刑法施行下で起きた犯罪であるが、処罰根拠となるとしたら「会社に違反する犯罪を懲罰することに関する決定〔關於懲治違反公司的犯罪的決定〕（1995年2月28日公布・施行。97年刑法施行に伴い1997年10月1日廃止。以下、「会社犯罪決定」という）」であると判決文中で述べられている。会社犯罪決定第11条は会社資金の私的流用に対して、「3か月以内に返還しない場合もしくは3か月以内に返還したとしても額が大きくて営利活動もしくは非法活動を行った場合には3年以下の有期徒刑もしくは拘役に処する」と規定している。本判決では、会社犯罪決定のどの条文を適用するのかは述べていないが、当該第11条が適用されると思われる。すると、この条文からは少なくとも1996年初頭に行った犯罪は、3年以下の有期徒刑の可能性があり、79年刑法第76条（一）により5年の訴追時効期間となるはずである。そして、訴追時効期間内である1997年12月にAは再犯を行っており、79年刑法第78条第2項より、このときから再び時効期間を計算し直すことになる。そうすると、少なくとも1996年初頭および1997年12月に行った行為については（会社犯罪決定は廃止とともに、97年刑法第272条となった）、2002年12月に訴追時効が完成するはずであり、1998年4月27日に起訴されていれば訴追時効は完成しない。このため【事例1】は、「時効完成の期間が来ていないにもかかわらず時効完成と述べている例」なのである。

なぜ【事例1】は、このような結論になっているのか。これは、裁判官が確実に「犯罪と認定できない」と言い切るまでの自信がなかったと思われる。つまり、裁判官はこれを犯罪ではないと判断したが、他者から「これは犯罪である」と反論がなされる可能性があるため、「犯罪であったとしても、訴追時効によって刑事処分に処することはできない」と述べ、「処罰しなければならないのではないか」という反論に備えたのではないだろうか。しかし、その訴追時効も完成しているとは言い難い。

このような「判決内容に対する反論に備えている」と考えられる例は、【事例2】や【事例3】も同じである。しかし、【事例1】のように訴追時効が完成しているとは言えない事例にまでこのような判決を出している点が特徴的であると言える。

Ⅲ. 処罰の必要性を考慮している事例

1. 事例の概要

高橋分析論文57頁では、処罰の必要性という判断が先にあった上で訴追時効制度を適用している可能性を指摘した。訴追時効により有罪とならなかった事例でも明確に「訴追の必要性」に言及している事例がある。ここではその事例を見る。

【事例4】（判決番号は（2010）汴刑終字第100号）

1996年9月25日に被告人は被害者を過失による交通事故で死亡させた。しかし、この事件は長い間公安に立案されず、2009年8月15日に立案された。79年刑法第113条の交通事故罪は7年の有期懲役であり、訴追時効期間は10年である。そのため人民法院は、「2006年9月24日までに立案されておらず、かつ被告人に対して訴追が特に必要でない本案件では、審理中止とする」とした（起訴日などは判決文中に示されておらず不明である）。

【事例5】（判決番号は（2011）林刑再初字第5号）

被告人Aは2005年9月に経済的利益を得る目的で、自らが勤務する会社の印を偽造し、会社名義で勝手に契約を締結し、これによりAは9万元の利益を得た。後に、Aは会社印偽造罪により訴追された（起訴日などは判決文中に示されておらず不明である）。

訴訟中、Aが自身専用の会社印を造ったのは2001年だったことが明らかとなり、人民法院は「Aの犯罪行為時は2001年であり、2008年11月5日に立案されるまでに訴追時効期間は経過しており、かつ訴追も必須のものではない」と述べ、審理中止を宣告した。

2. 事例の検討

【事例4】および【事例5】は、訴追時効により有罪とならなかった事例だが、「訴追時効が完成しており、かつ訴追も必須のものではない」と、処罰の必要性を考慮している。前稿分析論文58頁では、「処罰の必要性」を先に考慮して、訴追時効制度の適用を決定している可能性があることについて、一件の事例に「着目したのみであり、中国の裁判全体に対して一般的にこのように結論づけてよいのか」という疑義があり得ると評した。しかし、訴追時効制度の適用に関して処罰の必要性をまず考慮することは、特異なことではなく、ある程度行われていることであると評せる。

Ⅳ. 時効の完成を認めるが何らかの責任を認める事例

1. 事例の概要

中国では現在も民事と刑事が明確に分化していないと言われている¹²。これは犯罪として処罰するほど重要な行為ではないが、何らかの制裁が必要な場合に、人民法院が民事的

手法で財産没収をするなどの方法で制裁を課すこともあるということである¹³。ここで見る事例は、訴追時効の完成は認め、有罪にはしないけれども民事的賠償など何らかの責任を負うとした事例である。

【事例6】(判決番号なし(収賄斡旋事件・江蘇省鎮江市中級人民法院2002年9月25日判決))

被告人で市の建設開発事務室の副主任であったAは、業務の過程で1993年4月に5万元の賄賂を受け取り、後の1994年6月に別の業務で9万元の賄賂を受け取り、起訴された。第一審判決では、Aは「汚職罪賄賂罪の懲罰に関する補充規定[關於懲治貪污罪賄賂罪的補充規定](1988年1月21日発布・施行。97年刑法施行に伴い1997年10月1日廃止。以下「汚職懲罰規定」という)」第9条により10年の有期懲役と1万元の財産没収、違法所得14万元の没収に処せられた。

この判決に対しAは不服を持ち、「自らは収賄を斡旋したのみであり、かつ本案は訴追時効期限が経過しており無罪が宣告されるべきである」として上訴¹⁴した。この結果第二審では、Aの行為は収賄斡旋であり、5万元が違法所得であると認定された。さらに「79年刑法における収賄斡旋罪は訴追時効期間が5年であり、1994年6月に収賄斡旋を行ってから2001年6月21日に刑事拘留されるまで、何らの強制措置もとられておらず、再犯も起こしていない。そのため刑事責任を追及することはできない。ただし違法所得は法に基づき没収する」とされ、最終的な判決は「一審の判決を撤回する。上訴人Aを無罪とする。上訴人Aの違法所得5万元を没収する」となった。

【事例7】(判決番号は(2005)寧刑終字第16号)

1992年7月18日に被告人Aが雑踏の中を歩いていた際に、Bに足を踏まれ喧嘩となった。このときBと一緒に歩いていたCと被害者Dもこの喧嘩に加わった。この喧嘩によりスイカ売り場に倒れこんだAは、そこにあったスイカ用包丁を持ち、これに抵抗しようとした。これを見てBらは逃げたが、Aは追いかけてDの左手関節部を斬りつけた。そして、Dは2002年11月9日に告発[控告]し、同年11月13日に立案され2004年2月24日にAは逮捕された。後の第一審では、Aの行為は情状が劣悪な故意傷害罪であり、7年の有期懲役に処し、附帯民事訴訟¹⁵によりDに対し34,666.32元の損害賠償を支払うこととなった。

しかし、Aは「自身の行為は正当防衛であり、『情状が劣悪』な行為には当たらず、訴追

¹² 鈴木賢(2006)、「中国法の思考様式—グラデーション的法文化—」(アジア法学会(編)、安田信之=孝忠延夫(編集代表)『アジア法研究の新たな地平』成文堂)、329頁。

¹³ この代表例として、中国の「職権的財産帰属命令」と呼ばれる制度があげられる。制度の詳細は、呉逸寧(2013)、「中国の民事訴訟における『職権的財産帰属命令』の運用と機能—日中比較法の視点を通じて—」(『北大法政ジャーナル(北海道大学)』19号)1頁以下を参照。

¹⁴ 中国の人民法院は二審制をとっており、二審の訴訟を提起することを「上訴」という(人民法院組織法(1954年9月21日公布・施行。2006年10月31日最終改正。2007年1月1日改正法施行)第11条(二審制と上訴に関する規定は、1954年公布・施行の人民法院組織法第11条から変わることはない))。

時効も完成しており、法的責任を負うことはない」と上訴した。これに対し、第二審は「Aがスイカ用包丁でDを斬りつけたことは明白な事実である。この行為はDらが逃げ去り、Aは特に人身が脅威にさらされていない状態で追いかけて斬りつけている。このため正当防衛は成立しない。しかし、『情状が劣悪』な状態にも該当しない。そして当該事案の訴追時効期限は10年であり、当該事案の被害者の告発〔控告〕および公安の立案は全て事件発生から10年4か月後に行われている。さらに刑法中のその他の訴追できる場合にも該当せず、訴追されない。Dの附帯民事訴訟部分の訴訟請求は、事件発生から10年4か月が経過した後提出され、民事訴訟法の人身に関する損害賠償の1年の訴訟時効を超えたとしても、刑事訴訟の訴追時効である10年経過後からは4か月しか経過しておらず、民事訴訟の時効は経過していない。しかし、Dも他人が足を踏まれたなど本来自身には関係がない理由で喧嘩に積極的に参加しており、自身の行為には矛盾があると言え、Aが負うべき責任は60%とする」と判示した。この結果、第二審判決は、第一審判決の取消とAの無罪、AはDに対して18,344.59元の支払いをする旨の判決を出した。

2. 事例の検討

【事例6】で人民法院は「刑事責任を追及することはできない。ただし違法所得は法に基づき没収する」と述べている。それならば、当該「違法所得の没収」は、「行政責任」か「民事責任」に属するはずである。しかし、当該判決には「法に基づき」としか書かれておらず、汚職懲罰規定第9条の「賄賂により取得した違法所得が個人の所有に属した場合は、第8条の規定により処罰する」との規定を根拠にしているように読める（汚職懲罰規定第8条には「財産没収」について規定されている）。ここから、この違法所得の没収も刑事責任となるように思える。

さらに、違法所得が14万元であると認定された第一審では訴追時効の完成が認められずに、違法所得が5万元であると認められた第二審では訴追時効の完成が認められている。これは、収賄額が少なくなったため「処罰の必要性」が減少し、訴追時効の完成が認められたと考えることもできる。そうすると、【事例6】も処罰の必要性を考慮している事例と評価しうる可能性がある。

次に【事例7】であるが、こちらも訴追時効の完成による無罪を認めるものの、附帯民事訴訟による被害者への損害賠償を認めている。そこで、訴追時効が完成していても、附帯民事訴訟により賠償責任を追及することはできるのかという点が問題となる。附帯民事訴訟の時効はどのように処理するのかという問題は、法律の条文上に明確な規定が存在しない。そのため、実務上も議論が絶えないと言われている¹⁵。しかし、学説上、先行研究

¹⁵ 附帯民事訴訟とは、人民法院が刑事訴訟を審理している過程で、被告人が刑事責任と同時に当該犯罪行為により被った物質的損害の賠償を求めて、被害者、法定代理人もしくは近親者が提起できる訴訟活動で、事実上の特殊な形態の民事訴訟である（張子培（編）（1982）、『刑事訴訟法教程（高等学校法学試用教材）』中国・群衆出版社、134頁。譚世貴（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』中国・法律出版社、226頁。陳衛東・前掲注（8）379頁）。

は以下のような捉え方があると指摘している。

第一の説は、附帯民事訴訟であっても民事訴訟部分は刑事訴訟部分から独立しているのであり、民法通則（1986年4月12日公布。1987年1月1日施行、2009年8月27日最終改正・改正法施行）の時効の規定が適用されとする学説である¹⁷。そして、民法通則第135条は「人民法院に民事的権利の保護を請求する訴訟時効¹⁸の期間は2年である。ただし法律に別の規定のある場合を除く」と、第136条で「以下の訴訟時効の期間は1年とする。（一）身体に傷害を受けたために賠償請求をする場合、（二）品質が不合格の商品を販売し、その旨の声明を出していない場合、（三）賃借料の支払いを遅延もしくは拒否している場合、（四）預けた物が紛失もしくは棄損した場合」と規定している。そして、民法通則第137条では「訴訟時効の期間は、権利侵害を知りまたは知り得た時から起算する。ただし、権利侵害がされた日から20年を超えた場合、人民法院はこれを保護しない。特別な事情がある場合、人民法院は訴訟時効の期間を延長することができる」と規定している。この説に則れば、【事例7】で、権利侵害を知ったときは、被害に遭った1992年7月18日か医師が障害が残ると鑑定した1992年8月27日となる（医師が1992年8月27日に鑑定したことは、裁判結果にも書かれている）。とすると、身体に傷害を受けたことによる賠償請求にあたるため、民法通則第136条（一）により、1年後の1993年7月18日か同年8月27日には附帯民事訴訟の時効も完成しているはずである。

第二の説は、附帯民事訴訟の時効は、附帯民事訴訟の前提となる刑事訴訟の訴追時効をそのまま用いるとする学説である¹⁹。この学説は、附帯民事訴訟は刑事訴訟を前提とするという点に特に着目し、刑事訴訟の訴追時効が完成したとき、同時に附帯民事訴訟の時効も完成すると考えている。

第三の説は、附帯民事訴訟の時効は、民事訴訟の時効期間とも刑事上の訴追時効とも異なるとする学説である。この説では、附帯民事訴訟を提起できる期間については、「第一審判決が出るまで提訴することができる」という規定があるため、このときまで附帯民事訴訟を提起することができるとする²⁰。このように附帯民事訴訟の時効に関しては、3つの

¹⁶ 唐学軍＝倪其勝（2007）、「附帯民事訴訟の時効应根据追訴時効確定」『檢察日報』2007年5月8日付3面。

¹⁷ 馮彦彬＝呉移〔ほか〕（1991）、「刑事附帯民事訴訟時効浅論」『当代法学（中国・吉林大学）』1991年1期、47～48頁。劉春英（2000）、「刑事附帯民事訴訟の時効問題之我見—從一起具体案件的討論談起」『河北法学（中国・河北政法職業学院・河北省法学会）』2000年3期、156頁。劉啓聰（2006）、「衝突与協調：淺議刑事附帯民事訴訟時効」『蘭州学刊（中国・蘭州市社会科学院）』2006年6期、202頁。

¹⁸ 中国の民事上の消滅時効は「訴訟時効」と呼ばれている。これは、社会主義法系の流れを汲み、消滅するのは実体法上の権利そのものではなく、訴訟を起こす権利のみと捉えられているためである。王利民（主編）（2010）、『民法』（第5版）中国・中国人民大学出版社、144頁。高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕（2016）、『現代中国法入門』（第7版）有斐閣、151頁。

¹⁹ 李磊（2016）、「刑事附帯民事訴訟中的訴訟時効認定」『人民法院報』2016年12月28日付6面。江西省南昌市司法局（2011）、「試論已過追訴時効的犯罪行為的可罰性」（応届卒業生網ホームページ）〈<http://biyelunwen.yjbys.com/fanwen/falv/379269.html>〉2011年9月5日発表、筆者は2017年3月3日最終閲覧（和訳では江西省南昌市司法局（高橋孝治（訳））（2016）、「公訴時効の議論から見る中国の犯罪観—江西省南昌市司法局刊『公訴時効期間超過後の犯罪の可罰性という試論』『あとらす（西田書店）』35号、202頁。〉。

学説があるが、多くの学者が支持しており有力説と言えるのは第一の説（民法通則上の訴訟時効の規定を用いるという説）である。

しかし、【事例7】の判決では民法通則第136条（一）に即してか「人身に関する損害賠償は1年で訴訟時効にかかる」と述べているものの、訴訟時効の起算点を「刑事訴訟上の訴追時効が完成した点」にしている。これは上記3つの学説のどれとも異なるし、条文からも導けない。結局、【事例7】も訴追時効の完成は認めるが、「少なくとも民事上の賠償責任は負わせる」という「民事的責任の必要性」を先に考慮して、その必要性に合うように無理な判断を行ったと評価することが妥当であるように思われる²¹。

また、【事例7】は「被害者の告発〔控告〕および公安の立案は全て事件発生から10年4か月後に行われている」と判示しているが、これはそもそも被害者が10年4か月もの間、公安などに事件の告発〔控告〕をしなかったということである。もちろん【事例7】は「雑踏の中」という公共の場で起きており、告発〔控告〕がなくても事件は公安などに認知されていたのではないかという疑問はある。しかし、被害者が告発〔控告〕をせず、権利の上に眠っていたため、公安や人民検察院などが立案を怠っていたという非があるわけではない。そのため、訴追時効により有罪としなくてもよいという判断は、他の事例と比べるとなされやすいものと思われる²²。

まとめると、【事例6】は、「何らかの責任に処す必要性」が先にあり、「刑事責任以外の責任を負わせたので、刑事責任の追及はしなくてもよい（訴追時効により有罪としないことを認める）」との判断があったと考えられる事例で、【事例7】は訴追時効により刑事責任を負わせることができないために、何とかして刑事責任以外の責任を負わせることにした事例と評価しうる²³。

²⁰ 周偉（2001）、「刑事附帯民事訴訟時効的依附性」『法学雑誌（中国・北京市法学会）』2001年6期、21頁。

²¹ 中国ではこのような「無理のある判断」がしばしば行われる。高橋孝治（2016）、「最高人民法院による無理のある判断—ある日本企業の中国での経験—」『LAW & PRACTICE（早稲田大学）』10号、308～310頁。

²² 中国に限ったことではないように思われるが、中国では以下のように指摘されている。「公安、人民検察院、人民法院の機関に自己の利益と被告人もしくは被害者の利益が衝突するようなことがあったとき、被告人もしくは被害者の利益は侵害されることがある。例えば、公安や人民検察院が有罪と考え、刑事拘留や逮捕をし、被疑者を起訴して、人民法院が無罪と判断しても、基本的に無罪判決が出ることはない。なぜなら、無罪判決は公安、人民検察院という二つの機関および当該事件に関わった公安および人民検察院の職員にとって不利益だからである。このように、被疑者の合法的利益を犠牲にして、公安、人民検察院およびそれらの職員は不利益を回避しているのである」（張明楷（2014）、「刑事司法改革の断片思考」『現代法学（中国・西南政法大学）』36巻2号、14～15頁）。中国で、訴追時効により有罪とならなかった場合が、10件という少ない数しか確認できない原因の一つには、この指摘のような現象があるものと思われる。

²³ 中国では、この「何とかして刑事責任以外の責任を負わせようとする」姿勢は実務運用のみならず、学説上も一定の支持を受けている。また、その中には附帯民事訴訟の時効は、刑事訴訟の訴追時効完成時から起算すると解釈すべきと【事例7】のような解釈方法を提言する論もある（江西省南昌市司法局・前掲注（19）（和訳では江西省南昌市司法局（高橋孝治（訳）・前掲注（19）204頁））。しかし、この論によってもどのようにしてそのような解釈が可能なのかは述べられていない。

V. 条文通り訴追時効の適用を行っているように見える事例

1. 事例の概要

訴追時効制度に有罪とならなかった事例の中にも、一見すると条文通り訴追時効制度を適用しているように見える事例も存在する（本当に「処罰の必要性」などを考慮していないのかは、本章2. で検討する）。ここでは、これらの事例を見る。

【事例8】（判決番号なし（窃盗および隠匿事件・新疆ウイグル自治区石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決）

被告人Aは1985年10月27日にキリヤハサミを用いて商店に侵入し窃盗を行い、盗品を何箇所かに分けて保管していた。そして、その盗品の内容と保管場所の詳細をもう一人の被告人BとBの妻に教え、Bに盗品である腕時計を一つ渡した。事件発覚後、AとBは口裏を合わせ一貫して容疑を否認し、さらにBはAに逃走資金5元を与えAを逃亡させた。しかし、同年12月10日公安の教育によりBおよびBの妻はAの犯罪行為と盗品の隠し場所を供述した。次の日、盗品のほとんどは押収されたが、公安はAおよびBに対して何ら強制措置は取らなかった。

1991年4月人民検察院はAおよびBに対して刑事訴追し、人民法院は以下のように判示した。「Aは巨額の窃盗を行い、犯罪発覚後5年間逃亡した。これは窃盗罪である。BはAの犯罪を知らずながら通報することもなく、公安の訊問にも容疑の否認をし、さらにAに逃亡資金を提供した。これは隠匿罪である。ただし、Bは公安の教育によりAの犯罪事実および盗品の隠匿場所を証言したので、処罰を軽くする」。これにより、Aは窃盗罪により懲役7年、Bは隠匿罪により懲役1年執行猶予2年に処せられた。

しかし、Bは訴追時効が完成していることを理由に上訴した。ところが第二審でも訴追時効完成という上訴理由は成立しないと原審維持が判示された。しかし、この後さらに再審が行われることになった。再審では「Aの窃盗罪は明白で証拠も確実で適当である。しかし、Bの行為は隠匿罪に該当するが、法定の時効期間内に何らの強制措置もとられていない。訴追時効期間経過後に刑事責任を追及することは法律の適用が適当ではない」とされた。これによりBの原審が取り消され、Bのみ無罪となった。

【事例9】（判決番号は（2005）北刑初字第220号）

1998年11月15日、被告人AおよびBと隣人であるCとが争いになった。これによりその場にいたCの母親は額をレンガで殴られ、さらに当該Cの父母が別の隣家に逃げ込んだために当該隣家に住んでいた夫婦DとFにも被害があった。これによりDの左手の指はAによりケガをさせられ、左手の関節が動かなくなり、Fの唇はBにより切りつけられ、歯が抜け、欠けた。しかし、DおよびFのケガはそれぞれ軽傷と認定された。そして、1999年9月14日に公安はBに対する立案をし、同年10月30日にBは逮捕された。さらに2003年

3月16日に公安はAに対する立案をし、2005年9月26日に人民検察院はAおよびBを同時に起訴した。しかし、人民法院は「当該案件の訴追時効期間は5年であり、本件発生から法院が受理をするまでに5年が経過している。さらに、AおよびBは立案がなされた後の証人喚問に際しても、逃亡することをせず、法院が受理した後も訴訟活動には全て参加しており、98刑法第88条にいう『捜査または裁判から逃れた』という状況は存在しない。そのため刑事責任を追及することはできない」と述べ、審理終了とした。

【事例10】（判決番号は（2008）商刑終字第267号）²⁴

被告人Aは、市の計画管理局の監察隊長の職権を濫用して、2001年4月から2002年4月の間に計画調査費、計画保証金などの名目で358,205元の金銭を得た。この行為に対して、刑事訴訟が提起され、職権濫用罪で6ヶ月の拘役²⁵に処せられることとなった。しかし、Aは「犯罪事実は2002年4月までに行われており、訴追時効が完成している。審理終了にしなければならない」と上訴した。

そして第二審は、「当該行為の最高法定刑は5年の懲役であり、犯罪から5年経過したら訴追できなくなる。時効期間は2002年4月から起算され、2007年4月に満了するにも関わらず、人民法院が起訴したのは2008年1月14日であった。さらに本件には、時効が中断する事由なども見受けられない」と判示し、第一審判決を取消し、審理終了とした。

2. 事例の分析

本章1.で挙げた事例はあくまで『一見すると』条文通り訴追時効の適用を行っているように見える」に過ぎず、精査する必要がある。【事例8】の事件発生は1985年10月27日であり、人民検察院による訴追は1991年4月で、この間約5年5ヶ月が経過している（【事例8】の判決は立案日について言及していない²⁶）。しかし、事件発覚後に立案がなされ、捜査が始まったからこそ、公安はBおよびBの妻に「教育」をしたはずである。79年刑法第77条は、97年刑法第88条と異なり、「強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない」と規定していた。そして、79年刑法でも、立案がなされ、

²⁴ 【事例10】は、高橋学説論文82頁で「立案時を裁判中で示していないため、立案時を基準に時効完成を判断しているのかは不明である例（ただし、全て時効は完成しているとしている）」に分類していた。しかし、これは筆者の誤りであった。【事例10】は、「起訴時を基準に時効完成を判断すると述べている例」に計上すべき例である。つまり、高橋学説論文82頁で、「起訴時を基準に時効完成を判断すると述べている例」は「1件」あるとしたが、これは「2件」である。また、高橋学説論文82頁では、「立案時を基準に時効を起算すると述べている例」も1件あるとしたが、これも筆者の誤りで、この1件は「立案時を基準に時効完成を判断するとは明確には述べていないものの、立案時が裁判内に示されており、立案時を基準に時効完成を判断していることが分かる例」に分類されるべき事例であった。

²⁵ 拘役とは、公安により執行される犯罪者に対する1ヵ月以上6ヵ月以下という短期間犯罪者の自由を奪う刑罰である（97年刑法第42条～第44条）（79年刑法下では15日以上6ヵ月以下。79年刑法第37条～第39条）。このため、日本の「拘留」に相当すると言えるが、日本の拘留は30日未満である点に違いがある。

²⁶ 79年刑法下にも立案制度はあった。張子培・前掲注（15）231頁。

捜査が始まればそれは「強制措置」であるとしている²⁷。つまり、高橋学説論文83頁で指摘したように、中国では、基本的に立案さえされればそのみで訴追時効にかかることはないという実務運用を行っているにも関わらず、【事例8】はそのような運用を行っていないのである。

また、Bの処罰根拠となる79年刑法第162条第2項は「その他の犯罪者を隠匿するかまたは偽証して隠匿した者は、2年以下の有期徒刑、拘役または管制に処する。情状の劣悪な者は2年以上7年以下の有期徒刑に処する」と規定している²⁸。そのため通常の隠匿罪の場合、79年刑法第76条（一）の「最高法定刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年」との規定により、訴追時効は完成していると解釈することができる²⁹。しかし、「情状の劣悪な場合」に該当するとの裁判官の判断次第では、最高法定刑は7年以下の有期徒刑となり、Bの訴追時効も完成しないことになる。

第一審判決では「Aの犯罪事実および盗品の隠匿場所を証言したので、処罰を軽くする」とBの情状は劣悪ではなかったと判断している。それにも関わらず、第一審、第二審ともに訴追時効の完成を認めなかったのは、「処罰という量刑を軽くしたのみで、訴追時効の完成までは認められない」と考えられていた可能性がある³⁰。そうすると【事例8】において、再審ではじめてBに対する訴追時効の完成を認めたのは、再審ではBに対する「処罰の必要性」を判断し直したためと見ることもできる。ここから、【事例8】でも「処罰の必要性」という政治的判断が先にあるのではないかと疑いが生じるのである。

次に【事例9】は、喧嘩をして隣家に逃げ込み関係のない者を巻き込み傷害を与えたという点で、高橋分析論文で検討した事例と類似性がある。しかし、高橋分析論文の例は、訴追時効が完成しているにも関わらず有罪を認定し、【事例9】とは結論が真逆となっている。また、【事例9】は立案後に「捜査または裁判から逃れ」る行為の有無を検証して、起訴時を基準に訴追時効の完成を判断している³¹。そのため、【事例9】でも「訴追時効は完成しているとしなければならない」という判断が先にあったのではないかと疑義が持てる。

【事例9】と高橋分析論文の例を比較すると、「喧嘩をして隣家に逃げ込み関係のない者を巻き込み傷害を与えた」という点で類似性はあるが、高橋分析論文の例では加害者が鈍器や刀などの危険性の高い凶器を用いて被害者に重傷を負わせているのに対し、【事例9】

²⁷ 陳興良＝曲新久（1994）、『案例刑法教程（上巻）』中国・中国政法大学出版社、600頁。

²⁸ ここでいう「その他の犯罪者」とは、「反革命罪を犯した者以外」を意味している。

²⁹ なお、79年刑法下での窃盗罪は、第151条で「比較的多額の公私の財物を窃盗、詐欺、強奪した者は、5年以下の有期徒刑、拘役または管制に処する」と規定されている。このため、79年刑法下の窃盗罪は「最高法定刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合」に該当し、訴追時効の期間は10年となる。

³⁰ もっとも、【事例8】について公開されているのは再審の裁判結果のみであるが、これを見る限り、第一審、第二審ともに何の根拠も示さずに「訴追時効完成という主張は成立しない」とだけ述べており、高橋分析論文57頁で指摘したように、「処罰の必要性」を先に考慮して訴追時効完成の可能性を言及していなかった可能性も否定できない。

³¹ 【事例9】は高橋学説論文82～83頁および前掲注24で指摘した、高橋学説論文の検証で「起訴時を基準に時効完成を判断すると述べている例」となった2件のうちの1件である。

の凶器はレンガであり刀と比べると危険性は高くなく、被害者も軽傷で済んでいるなどの点に違いはある。この両者の差からも、高橋分析論文の例は「処罰の必要性」が高いのに対し、【事例9】は「処罰の必要性」が低いという判断はなされ得るものと評価できる。

最後に【事例10】であるが、これも訴追時効制度について偏った運用がされている中、立案時などに一切言及せず訴追時効の完成を認めている。この点から【事例9】と同じく「訴追時効は完成しているとしなければならない」という判断が先にあったのではないかと考えられる。【事例10】に関しても、第一審では「6ヶ月の拘役」という非常に軽い刑罰に処せられることになっており³²、「処罰の必要性」が少ない事例であると判断されている可能性がある。しかし、中国共産党政権下では、職権濫用や腐敗は社会主義国家にあってはならないものと位置づけられており、厳罰が科される³³。特に「反腐敗」を前面に出している習近平政権下では有罪となっても「6ヶ月の拘役」ということはあり得ないであろう。すなわち、【事例10】に関する結論は、特に反腐敗が前面に出されていなかった時代のため、「処罰の必要性」が少ないと判断された可能性がある。

Ⅵ. これまでの事例分析を総括して

1. 訴追時効により有罪とならなかった事例全体を概観して

Ⅱ.～Ⅴ.で【事例1】～【事例10】を分析した。本章では、これらを踏まえて、訴追時効により有罪とならなかった事例を総合的に分析したい。また、訴追時効により有罪とならなかった事例とは言えないが、「情状は軽微であり、社会的危害性も大きくなく犯罪と認識すべきではない。よって検察院の主張する住宅への不法侵入罪は成立しない。また、弁護人の訴追時効が完成している旨の弁護意見は事実と合致せず、採用できない」と述べ無罪を宣告した例もあるが（(2009)宣刑初字第64号）、便宜上これを【事例11】と呼んで合わせて検討の対象とする。

訴追時効により有罪とならなかった場合を分析検討すると、全てが「訴追時効を本来的な意味で適用していない」と言えるように思える。ここでいう「本来的な意味」とは、犯罪発生から長時間が経過した場合、証拠が散逸しており訴訟の継続が困難であるため訴追時効制度を認めたり、犯人に対する恨みの感情が薄れているため訴追時効制度を認めるといった訴追時効制度の理由付けを指す。まず、高橋分析論文の例と比べると、【事例9】および【事例10】は社会的危害性が大きくなく、「処罰の必要性」が低いと判断できうる。さらに、基本的に立案時を基準に訴追時効完成の判断をするというのが中国の訴追時効制度の運用実務であるにも関わらず、【事例9】および【事例10】のみは起訴時を基準にその判

³² 職権乱用罪については、97年刑法第397条で「3年以下の有期徒刑もしくは拘役に処する。情状が特別重い場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処する」と規定されている。

³³ 「第二屆全國檢察工作會議決議要點」（1956）、北京政法學院刑法刑訴教研室『中華人民共和國 刑法參考資料（第一輯）』中国・北京政法學院、521頁（初出は『人民日報』1954年5月21日付）。

断を行っている。これらのことから訴追時効の完成を認める方がよいという判断が先にあるように見える。これは、【事例8】のように、「教育」という立案がされていなければ行われない捜査活動の一種を行っているにも関わらず、その点を無視している事例も同様である。

また、【事例6】および【事例7】は、訴追時効制度により「刑事責任を追及できない」、「訴追できない」と認めているにも関わらず、刑事責任と捉えることもできるような没収や、附帯民事訴訟による賠償を認めている。

そして、Ⅲ. 1. で指摘したように、【事例1】～【事例3】は、裁判官が無罪と述べても、反論されないように訴追時効制度を利用していると考えることができ、【事例4】および【事例5】は処罰の必要性を考慮した上で訴追時効が完成していると述べている。

これらを総合すると、高橋分析論文57頁で『処罰の必要性』が先にあり、訴追時効制度はその後その『処罰の必要性』から得られる「結論」に合うように適用されていると述べたことが本稿でも確認できたと言える。そして、【事例4】および【事例5】のように、訴追時効で有罪としない認定に、処罰の必要性を考慮している点や、【事例11】のように、犯罪が成立していないにも関わらず、訴追時効が完成しているか否かの判断をしている事例からも、中国では訴追時効が完成しているか否かは、有罪無罪の認定もしくは審理終了とするかの判断、量刑の判断の一要素になっていると言えるだろう。そうすると、Ⅱ. 1. でも指摘したように、中国でも「犯罪行為が実際に存在していることが、訴追時効制度を適用する基本的前提である」と言われているが、これは学説上の意見に留まるということになる³⁴。

2. 訴追時効により有罪とならなかった事例から見る訴追時効制度

訴追時効制度は、犯罪が起こった場合に一定期間が経過して審理終了にするか否かの判断基準ではなく、当該刑事事件の他の要素と一体化して有罪無罪および審理終了にするかの判断、量刑の判断のための一要素になる基準として運用がなされていると評価しうる。このように述べると、中国では訴追時効制度は廃止になってもかまわないのではないかという意見が噴出しうる。なぜなら、中国では、犯罪処罰に関して社会危害性を基準にするからである³⁵。これは、79年刑法第10条但書および97年刑法第13条但書の、犯罪があっても「情状が著しく軽く、危害の大きくない場合は、犯罪とはみなさない」という規定に具体的に表れている。この規定により、「処罰の必要性」が少ない場合は訴追時効制度がなくても、「犯罪ではないので処罰しない」とすることができるのである。つまり、時が経過

³⁴ 中国では、しばしば学説上の通説と政府解釈が異なる場合がある。石塚迅（2006）、「『人権』条項新設をめぐる『同床異夢』—中国政府・共産党の政策意図、法学者の理論的試み—」（アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）・前掲註書（12））358～359頁。

³⁵ 小口彦太（2011）、「中国刑法における犯罪概念と犯罪構成要件理論」（愛知大学現代中国学会（編）『中国21（東方書店）』35号）200～202頁。陳忠林（主編）、（2012）『刑法総論』（第2版）中国・高等教育出版社、45頁。

し、社会危害性が減退したため、79年刑法第10条但書や97年刑法第13条但書によって処罰しないこととすればいいということである。しかし、この意見に対しては、訴追時効制度には「裁判官が無罪と述べる時反論されないようにするための機能」があるために、訴追時効制度は必要であると反論できる。これはつまり、中国は民主化（自由な選挙によって市民が政権を選択する体制）が達成されていない国家で、中国共産党による統治の正統性を確保するために、「国家機関は間違いを犯さない機関」であることが必要であり、「人民法院は無罪と述べたが、有罪なのではないだろうか」との批判をかわすため、「例えば犯罪であっても訴追時効が完成している」としているのである。

このように考えると訴追時効制度は、中国の裁判官にとっては非常に便利な制度であると言える。裁判官が無罪判決を言い渡したいが、それに対して、無罪とは言えないのではないかと批判がされそうな場合には、「犯罪を構成せず、さらに訴追時効も完成している」と述べればよいし（【事例2】の例。また【事例1】のように、明らかに時効が完成していなくても、このように述べている例もある）、訴追時効が完成していても有罪を言い渡すべき場合には訴追時効の規定を無視して有罪判決を言い渡せばよい（高橋分析論文の例）。また、訴追時効が完成しており、そこまで重い責任を負わせる必要はなく、刑事責任以外の責任を負わせることが適当と判断される場合には、訴追時効の完成を宣言した上で、何らかの責任を科せばよい（【事例6】および【事例7】の例）。そして、これらのどれにも該当しない場合には、処罰の必要性を考慮し、訴追時効が完成しているとするか否かも判断要素の一つにして総合的に有罪無罪の判断や量刑などの判断を行うのである（【事例4】、【事例5】【事例8】、【事例9】および【事例10】の例）。

無論、これは訴追時効制度により有罪とならなかった場合の事例分析から考察できる「訴追時効制度の運用方法」であり、「制度が存在する意義」である。訴追時効制度創設当初からこのような意図があったわけではないだろう。しかし、現在においては少なくとも中国の裁判官にとって、無罪を言い渡す場合の「保険」としての効果があるなど便利に用いることができる制度となっている側面があると言える。

VII. おわりに

本稿では、訴追時効により有罪とならなかった場合を分析および検討した。その結果、訴追時効制度により有罪とならなかった場合においても、訴追時効制度の条文をただ機械的に適用したとは考えにくいとの結論が得られた。これにより、訴追時効により有罪とならなかった場合においても、「処罰の必要性」という政治的判断が先にあるように思えるという点で、先行研究の指摘と同じ結論が得られたと言えよう。さらに、訴追時効制度には、裁判官が無罪判決を出す際に批判をかわすための機能があることも指摘した。そして、「人民法院が間違いを犯す機関」ではないようにするためには、この機能こそが訴追時効制度の意義の一つにもあるのである。

訴追時効により有罪とならなかった場合の分析を通じて、上記のことを明らかにできたという点に本稿の意義があるだろう。

※本稿は、2017年3月11日に西南学院大学で行われた東アジア学会第72回定例研究会で口頭発表した「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」を若干修正したものである。

【付記】本稿以外の2016年度徳島賞受賞研究計画「中国における公訴時効制度の研究」の研究成果は以下の通りである。

高橋孝治（2016）、「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学大学院法学研究科）』111号、71-100頁。

高橋孝治（2017）、「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究（東アジア学会）』21号、45-61頁。

高橋孝治（2017）、「清末法制改革における日中法継受の再検証—公訴時効制度の導入時の日中の法比較の視点から」『比較思想・文化研究（東海大学）』7号、1-12頁（電子ジャーナル〈<http://www.thought-and-culture.net/>〉もしくは〈http://thought-and-culture.a.la9.jp/Vol.7_01_pp.1-12_takahashi.pdf〉）。

高橋孝治（2017）、「中台人的交流に関する公訴時効制度（訴追時効制度）の考察」『問題と研究（台湾・国立政治大学）』46巻3号、93-119頁。

劉鵬（高橋孝治（訳））（2016）、「中国法に内在する自己矛盾—劉鵬『犯罪に関する公訴時効のいくつかの問題の研究』の翻訳」『群系（群系の会）』37号、179-185頁。

江西省南昌市司法局（高橋孝治（訳））（2017）、「公訴時効の議論から見る中国の犯罪観—江西省南昌市司法局刊『公訴時効期間超過後の犯罪の可罰性という試論』」『あとらす（西田書店）』35号、197-207頁。

参考文献

・日本語文献（50音順）

アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）（2006）、『アジア法研究の新たな地平』成文堂（鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーショナル的法文化—」は321-337頁、石塚迅「『人権』条項新設をめぐる『同床異夢』—中国政府・共産党の政策意図、法学者の理論的試み—」は338-362頁）。

江西省南昌市司法局（高橋孝治（訳））（2017）、「公訴時効の議論から見る中国の犯罪観—江西省南昌市司法局刊『公訴時効期間超過後の犯罪の可罰性という試論』」『あとらす（西田書店）』35号、197-207頁。

小口彦太（2011）、「中国刑法における犯罪概念と犯罪構成要件理論」（愛知大学現代中国学会（編）『中国21（東方書店）』35号）、199-219頁。

小口彦太＝田中信行（2012）、『現代中国法』（第2版）有斐閣。

呉逸寧（2013）、「中国の民事訴訟における『職権的財産帰属命令』の運用と機能—日中比較法の視点を通じて—」『北大法政ジャーナル（北海道大学）』19号、1-41頁。

坂口一成（2001）、「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）—近代法の拒絶と受容」『北大法学論集（北海道大学）』52巻4号、1215-1284頁。

高橋孝治（2016）、「中国における劇法的法律観という試論—加藤隆則著『中国社会の見えない掟』に描かれた張曉麗事件を素材にして」『北東アジア研究（島根県立大学）』（27号）87-103頁。

高橋孝治（2016）、「中国における人権問題の最近の動向—2015年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙（同時代社）』42号、92-105頁。

高橋孝治（2016）、「最高人民法院による無理のある判断—ある日本企業の中国での経験—」『LAW & PRACTICE（早稲田大学）』10号、301-311頁。

高橋孝治（2016）、「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学大学院法学研究科）』111号、71-100頁。

高橋孝治（2017）、「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究（東アジア学会）』21号、45-61頁収録。

高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕（2016）、『現代中国法入門』（第7版）有斐閣。

夏目文雄（1974）、「中国刑法における時効論」『紀要（愛知大学国際問題研究所）』55号、47-62頁。

法令用語研究会（編集）（2006）、『有斐閣 法律用語辞典』（第3版）有斐閣。

・中国語文献（ピンインアルファベット順）

陳衛東（主編）（2014）、『刑事訴訟法』（第4版）中国人民大学出版社。

陳興良＝曲新久（1994）、『案例刑法教程（上卷）』中国政法大学出版社。

陳忠林（主編）、（2012）『刑法総論』（第2版）高等教育出版社。

董必武（1985）「進一步加強人民民主法制、保障社会主义建設事業」『董必武選集』人民出版社、406-422頁（初出は1956年9月19日の中国共産党第8回全国代表大会での発言）。

樊崇義（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』中国政法大学出版社。

馮彥彬＝呉移〔ほか〕（1991）、「刑事附帯民事訴訟時効浅論」『当代法学（吉林大学）』1991年1期、47-48頁。

高銘暄＝馬克昌（主編）（2011）、『刑法学』（第5版）北京大学出版社。

賈宇（主編）（2009）、『刑法学』中国政法大学出版社。

江西省南昌市司法局（2011）、「試論已過追訴時効の犯罪行為的可罰性」（応届卒業生網ホームページ）
〈<http://biyelunwen.yjbys.com/fanwen/falv/379269.html>〉2011年9月5日発表、筆者は2017年3月3日最終閲覧。

李磊（2016）、「刑事附帯民事訴訟中的訴訟時効認定」『人民法院報』2016年12月28日付6面。

劉春英（2000）、「刑事附帯民事訴訟的時効問題之我見—從一起具体案件的討論談起」『河北法学（河北政法職業學院・河北省法学会）』2000年3期、156-159頁。

劉啓聰（2006）、「冲突与協調：淺議刑事附帯民事訴訟時効」『蘭州學刊（蘭州市社会科学院）』2006年6期、201-203頁。

曲新久（主編）（2007）、『刑法学』中国政法大学出版社。

譚世貴（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』法律出版社。

唐学軍＝倪其勝（2007）、「附帯民事訴訟的時効应根据追訴時効確定」『檢察日報』2007年5月8日付3面。

王国枢（主編）（2013）、『刑事訴訟法学』（第5版）北京大学出版社。

王利民（主編）（2010）、『民法』（第5版）中国人民大学出版社。

王敏遠（主編）（2012）、『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国政法大学出版社。

于志剛（1998）、『追訴時効制度比較研究』法律出版社。

于志剛（1999）、『追訴時効制度研究』中国方正出版社。

張明楷（2011）、『刑法学』（第4版）法律出版社。

張明楷（2014）、「刑事司法改革的断片思考」『現代法学（西南政法大学）』36卷2号、3-19頁。

張子培（編）（1982）、『刑事訴訟法教程（高等学校法学試用教材）』群衆出版社。

周偉（2001）、「刑事附帯民事訴訟時効的依附性」『法学雜誌（北京市法学会）』2001年6期、19-21頁。

「第二屆全國檢察工作會議決議要點」（1956）、北京政法學院刑法刑訴教研室『中華人民共和國 刑法參考資料（第一輯）』北京政法學院、520-522頁（初出は『人民日報』1954年5月21日付）。

2017年度学会活動

1. 第27回大会 東アジアの今日的課題

日 時：2017年5月21日（日） 9：50～17：15

会 場：福岡大学2号館3階 232教室

午前の部（09：50～12：30）

■自由論第研究報告

座長：藤川昇悟（西南学院大学）

第1報告

「戦時期「満州国」における知識人のエスペラント運動

— 荒川銜次郎の言説と活動を中心に —」

報告者：譚謎（九州大学大学院博士後期課程）

第2報告

「韓国の「恨（ハン）」と日本の「侘」「寂」「粹」の比較研究」

報告者：崔秀蓮（西南学院大学非常勤講師）

第3報告

「クルーズ500万人時代に向けた九州地区の受入体制整備 — 地域DMO および政府への提言 —」

報告者：前嶋了二（JTB九州・九州産業大学非常勤講師）

第4報告

「カンボジアにおけるプレック・トノット多国間電力開発灌漑計画に関する一考察」

報告者：藤本穰彦（静岡大学）、友次晋介（広島大学）

午後の部（14：30～17：15）

■会長挨拶：小川雄平（東アジア学会会長）

■シンポジウム

「東アジアの今日的課題」

趣旨説明：安達義弘（帝京大学）

第1報告

「安保理決議案第2270号採択過程 — 「法的拘束力」を中心に —」

報告者：趙一中（九州大学大学院博士後期課程）

討論者：総田芳憲（立命館アジア太平洋大学）

第2報告

「中国少数民族地区の観光開発と文化保存活動 — 雲南省瀘沽湖地区を例にして —」

報告者：金縄初美（西南学院大学）

討論者：山田良介（九州国際大学）

第3報告

「境界地域と隣国を繋ぐ新たな旅行「ボーダーツーリズム」の可能性」

報告者：島田龍（九州経済調査協会）

討論者：千相哲（九州産業大学）

■閉会挨拶

2. 定例研究会

第73回定例研究会

日 時：2017年7月15日（土）14：00分～17：30

会 場：西南学院大学学術研究所 大会議室

報告

「中国から見た北朝鮮情勢」

金東吉氏（北京大学歴史学系副教授・朝鮮半島研究センター所長）

第74回定例研究会

日 時：2017年8月25日（金）13：30～17：30

会 場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター会議室

第1部 シンポジウム「東アジアにおける人文学の課題 — 大学、地域性、グローバル化」

「日中韓における近代海洋文学研究の現況」

尹一氏（釜慶大学教授）

「海賊の海から情報の海へ — シェイクスピアとデジタル人文学をめぐって」

小野俊太郎氏（文芸評論家）

第2部 講演

「グスコブドリの子供たち — 『風立ちぬ』、『シン・ゴジラ』『君の名は。』をめぐって」

小野俊太郎氏（文芸評論家）

第75回定例研究会

日 時：2017年11月25日（土）13：30～17：45

会 場：西南学院大学学術研究所 第四会議室

第1報告

「日系自動車メーカーの中国における正規ディーラーの分布と修理・メンテナンス用部品の配送システム — 广汽トヨタ社を事例にして — 」

阿部康久氏（九州大学大学院比較社会文化研究院 准教授）

林旭佳氏（ニトリ）

第2報告

「急変する中国」

相本康一氏（西日本新聞編集局社会部 次長）

第3報告

「国鉄改革セカンドステージとアジア大鉄道時代 ― 一帯一路戦略など ―」

石井幸孝氏（九州旅客鉄道株式会社 初代代表取締役社長／会長）

第76回定例研究会

日 時：2018年3月10日（土）

会 場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター会議室

第1報告

「在満日本人のエスペラント運動 ― 『民族協和』から『八紘一字』へ」

譚 謎（九州大学大学院地球社会統合科学府）

第2報告

「米軍基地と植民主義 ― 沖縄を事例に」

大城尚子（沖縄国際大学）

3. 東アジア学会・吉林大学東北アジア研究院共催シンポジウム

「日中国交正常化45周年記念シンポジウム」

日 時：2017年9月9日（土）

会 場：中国吉林大学匡亚明楼第1会議室

印刷全般

(学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等)

学術学会、イベントの運営支援

(最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等)

翻訳・通訳 (日↔英)

(翻訳全般、電話通訳、コミュニケーション講座)

西南学院オリジナルグッズ 販売

(ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等)

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、 生花販売、保険代理事業 等



株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。



学校法人 西南学院グループ

株式会社 キャンパスサポート西南

福岡市早良区百道1丁目14-29

TEL.092-823-3576 FAX.092-823-3590

URL <http://www.cs-seinan.co.jp>



編集後記

『東アジア研究』第22号・第23号合併号をお届けします。

今回は査読付き論文を5本掲載しております。2016年度徳島賞受賞者である猿渡会員と高橋会員の成果論文は、それぞれASEANの投資自由化の現状と中国の訴追時効制度を分析した力作です。小川会員の論文は、緊迫する北朝鮮情勢を打開するために経済協力の深化が必要と主張する意欲作です。また、福田会員の論文は大阪市営渡船の観光資源への活用方策を、渡辺会員の論文は2012年の重慶事件をめぐる日本の新聞報道の状況を、ともに詳細に検討しております。いずれも質の高い論文が揃いましたので、皆様ぜひご一読ください。投稿者とレフェリーの先生方に厚く御礼申し上げます。

今後とも紙面の充実に努めてまいりますので、会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(編集担当企画委員：西田顕生・荒木雪葉)

東アジア研究 (東アジア学会機関誌) 第22号・第23号合併号

発行日：2018年3月

発行：東アジア学会

事務局：〒805-8512

福岡県北九州市八幡東区平野1-6-1

九州国際大学 木村貴研究室

Tel: 093-671-8913

Mail: ta-kimura@law.kiu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。

予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.22·23 2018 March

Regional Economic Cooperation in Northeastern Asia
under New International Affairs **OGAWA Yuhei**

Consideration of the Osaka Municipal Ferryboat as a Tourist Attraction **FUKUDA Seiji**

Analysis of Japanese Newspapers Reports
on Bo Xilai Scandal in 2012 **WATANABE Naoto**

Investment Liberalization in ASEAN:
Progress and Challenges **SARUWATARI Tsuyoshi**

Study in case of not convicting by the prescribed statute
of limitations in China **TAKAHASHI Koji**

Year 2017 Activity Report